

令和8年5月21日（木曜日）

○出席議員（11名）

1番	木下智治	議員	7番	尾田良一	議員
2番	三浦克欣	議員	8番	土本稔	議員
3番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
4番	角久子	議員	10番	南昭栄	議員
5番	澤良一	議員	11番	甲部昭夫	議員
6番	古玉いづみ	議員			

○欠席議員（1名）

12番 坂井幸雄 議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金蔵
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田畠洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学
生活環境課担当課長	山田正勝		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 邊 浩 久 書 記 石 川 恵梨香
議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第 1 号）

令和 8 年 5 月 21 日 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 報告第 1 号 令和 7 年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 令和 7 年度中能登町一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 3 号 令和 7 年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 4 号 令和 7 年度中能登町下水道事業会計予算繰越計算書について

議案第 2 号 中能登町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する
条例の一部を改正する条例について

議案第 3 号 令和 8 年度中能登町一般会計補正予算

議案第 4 号 令和 8 年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第 5 号 令和 8 年度中能登町下水道事業会計補正予算

議案第 6 号 小字の区域の変更について

議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
（高齢者グループホーム「しあわせの里」）

日程第 3 常任委員会付託

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） おはようございます。

12番 坂井幸雄議員から、自宅療養のため欠席届が提出されていますので、報告します。

ただいまの出席議員数は11名です。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより令和8年度中能登町議会6月定例会議を再開いたします。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から6月5日までの16日間といたします。

また、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を、別紙の説明員、職、氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（南 昭榮議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、7番 尾田良一議員、8番 土本 稔議員を指名いたします。

◎議案の上程

○議長（南 昭榮議員） 日程第2

議事日程のとおり、報告第1号から報告第4号、議案第2号から議案第7号まで、以上の報告4件、議案6件を一括して議題といたします。

◎提案理由説明

○議長（南 昭榮議員） 町長から提案理由

の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日ここに令和8年度中能登町議会6月定例会議の開会に当たり、町の近況について申し述べるとともに、提案いたしました各議案についてご説明をいたします。

まず初めに、令和7年国勢調査の集計速報が発表され、前回調査以降に、この5年間で石川県の人口は4万4,000人余りが減少し、減少数・減少率ともに過去最大という内容でありました。

とりわけ能登半島地震、奥能登豪雨で甚大な被害を受けた能登地域の人口流出が顕著であり、中能登町においても、この5年間で人口およそ8%、1,200人余りが減少している状況であります。

人口減少は震災以前からの課題ではありましたが、今回の相次ぐ災害により人口の流出に拍車がかかったことは、国勢調査の結果からしても明白であり、これを食い止めるためには、一日も早い復旧復興に、能登全域が一体となって取り組む必要があるものと考えております。

町では昨年度末に、今後10年間のビジョンづくりの方向性を示す「なかのと未来ビジョン」を策定いたしました。このビジョンは、「つながりと明るい希望が持てるまちづくり」を基本理念とし、人口減少や震災からの復旧・復興といった重点課題への対策、まちの基盤の維持、効率的な行政運営に、住民と町とが一体となって取り組むこととしており、次の世代によりよい中能登町を引き継いでいけるよう、進めてまいりたいと考えております。

また、今月14日には、熊本県御船町と災害相互応援協定を締結いたしました。御船町は熊本地震からの復興を遂げた町であり、能登半島地震の際にもいち早く当町へ職員を派遣していただき、災害対策本部の運営等、様々

な支援をいただきました。このご縁を大切に、災害時のみならず様々な分野で交流を重ね、今後の両町の発展にも役立てていければと考えております。

さて、今月31日は本州初のトキ放鳥事業が、羽咋市で行われます。また、9月には2度目の放鳥が中能登町で行われることが決定しており、復興のシンボルとして、中能登町の空をトキが羽ばたくことに、大きな期待を寄せているところであります。

今後は、関係する各種団体と連携するとともに、町民の皆さんのご協力を賜りながら、トキが生息できる環境づくりにも取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の主な内容につきまして、順次ご説明をいたします。

初めに、報告第1号 令和7年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

これは、令和7年度から令和8年度に予算を繰り越すため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

次に、報告第2号 令和8年度中能登町一般会計事故繰越し繰越計算書については、令和6年能登半島地震の影響により、令和7年度から令和8年度に予算を繰り越すため、地方自治法施行令第150条第3項において準用する第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 令和7年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書について、報告第4号 令和7年度中能登町下水道事業会計予算繰越計算書については、令和7年度から令和8年度に予算を繰り越すため、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

次に、議案第2号 中能登町地方活力向上

地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号 令和8年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億6,688万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ156億4,188万1,000円とするものであります。

また、第2表の地方債の補正につきましては、一般単独施設改修事業債のほか、3つの地方債について、限度額の総額を19億6,330万円とするものであります。

補正予算の歳入の主なものは、第15款県支出金の総務費県補助金として3,579万2,000円、同じ公債費県補助金として2億238万7,000円、第18款繰入金の基金繰入金として2,468万円を、それぞれ増額するものであります。

また、補正予算の歳出の主なものは、第2款総務費の一般管理事業として2億238万7,000円、地域コミュニティ施設等再建支援事業として3,000万円、第10款教育費の生涯学習センター管理運営事業として1,813万3,000円、同じく体育施設維持管理事業として6,068万8,000円を、それぞれ増額するものであります。

次に、議案第4号 令和8年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出で452万6,000円を増額するもので、災害復旧事業の完了実績に伴い、国庫補助金の一部を返還するものであります。

次に、議案第5号 令和8年度中能登町下水道事業会計補正予算につきましては、企業債の利率を改めるものであります。

次に、議案第6号 小字の区域の変更についてであります。

中能登町在江地内で実施した農村総合整備

事業において小字の区域を変更するもので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第7号 公の施設の指定管理者の指定については、高齢者グループホーム「しあわせの里」の指定管理者を、新たに社会福祉法人鹿南福祉会に指定するもので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定期間は令和8年7月1日から令和13年3月31日までであります。

以上、本日提出しました議案各件につきまして、その対応をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては慎重なる審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

訂正をいたします。4ページの報告第2号のところで、令和7年度と申し上げるところを令和8年度と説明しましたが、令和7年度ですので、訂正をさせていただきます。

○議長（南 昭栄議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎議案説明

○議長（南 昭栄議員） これより、本定例会議に上程されました報告4件、議案6件について、一括して議案の説明及び質疑を行います。執行部におかれましては、説明は簡潔、明瞭で、答弁は的確なものとするよう求めておきます。

なお、予算関係の議案第3号から議案第5号までの補正予算についての質疑は25日の予算決算常任委員会で行いますので、ここでの質疑は省略します。

それでは、報告第1号から報告第4号について、説明を求めます。

この報告4件は、地方自治法第180条の規定による報告事項であり、議決を要するものではないことを申し添えておきます。

まず、報告第1号について説明を求めます。

議案書は3ページから6ページとなります。

横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 それでは、議案書3ページをご覧ください。

報告第1号 令和7年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度中能登町一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告するものであります。

続いて、4ページをご覧ください。

ここからは、令和7年度から令和8年度に繰り越す事業名の一覧を掲載していますが、これは令和7年度3月定例会議におきまして議決をいただきました議案第60号 一般会計補正予算の繰越明許費について、翌年度繰越額と財源内訳をお示しするものであります。

繰越額の大きいものでは、4ページ中段です。6款農林水産業費の農業機械再取得等支援事業費で2億4,514万円、同じく4ページ下段、7款商工費の緊急経済対策費で2億647万4,000円。

5ページをご覧ください。表の下段、11款災害復旧費の農業用施設災害復旧事業費で1億3,518万6,000円、その下の同じく11款林道復旧費の林道災害復旧事業費で1億9,658万5,000円。

6ページをご覧ください。上段の11款災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業費で1億65万5,000円などであり、合計では30の事業、翌年度繰越額の総額は13億1,815万6,000円であり、財源の内訳につきましては、ご覧のとおりであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 説明が終わりました。

ただいまの報告第1号について、質疑のある方はお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） ないようであります。

次に、報告第2号について説明を求めます。

議案書は7ページから8ページとなります。

横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長 それでは、議案書の7ページをご覧ください。

報告第2号 令和7年度中能登町一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項において準用する第146条第2項の規定により、令和7年度中能登町一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告をするものであります。

8ページをご覧ください。

ここでは、令和7年度から令和8年度に事故繰越をする事業の一覧を掲載をしております。

第6款農林水産業費の地域農政推進対策事業費、以下4事業につきまして、能登半島地震の影響により、令和7年度から令和8年度に事業を繰り越しするものであり、翌年度繰越額と財源内訳をお示しするものであります。

翌年度繰越額の総額は、合計5事業で2億426万3,000円であります。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 説明が終わりました。

報告第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） ないようであります。

次に、報告第3号について説明を求めます。

議案書は、9ページから10ページとなります。

す。

田中参事兼生活環境課長

〔田中 智参事兼生活環境課長登壇〕

○田中 智参事兼生活環境課長 それでは、議案書9ページをご覧ください。

報告第3号 令和7年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告するものでございます。

10ページをご覧ください。

上段の表は、地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越しの額の一覧表となります。

第1款資本的支出、第1項建設改良費の、事業名、建設改良費では、下水道災害復旧に伴う水道移設補償の水道の単独事業分として、翌年度への繰越額は2,950万円を、また、その同じく下段の事業名、災害復旧費では、下水道災害復旧に伴う水道移設補償費として2億1,125万円を、それぞれ令和8年度へ繰り越しするもので、繰越しの理由といたしましては、能登半島地震の復旧等に伴う労働者不足によるものでございます。

次に下段の表は、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額の一覧となります。

第1款資本的支出、第1項建設改良費の、事業名、建設改良費では、下水道災害復旧に伴う水道移設の水道単独事業分として1,800万円を、同じく事業名、災害復旧費では、水道施設の災害復旧費として70万9,000円を、下水道災害復旧に伴う水道移設補償費として1億5,029万円を、それぞれ令和8年度へ繰り越しするものでございます。

繰越理由は、能登半島地震の復旧に伴う労働者不足によるものでございます。

説明は以上であります。

○議長（南 昭栄議員） 説明が終わりました。

た。

報告第3号について質疑はありませんか。

尾田良一議員

〔7番（尾田良一議員）登壇〕

○7番（尾田良一議員） 初歩的なあれなんですけれども、要するに労働者不足というのが続くということなんですけれども、これは数年、こういう状態が続き得るということなんでしょうか。はっきりしたことは言えないと思いますけれども、何らかの考えがあれば、思いをお知らせください。

○議長（南 昭栄議員） 田中参事兼生活環境課長

○田中 智参事兼生活環境課長 ご質問にお答えいたします。

請負はしていただいておりますけれども、やはりこの能登半島地震に伴う労働者不足は、能登半島全域、石川県全域というようなことで捉えておまして、やはり今後数年間は、復旧とともに不足という状況は続くのかなというふうに認識しておりますので、今後ますます、これが事業が遅れていく、工事が遅れていくというようなところになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 昭栄議員） 尾田議員

○7番（尾田良一議員） 分かりました。それだけ一応、お伺いしたかったです。

○議長（南 昭栄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） ないようであります。

次に、報告第4号について説明を求めます。

議案書は11ページから12ページとなります。

田中参事兼生活環境課長

○田中 智参事兼生活環境課長 それでは、

議案書11ページをご覧ください。

報告第4号 令和7年度中能登町下水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度中能登町下水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告するものでございます。

12ページをご覧ください。

上段の表は、地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越しの一覧表となります。第1款資本的支出、1項建設改良費の事業名、建設改良費では、社会資本総合整備事業といたしまして1億3,500万円を、同じく事業名、災害復旧費では、下水道施設の復旧事業として10億6,740万円を、それぞれ令和8年度へ繰り越しするものでございます。

繰越理由といたしましては、資材の入手困難や、能登半島地震の復旧等に伴う労働者不足によるものでございます。

次に、下段の表は、地方公営企業法第26条第2項のただし書の規定による事故繰越額の一覧となります。

第1款資本的支出、第1項建設改良費の事業名、災害復旧費では、下水道施設の復旧事業といたしまして、5億453万2,316円を、令和8年度へ繰り越しするものでございます。

繰越理由は、能登半島地震の復旧等に伴う労働者不足によるものでございます。

説明は以上であります。

○議長（南 昭栄議員） 説明が終わりました。

報告第4号について、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） ないようであります。

以上で、報告第1号から報告第4号までの報告を終結します。

次に、議案第2号について説明を求めま

す。

議案書は13ページから14ページとなります。

土屋税務課長

〔土屋金蔵税務課長登壇〕

○土屋金蔵税務課長 それでは、議案書は13ページをご覧ください。

議案第2号 中能登町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

14ページは改正分となります。

それでは説明資料にて説明いたしますので、説明資料の2ページをご覧ください。

それでは、まず、今回の改正理由であります。地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、主な改正概要であります。1つ目は適用期限の延長についてであります。地域再生法等に基づく事業者に対して、固定資産税の課税免除または不均一課税の適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとするものであります。

2つ目は、その他所要の規定の整備についてであります。償却資産等の文言の規定の整備を行うものであります。

この条例の施行期日は公布の日から施行し、令和8年4月1日からの適用となります。なお、新旧対照表は3ページから4ページまでとなります。

説明は以上であります。

○議長（南 昭栄議員） 説明が終わりました。

議案第2号について、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） ないようであります。

次に、議案第3号について説明を求めま

す。

議案書は15ページから29ページとなります。

横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 それでは、議案書の15ページをご覧ください。

議案第3号 令和8年度中能登町一般会計補正予算についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億6,688万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ156億4,188万1,000円とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、第2表地方債補正によるものとします。

続いて、19ページをご覧ください。

第2表地方債補正であり、限度額の設定などについて変更を行うものであります。

一般単独施設改修事業債では4,930万円を9,410万円とし、4,480万円を追加するものであります。

次に、補助災害復旧事業債では、2,730万円を2,850万円とし、120万円を追加するものです。

次に、児童福祉施設整備事業債では、1,530万円を1,730万円とし、200万円を追加するものです。

最後に、過疎地域持続的発展特別事業債では、8,210万円を8,860万円とし、650万円を追加するものです。

また、利率につきましては、最近の市場金利の動向を踏まえまして、これまでの年4.0%以内から、年6.0%以内に見直しをいたします。

合計では19億880万円を19億6,330万円とし、5,450万円を追加することとなります。

続いて、22ページをご覧ください。

歳入について説明をいたします。

今回の補正予算における各種事業などにお

いて財源となる国や県の補助金であります
が、主なもの申しますと、まず初めに、第
15款県支出金の総務費県補助金で3,579万
2,000円の増額ですが、このうち、地域コ
ミュニティ施設等再建支援事業で1,000万円の
増額。その下、能登創造的復興支援交付金で
2,542万2,000円の増額。

23ページの上段をご覧ください。

同じく第15款県支出金、8目公債費県補助
金、災害廃棄物処理事業基金補助金で、2億
238万7,000円の増額。

第18款繰入金、基金繰入金では2,468万円
の増額ですが、このうち財政調整基金繰入金
では、財源の調整を図るために2,115万円の
増額。

第20款諸収入、雑入で3,486万4,000円の増
額ですが、このうち、生涯学習課雑入、コ
ミュニティ助成事業補助金で1,000万円の増
額。地域スポーツ施設整備事業で2,400万円
の増額などであります。

第21款町債につきましては、先ほど地方債
の補正で説明をいたしましたので、ここでは
省略をいたします。

続きまして、24ページをご覧ください。歳
出であります。

まず、第2款1項1目一般管理費の事業名
2一般管理事業で、2億238万7,000円の増額
をお願いするものであります。

これは、能登半島地震などの災害廃棄物処
理事業費について、県が市町の負担軽減を図
るために補助金を交付し、それを町の減債基
金として積立てをしておき、今後の災害対策
費の元利償還に充当をするものであります。

次にその下、事業名5の情報管理事業で、
73万7,000円の増額をお願いするものであり
ます。

これは、障害福祉サービス等の報酬改定に
伴うシステムの改修に係る経費であります。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 辻口住民窓口課長

〔辻口 要住民窓口課長登壇〕

○辻口 要住民窓口課長 それでは、同じく
議案書24ページをお願いいたします。

中段になります。2款1項4目、事業名は
行政サービス庁舎管理事業になります。49万
7,000円の増額をお願いするものです。

10節施設修繕料において、行政サービス庁
舎の受水槽で受水槽内の水位が一定量を下回
った場合、自動で電磁弁が開き注水される仕
組みになっていますが、その電磁弁が閉じた
ままの状態が注水されない不具合が発生し
たところから、状態の確認を依頼したところ、
その電磁弁の開閉を制御する電子部品等
の交換が必要となったため、26万9,000円を
増額するものです。

次に、12節業務委託において、警備保障業
務で、人件費の高騰により、夜間の警備忘れ
等の退館監視業務に、1か月当たりの委託料
が増額となるほか、夜間の警備忘れ確認のた
めに臨時出動した場合の出動経費が別途必要
となることから、22万8,000円を増額するも
の です。

説明は以上になります。

○議長（南 昭栄議員） 岩田企画情報課長
〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、議案
書24ページ中ほどの6目、事業名2企画総務
費で、454万8,000円の増額補正をお願いする
ものです。

内容としましては、企画情報課の窓口業務
の補助としまして、会計年度任用職員1名分
の人件費の予算措置をお願いするものであり
ます。

内訳としましては、まず、1節の4会計年
度任用職員報酬で261万5,000円、3節の11期
末手当で64万2,000円、3節の12勤勉手当で
54万7,000円、4節の5職員共済組合負担金
で27万1,000円、4節の9社会保険料で36万
3,000円、8節の1費用弁償で11万円を、そ
れぞれ計上しております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

7目、事業名4地域おこし協力隊事業で、980万4,000円の増額補正をお願いするものです。

内容としましては、現在活動中のおにぎり稲作文化総合プロモーション事業に携わっている隊員の、能登半島地震の影響による期間延長に伴う予算措置及び特産品コンシェルジュと地場産業継承に携わっていただく新規隊員2名分を計上するものです。

内訳としましては、まず、12節委託料で565万4,000円です。こちらは業務委託として、主に隊員の人件費等となります。

次に、18節の2補助金で415万円です。こちらは、主に隊員の活動費に対する補助金となります。

なお、地域おこし協力隊の活動に関する費用は、特別交付税の対象となります。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長 続きまして、8目石川県復興基金事業費の、事業名2地域コミュニティ施設等再建支援事業で、3,000万円の増額をお願いするものであります。

これは、能登半島地震で被災をしました各地区におけます集会所等のコミュニティ施設の建て替えなどにつきまして支援を行うものでありますが、申請件数の増加が見込まれるため、増額を行うものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 辻口住民窓口課長

○辻口 要住民窓口課長 それでは、同じく議案書25ページをお願いいたします。

中段となります。2款3項1目、事業名は戸籍住民基本台帳費になります。22万円の増額をお願いするものです。

22節国県等返還金におきまして、令和7年度中長期在留者居住地届出等事務委託費に返

還金が生じたことから、22万円を増額するものです。

説明は以上になります。

○議長（南 昭栄議員） 田嶋長寿福祉課長〔田嶋洋子長寿福祉課長登壇〕

○田嶋洋子長寿福祉課長 続いて、3款1項1目、事業名2社会福祉事業で、18の3民生委員児童委員活動費交付金37万6,000円の増額補正をお願いするものです。

この交付金は、民生委員児童委員お一人ずつに交付する活動費と、地区民生委員協議会活動推進費として交付するものですが、実際の活動におけるガソリン代や通信費などの支出額の物価上昇や、民生委員の訪問活動や相談支援などの活動件数の増加、また、成り手不足の解消及び活動環境の改善の必要性から、国において活動費の拡充が認められたため、必要額を増額補正するものであります。

次に2目、事業名3自立支援事業で、19節扶助費で、身体障害者介助用自動車改造費助成24万9,000円の増額補正をお願いするものです。

この事業は、車椅子を使用する身体障害者などを介助する方が、障害者の外出を容易にするために、所有する自動車を車椅子のまま乗降できるよう、リフトつきや回転シートつき、または床面が通常よりも低い、いわゆる超低床に改造したり、もしくは同じように改造された自動車を購入する場合、その費用の一部を助成し、介助者の負担軽減と身体障害者などの社会参加の促進を図るものであります。

今回、1件の申請見込みがあり、必要額を計上しました。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 山本健康保険課長〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 それでは、議案書の26ページ上段をご覧ください。

第3款2項2目、事業名2保育園運営費

で、219万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

内訳は2件ありまして、1節3細節非常勤職員報酬12万円と、14節工事請負費207万6,000円の増額補正ですが、説明資料で説明をいたします。

説明資料の7ページをご覧ください。

1件目の、1節3細節の非常勤職員報酬12万円の内容は、町立保育園民営化移管法人選定委員会の委員報酬です。

事業の目的及び概要は、令和11年4月の町立つくし保育園の民営化に当たり、移管法人を公平かつ適正に選定するため、町立保育園民営化移管法人選定委員会を設置し、公募要項及び審査基準を検討の上、移管法人の公募を実施し、応募のあった法人について、同委員会の審査を経て、移管法人を決定するものです。

委員は7名を予定していますが、うち2名は町関係職員等ですので、1回当たり6,000円の報酬で、5名分の4回開催で、合計12万円を計上するものです。

次に2件目は、次のページ、8ページをご覧ください。

14節工事請負費207万6,000円の事業内容です。

事業の目的は、老朽化により稼働しない等の状態のエアコン及び暖房機器を更新し、保育環境を整備するものであります。

具体的事業内容は、こすもす保育園の医務室のエアコン1台更新で47万3,000円、さくら保育園の医務休憩室のエアコン1台更新で18万9,000円、つくし保育園の1歳児室の暖房機器2台更新で68万2,000円、同じく、つくし保育園の2歳児室の暖房機器2台更新で73万2,000円で、合計207万6,000円を計上するものです。

財源といたしまして、交付税措置のある地方債200万円を充当する予定です。

次に、議案書に戻っていただきまして、議

案書26ページの上段2項目めをご覧ください。

3目、事業名1 児童館運営費で、13万3,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、12節委託料で、共立ソリューションズに委託している児童館厚生員の行政事務包括業務委託料ですが、増額の理由は、当初予算で最低賃金の増額改定を見込み計上していましたが、その見込みを上回る改定があったため、契約額が増額となったことによるものです。

次にその下、4目、事業名1 学童保育事業で、30万1,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、12節委託料で、共立ソリューションズに委託している放課後児童クラブ支援員の行政事務包括業務委託料ですが、増額の理由は、さきの児童館厚生員と同じく、最低賃金の増額改定の影響によるものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 田嶋長寿福祉課長
○田嶋洋子長寿福祉課長 続いて、3項1目、事業名1、災害救助費の19節扶助費で、生活家電の購入支援事業39万円の増額をお願いするものです。

内容は、令和6年能登半島地震により被災し、応急仮設住宅に入居する方に対する生活家電の購入支援について、建設型応急仮設住宅の入居者の申請期限が令和9年3月31日までに延長されたことによるもので、支援の上限額1戸当たり13万円を、3件分計上しました。

なお、この財源については、全て県負担であります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 前田農林課長
〔前田吉光農林課長登壇〕

○前田吉光農林課長 続いて、議案書の26ページ下段をお願いいたします。

6款1項4目、事業名1 農業振興費で、

457万8,000円の増額補正をお願いするものがあります。

10節の1 消耗品費30万は、今年9月頃、第2回トキ放鳥が春木地区周辺で行われることが決定いたしましたので、機運醸成を図るため、のぼり旗等を制作する経費を計上するものであります。

18節の2、補助金では、2事業を増額するものであります。

1点目のトキ生息環境整備事業は、トキの生息環境に配慮した米作りの取組を支援する、県100%の県単の補助事業であります。

当初より、取組面積及び取組項目が増加したことにより、175万6,000円を増額補正するものであります。

2点目の、高温等気象災害対策緊急支援事業は新規事業であり、園芸用の軒高ハウスを導入する農業者に対する支援事業で、県50%補助の県単事業であります。県のほうから2名の農業者へ配分案内があり、増額補正をするものであります。

対象者につきましては、芹川地区の認定農業者と久乃木地区の認定新規就農者の2名であります。

7目の事業名3 経営土地改良事業費につきましては、金額の増減はなく、地方債の補正に伴うものであります。

続いて、27ページをお願いいたします。

2項2目、事業名1 林業振興費では、353万円の増額補正となります。

10節の1 消耗品費118万8,000円は、初誕生記念品として配布しております間伐された県産木材を利用した積み木が、年度末までに在庫不足が予想されることから、追加で100セットを購入するものであります。

12節委託料234万2,000円は、令和7年度から取り組んでいます間伐材を利用した什器制作及びPR戦略策定に係る経費となります。

ビジョン作成業務は内容見直しによる増額、什器制作につきましては資材高騰による

増額であり、今年度につきましては、5歳児用の机・椅子を制作することとしております。

いずれにつきましても、森林環境譲与税を活用するものであります。

説明は以上となります。

○議長（南 昭栄議員） 岩田企画情報課長

○岩田 正企画情報課長 続きまして、同じく27ページ中ほどをお願いいたします。

7款1項1目、事業名2 商工振興事業費で、843万4,000円の増額補正をお願いするものです。

内容としましては、14節工事請負費で、能登上布会館内の空調設備は設置から25年以上が経過し、老朽化に伴う故障及び冷暖房機能の低下が著しいことから、今回、整備更新をお願いするものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 清酒危機管理課長〔清酒秀樹危機管理課長登壇〕

○清酒秀樹危機管理課長 続きまして、同じく27ページ、中段をお願いいたします。

9款消防費、1項3目、事業名1 防災対策費で、346万円の増額をお願いするものであります。

これは、避難所の入退所オンラインシステムで管理するためのシステムを構築するもので、12節委託料の業務委託費148万円は、システム初期導入に係る委託費用であり、17節の備品購入費198万円は、運営用パソコン3台、カードリーダー3台を購入する費用であります。

このシステムにつきましては、石川県及び県内全市町共通の体制を構築し、避難所の混雑状況等の可視化や避難者情報の避難所間連携を可能とするものです。

これまで避難所受付にて手書きで受付簿に記入していたものが、マイナンバーカード、運転免許証、LINEやQRコード読み取りによるオンラインチェックイン、職員による

氏名等の代行入力に変更するもので、これにより、避難者の氏名、住所、生年月日、性別などの基本的な情報が、自動的に避難者名簿として管理できるようになります。

今回導入予定の3セットにつきましては、中長期の避難所開設が見込まれる拠点避難所にて活用する想定としております。

なお、財源としましては国庫事業の地域未来交付金（デジタル実装型）補助率2分の1の173万円及び石川県システム導入事業費補助金として、システム運用費に当たる町負担額の2分の1の、37万円を充当するものであります。

説明は以上であります。

○議長（南 昭栄議員） 木幡学校教育課長
〔木幡嘉広学校教育課長登壇〕

○木幡嘉広学校教育課長 続きまして、27ページ下段をお願いいたします。

10款1項2目、事業名2の学校教育事務局費で、672万1,000円の増額をお願いするものであります。

まず、1の4会計年度任用職員報酬から8の1費用弁償までは、今年度の5月から採用しました会計年度任用職員に係るものであります。

主な業務としましては、学校災害共済業務、学校開放施設貸出し事務、町PTA事務局等の学校教育事務であります。

次に、28ページにまたがりますが、12委託料の業務委託120万円は、町内の運行事業者に委託しているスクールバス運行業務におきまして、運行経路の一部変更や燃料高騰などに伴う単価が増額となったため、不足する分を計上したものであります。

行政事務包括業務委託97万3,000円は、契約単価変更に伴うもので、スクールバス運行管理業務及び小・中学校支援業務に係る不足分を計上したものであります。

次に、3項1目、事業名1の中学校管理費で、111万7,000円の増額ですが、10の7施設

修繕料100万円は、中能登中学校音楽室の空調が故障したため、その修繕に係るものであります。夏場が近いことから、現在、既決予算で対応させていただいております。

11の3手数料11万7,000円は、中能登中学校の飲料水水質検査業務に係るものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 笹谷生涯学習課長
〔笹谷 学生涯学習課長登壇〕

○笹谷 学生涯学習課長 それでは、28ページ下段をお願いいたします。

4項社会教育費、1目、事業名2社会活動推進事業費で、補正の増減はありませんが、財源内訳の変更で、国・県支出金が195万9,000円の増、一般財源が195万9,000円の減額であります。

これは、これまで部活動の指導謝金は、国の実証実験で、運動部活動地域移行推進事業の委託金で対応しておりましたが、令和8年度からはこの事業が廃止となり、補助金となりました。

また、休日は実証実験と同様に、国3分の1、県3分の1、町3分の1と変わりませんが、新たに平日は、国が100%補助となったことによるものであります。

次に、4目、事業名2生涯学習センター管理運営事業で、1,813万3,000円の増額をお願いするものであります。

内容は、14工事請負費で、レクトピアパークに設置するユニバーサルデザインの遊具設置工事で、昨年度に、まぼろし城に連結してある危険な遊具を撤去しましたが、その部分に新たに遊具を設置するものであります。

なお、財源は宝くじのコミュニティ助成事業助成金を申請したところ、採択となったため、1,000万円を活用するものであります。

次に、5項保健体育費、1目、事業名2体育施設維持管理事業で、6,068万8,000円の増額をお願いするものであります。

内容は、まず、12委託料、行政事務包括業務委託で24万6,000円の増額。これは鹿島体育センターについて、体育施設管理運営業務を委託しておりますが、人件費の高騰により、不足額を増額するものであります。

次に、29ページをお願いいたします。

14工事請負費で6,044万2,000円の増額で、まず、古墳公園とりや川田大池堤体工事で1,171万2,000円。これは、能登半島地震により、川田大池の堤体、ボート乗り場階段部分に亀裂が生じ、公園利用者の安全確保のため工事を行うものであります。

事業概要は、復旧延長が45メートルであります。

次に、テニスコートとりや人工芝張り替え工事で4,873万円で、このテニスコートとりやは施工されてから30年以上経過しており、部分的な修繕はこれまで実施しておりますが、現在、6面あるコートのうち2面が、経年劣化により使用できない状態となっており、また、残りの4面も劣化が著しい状態にありますので、安全性と利用可能面数を回復させることで、多くの利用団体に安定したスポーツ振興を提供するために、人工芝の張り替え工事を行うものであります。

なお、財源はt o t o助成金地域スポーツ施設整備助成を申請したところ、採択となったため、2,400万円を活用するものであります。

次に、事業名3スポーツ振興事業で、120万4,000円の増額をお願いするものであります。

内容は、地域住民一人一人が主体的に健康づくりに取り組める交流の場をつくり、子供の体力強化に寄与するためのプログラムの提供や環境づくりを行い、将来的に部活動地域展開の受皿ともなる総合型地域スポーツクラブの創設を目指すために、プレ事業を実施する経費であります。

プレ事業は、昨今の子供たちの運動離れを

解消するために、幼児運動教室やジュニア運動教室を、多世代交流ができるニュースポーツのピククルボール教室を、また、部活動地域展開のモデル事業としてバスケットボール教室や陸上、これは長距離になりますが、この陸上教室を実施するものであります。

まず、7の1報奨金で、4万8,000円の増額。これは、プレ事業の幼児運動教室やジュニア運動教室、ピククルボール教室の3教室の講師謝礼であります。

次に、10の1消耗品で35万6,000円の増額。これはプレ事業のスポーツ業務費であります。

次に、10の4印刷製本費で20万円。これは、プレ事業の3教室のチラシ等の費用であります。

次に、12委託料で60万円、これは総合型地域クラブ設立に向けたホームページ制作の委託料であります。

なお、財源はt o t oの助成金総合型地域スポーツクラブ活動助成を申請したところ採択となったため、86万4,000円を活用するものであります。

説明は以上であります。

○議長（南 昭栄議員） ここで11時15分まで休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（南 昭栄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木幡学校教育課長

〔木幡嘉広学校教育課長登壇〕

○木幡嘉広学校教育課長 それでは、29ページの中段になります。

2目学校給食費、事業名2の学校給食管理費で、35万8,000円の増額をお願いするものであります。

12委託料、行政事務包括業務委託35万8,000円は契約単価変更に伴うもので、調

理・配膳業務及び配送・回収業務に係る不足分を計上したものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 笹谷生涯学習課長〔笹谷 学生涯学習課長登壇〕

○笹谷 学生涯学習課長 次に、29ページ下段をお願いいたします。

11款災害復旧費、4項2目、事業名1社会教育施設災害復旧事業費で、165万円の増額をお願いするものであります。

内容は、14工事請負費で、これはふるさと創修館の空調設備工事になります。

令和8年2月には、能登半島地震による油配管の災害復旧は完了しましたが、その後、灯油を充填し空調の試運転をしたところ、灯油の残量を示す液面表示システムの狂いが生じ、冷温水発生機の部品破損、オイルポンプの部品損傷による油漏れが発生し、稼働できないことが判明しました。その復旧工事をするための費用であります。

なお、夏場までの復旧が必要であることから、災害復旧の事前着工届を提出し、現予算を流用して工事を進めており、今後、災害査定の受験をすることとしております。

次に3目、事業名1文化財災害復旧事業費で、517万円の増額をお願いするものであります。

内容は12委託料で、これは国指定史跡石動山にある阿弥陀院跡石垣復旧に係る現況測量業務であります。

能登半島地震の影響で、阿弥陀院跡の石垣が随所ではらんでおり、落下の危険性が高く、現況測量を行い、石垣の修復を実施するものであります。

昨年12月に文化庁の調査官に現地を確認していただき、補助災害事業の追加となったもので、今後の計画は、令和8年度に現況測量、9年度に実施設計、10年度に修復・復旧工事の予定であります。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第4号について説明を求めます。

議案書は30ページから33ページとなります。

山田生活環境課担当課長

〔山田正勝生活環境課担当課長登壇〕

○山田正勝生活環境課担当課長 それでは、議案書30ページをご覧ください。

議案第4号 令和8年度中能登町水道事業会計補正予算であります。

第1条、令和8年度中能登町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものです。

第2条の収益的支出では、予算書第3条、収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、第1款第3項の特別損失として452万6,000円を増額し、453万6,000円とするものであります。

続きまして、31ページをご覧ください。

第3条の企業債では、予算書第5条、企業債の利率を、一般会計同様に、4.0%以内から6.0%以内に改めるものでございます。

続きまして、33ページをご覧ください。

収益的支出の第1款3項4目、その他特別損失の452万6,000円を増額につきましては、令和5年度と6年度の災害復旧事業の完了に伴う精算により、国庫補助金の一部を返還することとなりましたので、補正をお願いするものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第5号について説明を求めます。

議案書は34ページとなります。

山田生活環境課担当課長

○山田正勝生活環境課担当課長 それでは、議案書34ページをご覧ください。

議案第5号 令和8年度中能登町下水道事業会計補正予算であります。

第1条、令和8年度中能登町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるも

のでございます。

第2条の企業債では、予算書第5条企業債の利率を、こちら4.0%以内から、6.0%以内に改めるものでございます。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 次に、議案第6号について説明を求めます。

議案書35ページから36ページとなります。

横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 それでは、議案書ですけども、35ページをご覧ください。

議案第6号 小字の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により、別紙のとおり小字の区域及び名称を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案書は36ページですが、説明資料の21ページで説明いたしますので、そちらをご覧ください。

場所につきましては、21ページの赤枠で囲まれた在江地内の在江集会所周辺の田んぼであり、これは農村総合整備事業（条件改善型）として整備をされたものであります。

22ページをご覧ください。

今回、在江壱区の農地の中に、在江ツの小字が存在していることから、この在江ツ16-3及び16-4を在江壱区に編入して、小字の区域の変更を行うものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 説明が終わりました。

議案第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） ないようであります。

次に、議案第7号について説明を求めます。

議案書は37ページとなります。

田畠長寿福祉課長

〔田畠洋子長寿福祉課長登壇〕

○田畠洋子長寿福祉課長 それでは、議案書37ページをご覧ください。

議案第7号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。

次のとおり、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

説明資料は23ページですが、議案書で説明をいたします。

公の施設の名称は、高齢者グループホーム「しあわせの里」です。

この施設は、現在、指定管理者である有限会社しあわせの里が運営管理を行っていますが、グループホームの基準を満たす職員の確保が難しく、今後の事業継続が困難となりました。

公の施設の指定管理者の指定については原則公募することとなっておりますが、現在グループホームに入居されている利用者の方へ、継続して安定したサービスを提供する必要があることなどを総合的に勘案して、中能登町において同サービスの運営実績がある社会福祉法人鹿南福祉会が、グループホーム事業を現在の場所に移転して施設運営を継承することが最善と判断し、新たに指定管理者の指定を行うものであります。

指定管理者となる団体は、所在地、石川県鹿島郡中能登町西馬場エ部56番地、名称は、社会福祉法人鹿南福祉会、理事長、杉本栄蔵で、指定の期間は、令和8年7月1日から令和13年3月31日までであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 説明が終わりました。

議案第7号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） ないようであります。

以上で、議案の説明及び質疑を終結します。

◎常任委員会付託

○議長（南 昭榮議員） 日程第3 常任委員会付託

ただいま議題となっております議案第2号から議案第7号までにつきましては、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しております委員会付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

◎散 会

○議長（南 昭榮議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時27分 散会

令和8年6月2日（火曜日）

○出席議員（10名）

1番	木下智治	議員	7番	尾田良一	議員
2番	三浦克欣	議員	8番	土本稔	議員
3番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
4番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
6番	古玉いづみ	議員	11番	甲部昭夫	議員

○欠席議員（2名）

12番	坂井幸雄	議員
5番	澤良一	議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金蔵
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田畠洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 邊 浩 久	書	記	石 川 恵梨香
議会事務局長補佐	神 保 悦 子			

○議事日程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 2 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） 改めて、おはようございます。

12番 坂井幸雄議員から自宅療養のため、
5番 澤 良一議員から通院治療のため、欠席届が提出されていますので報告します。

ただいまの出席議員数は10名であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一 般 質 問

○議長（南 昭榮議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は、答弁を含め60分以内であります。質問回数は、質問事項ごとに3回までとなっております。また、通告以外の関連質問は控えるようお願いいたします。以上を踏まえ、執行部におかれましては、簡潔明瞭で的確な答弁を求めています。

これより、発言順に質問を許します。

11番 甲部昭夫議員

〔11番（甲部昭夫議員）登壇〕

○11番（甲部昭夫議員） 皆さんおはようございます。

私がこの席に立つのは、恐らくこれで最後だと自分では思っております。

旧鹿西時代から今日まで通算すれば、私は30年近く、29年と4か月とか、そんな時間を費やして現在に至っております。ただいま、そんなことをこの席で、昨日のように感じております。最初の質問をした頃は鹿西時代でしたけれども、本当にびくびくふるってやったことも覚えております。

ただ、それから何十年の間に何度かしてい

るうちに、なるほどなと思いましたがけれども、勉強もしなけりゃならんなということなことも十分痛感をいたしてきております。

それでは、庁舎の一本化について、その当時、大変な議論を重ねられてきました。

それが、出身地域を背負う鹿西、鹿島、鳥屋のこのように、みんなが自分のところに来てほしいというような、庁舎の一本化を狙ってございましたけれども、議員として真剣に皆さんが話し合い、主張し、いかなる結論が出ようとみんなを恨むというようなことのないように、公平な議論を重ねてきたわけであります。

最終的には、当時の首長である町長が大きな決断を下され、最後の皆さんの賛成を得て、議員の皆さんの賛成を得て、現在の形になっておるわけであります。

それでは、これから通告に従い、本題に入っていきたいと思います。

本日は、庁舎統合の今後の計画についてお伺いをしたいと思います。

令和7年9月定例会議の一般質問において、庁舎統合整備基本計画に、今後の事業計画を進めていくとの答弁をいただいております。その後、年度も改まり、現在は令和8年度になっておりますことから、改めて現状を確認していただきたいと思います。

まず、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

現在、庁舎統合に関する基本計画の検討がどのような段階にあるのか。また、これまでどのような検討が進められてきたのかについてお聞かせください。

あわせて、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

基本計画の取りまとめや時期、今後の事業化に向けた流れについて、現在どのように想定されているか、執行部のお考えをお聞かせください。

庁舎整備は町の将来に関わる重要な課題で

あると考えており、現状と今後の見通しについて、分かりやすく説明をいただければと思っています。

以上、答弁を、町長をお願いをしたいと思います。

私も庁舎統合建設委員長というものに任命をいただきまして以来、具体的に、本当にこれを気にしておりましたけれども、最後にこの質問ができて幸せだと思っています。

以上、町長の答弁をよろしく願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 庁舎統合の今後の計画についてのご質問にお答えします。

町では令和8年3月に、中能登町役場庁舎統合整備基本計画を策定いたしました。

本計画は、令和6年能登半島地震による被害を受けた総務庁舎の復旧に係る費用と、総務庁舎の機能を行政サービス庁舎へ統合した場合に必要な費用を算出し、今後の整備方針を探るための基本計画となっております。議会に対する説明が遅れましたことを、この場を借りておわびを申し上げます。

今後は本計画に基づき、総務庁舎と行政サービス庁舎の2つに分かれた役場機能をどのように再編していくか、庁内で検討を行い、議会にもお諮りし、ご意見を賜りながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 11番 甲部昭夫議員

○11番（甲部昭夫議員） 今の答弁ですと、えらい簡単なあれで、何かさわさわと終わっていくような気がしますけど、長々と言うつもりもございませんが、私も庁舎統合建設特別委員長ということで皆さんに任命をいただいて、そして今日まで来たわけですが、それなりに何度かこういう質問をしております。

調べてみますと、4回か5回ぐらいはそれ

なりにしとるんですけれども、その後、質問をしようかなと思っておったんですけれども、やっぱり役場の執行部のほうに聞いたり事務局に聞いたりしたら、町長の、執行部のほうで考えとるさかいというような話も聞きました。

当然、今おっしゃるように、地震の関係で直すというところがたくさん出ており、それと併せて計画があるということだから、もう少ししばらく待ったらどうやというような話も、一部の方からお聞きをいたしておりました。

そういう関係で、具体的に入っていくようなことはできませんでしたが、今回、一身上の都合で、私も本当にこれを最後にして、町長に決断を、もう少し詳しく、もう少し具体的に、いつ頃まで、どういうふうにというところまでお聞きをしたいなと、そういうふうにしております。

質問というのは、しつこいぐらいに言う人もおれば、あっさり、ぼんぼんと終わっていく人もおいでになりますけれども、今回は、だら、ちくしょうと、しつこいなと思われても仕方ない。やっぱり町民の皆さんは、この件についてどうなっとるがいやということも聞くものですから、皆さんの答弁を代弁をしたいと、そういう意味で、宮下町長、もう一遍詳しく、もう少し込み入った話をしていただくわけにはいかないでしょうか。もう一遍、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 甲部さんから、この庁舎が新しく統合するのはいつなのかということで、今、町では行財政改革大綱を出しました。

皆さんのところへ多分資料が行っと思っていますが、その中の13ページに詳しく出ております。

実施するのは、今年度は調査をいたしまして、9年度は方針案を出します。そして10年度は方針策定ということで、11年度は準備し

て、12年度は実施をするという計画になっております。

これは大綱に出ておりますので、また見ていただければ分かると思いますので、ちょっと時間が、この5年間かかりますが、その中で、また議会の皆さんとともに、甲部さんは庁舎統合委員長をしておいでですが、次にまた新しくなられた皆さんで、庁舎統合委員会の特別委員会、多分つくられると思いますので、そのときに、少しずつでありながら、これを何年かけてやっていきたいなということを思います。

完全に実施できるのはというのは、12年度になっております。これは進捗状況を皆さんに、この今、大綱の中で、これから毎年どのような進捗をやっているかということで出てきますので、これから見ていただければ幸いだなと思います。

○議長（南 昭榮議員） 甲部昭夫議員

○11番（甲部昭夫議員） 今の答弁で、町長の腹というか、気持ちは分かるんですけども、一本化をするというようなことで認識をしておけばよろしいですね、ということになるんですが、そういうことで、皆さんには、そういう気持ちは町長はありますよと、それは、いつということまでは聞くことはできませんでしたが、というような話で、皆さんに聞かれたらお話をしておきたいと思います。

いずれにしても、町民の皆さんは、あっち行ったりこっち行ったりというのは、当初からそういう話がありましたけれども、現在でもやっぱり、あっちの庁舎、こっちの庁舎と、鹿西庁舎に行ったり鳥屋庁舎に行ったりというのは、あまりに不便だということは直接聞かないんですけども、行っている方にしてみれば、そんなことになると思います。

いずれにしても、経費的にも、そういう庁舎のようなものが2つ、3つあれば、やはり経済的なこと、そして利便性、そんなことが

大変だなと思っておるわけで、宮下町長の手腕で一本化して、住みよいまちづくりに貢献をしていただきたいと、そう思います。

私も30年近くこういう議員をして、結論的には何も皆さんへの貢献はできなかったなと反省はしておりますけれども、やはり老いては子に従え。

私はもう84というような年になって、皆さんとお別れするのは寂しいですけども、今後は町民の一人となって頑張っていきたいなと、皆さんを見守っていきたいなと、そういうふうに思っておりますので、残っておいでる議員の皆さん、そして執行部の皆さんも、どうか町のために、町長をはじめ一丸となって頑張ってくださいことを願って、今回の一般質問を終えます。長い間本当にありがとうございました。

○議長（南 昭榮議員） 続いて、8番、土本 稔議員

〔8番（土本 稔議員）登壇〕

○8番（土本 稔議員） 5月31日に本州初のトキが放鳥され、トキが大空に羽ばたき、能登の復興のシンボルになればという願いを持っております。

そういったことで、最近やはり、今まで気にしたことがなかったんですけど、田んぼをよく観察するようになりました。皆様も同じだと思いますが、くれぐれも脇見運転のないようお互い気をつけましょうということで、質問に入ります。

今回の質問は、組織の人材育成について伺います。

現在作成している行財政改革大綱、素案ですが、の基本方針には、中能登町総合計画では、人口減少が進行する中であっても、町が安心して暮らし続けられる地域であるため、行政サービスの質を継続・向上されることが求められる。そのためには、行政運営の効率化と計画的な財政運営を両立させ、限られた

経営資源を重点的かつ効率的に配分する行財政運営が不可欠である。

本大綱は、総合計画に掲げる施策を着実に推進するため、行財政運営の指針として、不断の見直しと改善による改革を進めることを基本的方針とするとあります。この方針を基に実施計画、これも素案ですが、作成されています。正確には作成中ですかね。

実施計画では、3つの柱があります。1つは簡素な体制づくり、2つ目は効果的な体制づくり、そして3つ目は効率的な体制づくりであります。

今回取り上げるのは、2つ目の、効果的な体制づくりの人材マネジメントの高度化であります。

人材育成とは、一言で表すことができないくらい難しい課題であります。一般企業でも同じであり、現在私の勤務している会社においても、人材育成の課題に直面しております。労働者不足や人手不足の課題に直面しながら、人材育成は、どの業界でも課題となっております。

ちなみに勤務先では、4月に4名の新入社員が入社しましたが、そのうち1名が5月で退社いたしました。震災の復興工事を見て、憧れを抱いて入社したはずなんですけど、理由は、思っていたイメージと違うと。時代の変化なのか、それとも教育環境の変化なのか。我々建設業でも、失敗の悔しさを力に変えて、今に見ているの精神論では、もはや若手はついてこないのが現状であります。

建設業は危険も伴うため、安全第一であり、甘やかしてもいけないし、どれが正解なのか、何がよいのか、これが本音であります。

そんなことを考えていますと、中能登町行財政改革大綱実施計画では、すてきな文章が掲載されていたので伺います。

まずは1点目の質問です。

行財政改革大綱実施計画、素案ですが、人

材マネジメントの高度化とあります。令和8年度では研究・検討でありますけど、中長期的な人材育成方針とはどのような内容なのか伺います。

2点目ですが、専門人材とは、当町においては保育士とか保健師さんのことなんですか。経験人材とは、役職定年された職員の方々のことでしょうか。現在でも横断的な人材活用を行っていると思ひ、伺います。

2点目、専門人材、経験人材を組織横断的に活用し、とありますが、具体的な内容を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 組織の人材育成についてのご質問にお答えします。

まず1点目の、行財政改革大綱実施計画（素案）に人材マネジメントの高度化とあるが、どのような内容かについてですが、令和8年度には、中長期的な人材育成方針の研究・検討を行います。

具体的な内容については現在のところ未確定でありますけど、職員研修の計画的受講体制の構築や、定年延長制度による60歳を超えた職員の能力・経験を有効に活用し、職員の資質向上と意識改革につなげることなど、令和10年度からの実施に向けて取り組みたいと考えております。

現在の当町の職員構成は、40歳以上の職員が多くを占めており、若い職員の人材育成が重要課題と認識をしております。

柔軟な採用を行い、適正な人事評価を行うことで、昇給・昇格に反映させつつ、今まで以上に職員間のコミュニケーションを図るよう促し、風通しのよい、魅力ある職場環境を構築してまいりたいと考えております。

次に2点目の、専門人材・経験人材を組織横断的に活用し、とあるが、具体的な内容を伺うについてですが、職員数に制約がある中では、特定分野の専門性を持つ人材につい

て、各課単位で十分に確保することは難しい場合があります。

現在においても、プロジェクトの参画や農林、土木、上下水道に携わる職員が、連携をして業務を行っております。引き続き、行財政改革の推進、防災対策、地域活性化などの横断的連携を強化し、様々な課題に対処してまいりたいと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 土本議員

○8番（土本 稔議員） 私、今期最後の一般質問であります。本来なら町民に直接関わる内容を質問したいと思いましたが、組織の人材育成について看過できないので、取り上げたわけであります。

今の町長の答弁から、取り組む内容も分かりました。理想的なようにも感じますし、本当になじむ内容なのかと思いますけど、どれが正解なのか分からないですけれども、一歩ずつ着実に進めるしかないわけであります。

今回、看過できない理由は、これから活躍する職員が退職したことであります。5月に入り、喫煙所で、最近あの職員を見かけなくなったなど伺ってみますと、4月で退社しておりました。また、2年間出向して、これから覚えたスキルや経験を生かすはずの職員も、4月で退社していました。

いろんな事情や理由があると思いますが、3月の人事異動を見ても、若手社員ばかりが退社しています。

町職員は公務員であります。倒産することもないし、営業ノルマもないし、もちろんちゃんと給料も支給され、ボーナスもあり、退職金もあります。一般的には安定した職業と言われており、それなのになぜ、と思ってしまうわけであります。

これから町民の期待を胸に活躍する若手職員の退社には、誠に残念としか言いようがないわけであります。これでは、人材育成しようにも相手がいなくなってしまうような状況

となります。

まず1つ目は、先ほどの町長の答弁も、これも大切なんでしょうけれども、私はそれ以前の問題だと思います。これから研究・検討する以前に、足元からやはり見直すべきではなかろうかと思います。普通に考えて、社内の風通しが悪く、上司との意思疎通がうまくいっていないのではないかと思います。

先ほどから町長も言うておりましたけど、業務量も多くて、財政面から、削減、削減ばかりが先行して、本来の仕事のやりがいを見いだせずに、見切りをつけてしまったのではないかと想像するのであります。

私も来た道であります。経営者が金がないとばかり叫んでいたら、必然的に社内の空気はぎくしゃくして、やる気のある社員とか実力のある若手社員は、他社へ行ってしまいます。

自分は懸命に勤めているのに、会社の業績が悪く経費削減ばかり叫んでいたら、社員は、それは経営者が悪くて、私たちに言われても、となってしまう、やりがいなどなくなり、そんな会社に希望など見いだせるわけがないのであります。

簡単に言うと、もう割り切って8時から5時、淡々と業務をこなすだけになり、そんな会社の魅力はないし、社内の空気は悪いのであります。

改めて考えてみますと、前町長の杉本栄蔵さん、杉本町政では、中能登中学校、鹿島小学校の建設、道の駅織姫の里、宅地造成事業や企業誘致、行政サービス庁舎の開庁、町祭の開催など、様々な課題を克服し、事業を行ってまいりました。これで金がないという理由なら理解できるんですが、逆に基金を増やしていたくらいであります。

では、いいとか悪いとかじゃないんですよ、宮下町政では、新型コロナ対応、地震・震災への対応が主であって、それで基金が枯渇すると言われても、なかなか理解できない

のが本音であります。

とりわけ前町長の家業が建設業であり、当時はいろいろ批判もありました。しかしながら考えてみますと、浄水場の耐震化や下水道マンホールの浮き上がり防止措置、当時は、水道料金を見直す段階でそこまで上下水道に多額の予算をかけてもどうなのかというのは、議会でも議論されておりました。

しかし能登半島地震が発生し、耐震化による上下水道の復旧の早さ、さらには道の駅の活躍。当時は批判されても、将来を見越した事業への決断力は、まさに政治家そのものであります。

それで、基金が枯渇する理由について、私なりに考えてみました。予算編成において、ソフト事業に偏り過ぎているのではないかと考えました。

ソフト事業なので、少ない予算での対応で、一見サービスが拡充しているようにも見えるわけですが、ソフト事業自体、国や県の補助金のメニューがあまりなく、基金の取崩しが多くなる傾向であります。

定住促進や企業誘致、住みたくなるまちづくりのため、将来を見越したハード事業も必要ではなかろうかと思えます。ハード事業は、国・県の有利な基金や補助メニューもあることや、事業効果が分かりやすいのであります。

代表的なのが、お隣、羽咋市のLAKUNAはくいではなかろうかと思えます。ちなみに中能登の生徒でも、ラピア鹿島に行かず、電車に乗ってLAKUNAはくいに行くのであります。

言いたいことは、日常業務において危機感ばかり先行してまちづくりのやりがいを見失うと、社内の空気が悪くなり、上司との意思疎通がなくなって、見切りをつけてしまうのではないかと思います。要は、一生懸命やってもどうにもならないことは、どうでもいいことになってしまうわけであります。

2つ目は、本来ならば悩んだとき、上司と相談する前に、同僚や同期の仲間たちに相談すると思います。退社された方々はちょっと分かりませんが、町の職員会が本来の機能を果たしていないのではないかと思います。

単に会費を集めて商品券を配ったり、業務的に花植えしたりとかですね。私はやっぱり本来の職員会の機能が発揮できたら、違う結果になったのではないかと思うわけであります。

専門人材、経験人材についても、スキルを持ってということで横断的にやるものも大事なことでありますけれども、一般的に言いますと、優秀な人材を引っ張るということを考えますと、要するに、引き抜きとかヘッドハンティング的な要素が多くなるわけであります。

一時的には新しい風が吹いて、社内のほうはよく見えるんですが、それについて周りがついてこられなくなったり、業務量が偏ってしまったりと、不平不満が起きたりする場合もあります。

大事なものは、やはり全体の底上げです。底上げする環境を整えることが、私は先ではなかろうかと思うわけであります。

退職された若手社員は、家業があるため早めに見切りをつけたのではないかと考えますと、一般的な若手社員は、日々、単に我慢しているだけとなってしまいます。それで人材マネジメントの高度化と言われましても、心に響かないわけであります。

議場にいる課長さん、そして控室における課長補佐及び幹部職員の皆さんもおられるかも分かりませんが、いま一度、胸に手を当てて聞いてください。部下と信頼関係が構築されていますか。

改めて再質問いたします。

先ほどの町長の答弁も、それは大事なことだと思います。しかしながら、組織とは人と

人、つまり心と心。私、明日からでも取り組むべきことがあるのではなかろうかと思います。現状、このままでよいと考えているか、再度伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 職員がここ何か月間で、5人ほどいなくなりました、実際。それは結婚であり、やっぱり親の介護をするため、それに家業を継ぐため、そういう諸事情がありました。

そういう中で、本当に組織の在り方。やめたいというような気持ちもあったんでしょうけど、やっぱりその中には、課長と普通の職員とのコミュニケーション不足が、私は一番あると思います。

それは課長会議でも1年ほど前から、1対1のコミュニケーションを10分でも15分でも、1か月に一遍でもしてくれとして、お互いに家のこととか、たわいのないことでも話をしたり、その中にはやっぱり、いろんな自分のやっている仕事の問題解決のことも出てくるでしょうけど、課題とかそういうのもあって、必ずやってくれということを今、この前も、ずっと課長会議ではそんなことを言っていますので、今、課長さんがこれからいろんな意味で、1 on 1という、そういうコミュニケーション能力をつけていただいて、ぜひ1対1で話す時間を設けて、やっぱり職員とお互いに、意思統一もそうですし、意思疎通もやっていただきたいなということを思います。

今、職員が、合併したときから比べれば110人ぐらい減っています。そういう中で、20年たって100人ぐらい減ったわけなんですけど、これをこれからどういうふうにしていくか。震災もありまして、コロナにも遭ったので、いろんな条件で、今辞めた人は、心にやっぱり一つ悩んでいるところがあったんじゃないかなということを思います。

それで今考えているのは、いろんな意味で

これから人材を育てる、そして求める。カムバックするような職員も欲しいなということで、来年度、今、一回辞められた、即戦力になる方が何人かおいでますので、そういう人に声をかけてカムバックしていただいて、もう即戦力としてかってまた働いていただくように。

そして60歳以上の人に関しては、今までやってきたノウハウがあるので、定年になって辞められて、それがまだ出し切れないというところがあるので、その辺、今までの経験をしっかりと若い人に伝えていくのが、やっぱりこの60歳から65歳までの、私は使命だと思うので、来年4人ほど辞められますので、その方に対して本当に、次の下の課長補佐も育てておいでますので、そういう人については、これからの若い職員に、今までやってきた自分のノウハウを教えたいなということを思っております。

何においても、この課長のコミュニケーション能力の高さ、そして話をする能力を高めていく必要があると思いますので、その辺はこれから、課内でも、いろんな職場の中でも話をしながら、どういうふうにしてやっていけばそういう能力を高められるかということが一番先なので、少しずつやっていきたいなと思います。

○議長（南 昭榮議員） 土本 稔議員

○8番（土本 稔議員） 町長の思いも十分理解して、分かります。しかしながら、やっぱり町長1人で物事をできるわけでもないわけであります。

やはり課長さんが、町長も言ったとおり、コミュニケーション不足が大きな原因。それが希望、やりがいを見つけることなく、そういった結果になってしまうのではないかとも思うわけであります。

ちなみに、学校も同じであります。校長先生や教職員の先生が暗くて元気がなければ、行きたい学校になんかならないわけでありま

す。また、職員同士ぎくしゃくしながらの業務をしている町に、住民サービスの向上なんてあり得ないし、住みたいまちにならないわけであります。

何遍も言うようではありますが、ここにいる課長や課長補佐、幹部の皆さんで業務をこなすことなんか、できないのであります。職員みんなで、初めて運営できるわけであります。

私、いろいろ考えて思ったんですけども、やはり現状、このままでいいわけがないわけであります。今を変えなければ、未来は変わらない。人生は一度であります。後悔しない生き方をしなければならないと思います。ならば、退職すると後悔してしまう、そんな職場をつくりましょうと。

私の望むものは1つであります。震災からの復興、希望あるまちづくりは、議会をはじめ行政、そして町民の皆さんで、チーム中能登で乗り越える。そのためには、職員の皆さんの力が必要です。よりよい人材育成になるように望み、私の今期最後の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（南 昭榮議員） ここで10時50分まで休憩をいたします。

午前10時44分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、6番 古玉いづみ議員

〔6番（古玉いづみ議員）登壇〕

○6番（古玉いづみ議員） まず、一般質問に入る前に、少し報告というかお知らせがありまして、先般の一般質問で町のほうに問いただしました、猫の避妊去勢手術の補助を拡充していただきたいということで、動物基金の登録をお願いしましたところ、すぐに動いてくださりまして、無事に中能登町が、石川県内初の自治体として登録していただきまし

た。

そのさくらねこチケットを使いまして避妊・去勢手術を行った猫を、私、今日ボランティアさんと一緒にリリースしてきたというところであります。

本当にすぐに動いてくださったというのは、やっぱりこうやって議会で質問をして町民の声が届いたという結果だなどと思ひまして、すごくうれしく感じているところであります。本当に皆さんの働きに感謝いたします。

そしてまた、トキの放鳥がありました。本当に喜ばしいことですし、この保護活動に情熱を注いでこられた村本義雄さんのお話、私も読ませていただきました。本当に熱い情熱を持って、こういった動物の保護活動を行っておられる方には、本当に頭が下がる思いです。

このトキの放鳥は、やっぱり被災地である私たち、能登に、本当に多くの希望、勇気をくれましたし、これからまた9月に当町で、春木地区で第二弾が行われるということで、本当に町長には町内外に大々的にアピールをしていただき、町に訪れていただいて、町のファンになっていただいて、そして応援してもらえるような取組を、ぜひ、していっていただきたいという期待を申し上げさせていただきます。

それでは、私の一般質問に入ります。

町民のための議会、子供たちの安全の確保。

私は1人の母親として、そして町民の命と暮らしを守る議会の一員として、今、強い危機感を抱いております。

近年、子供たちを取り巻く環境は、決して安心できるものではありません。学校現場ではいじめや不登校、SNS上での誹謗中傷や仲間外れ、心ない言葉による精神的な苦痛、さらには大人によるハラスメントなど、子供たちが深く傷つく問題が全国で相次いでいま

す。

また、社会に目を向ければ、子供が事件や犯罪に巻き込まれ、その貴い命が奪われる痛ましい出来事も後を絶ちません。

いじめ問題では、学校や周囲が十分にＳＯＳを受け止められなかったことが問われた事例が、全国で相次いでおります。

北海道旭川市の女子中学生の事案では、再調査により、いじめが自殺の主な原因であった可能性が高いと認定されました。

また、ハラスメント問題では、白山市の放課後児童クラブで、2023年、2024年の職員によるハラスメントが明るみになりました。議員さんに聞きますと、今回メディアで取り上げられるまで何の報告もなかったそうで、大変憤慨しておられました。

こうした出来事に触れるたび、私は母親として、胸が締めつけられます。助けてと言えない子供もいます。迷惑をかけたくないと、独りで抱え込む子供もいます。だからこそ大人が先に気づき、守り、支える社会でなければならぬと考えます。

子供の安全は、家庭だけの責任ではありません。学校だけの責任でもありません。地域、行政、そして私たち大人全体の責任であります。

中能登町の子供たちは本当に安心して学校へ通い、日々を過ごせているのか。もし、苦しみや不安を抱えている子供がいるなら、その声を受け止める仕組みは十分なのか。私はこの点を真剣に確認したいと思います。

そこでお伺いいたします。

ハラスメントやいじめなど、子供たちを取り巻く環境が厳しさを増している現状について、子供の安全確保は大人の責任であると考えますが、町はどのような認識を持っているのか。町長並びに教育長の見解を伺います。

そして、町内におけるいじめ、ハラスメント等の現状について、町はどのように把握し分析しているのか伺います。

また、学校、教育委員会、保護者、関係機関との連携体制、また相談窓口、対応マニュアル、教職員研修など、未然防止、早期発見、迅速対応のための体制整備は、現在どのような状況にあるのか。今後の強化策も含めて伺います。町の見解、現状、対応策の整備状況の3点でお聞きします。

子供の命と安全は、何より優先されるべきものであります。もし、あのかたが大人が気づいてくれていたら。そんな後悔を町の子供たちに絶対にさせてはならない。その思いを申し添え、答弁を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 ハラスメントやいじめなど、子供たちを取り巻く厳しい環境を踏まえた子供たちの安全確保に対する町の見解、現状の対応策の整備状況についてのご質問にお答えします。

近年、ＳＮＳの普及や人間関係の多様化などにより、ハラスメントやいじめをはじめ、子供たちを取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

自分で自分を守ることが難しい子供たちの安全を確保することは、学校や家庭、地域、そして行政に課せられた重要な責務であると考えております。

当町といたしましては、子供たちの安全と安心を最優先に、学校、家庭、地域、関係機関が連携しながら、いじめやハラスメントの未然防止と早期対応に向けた体制の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いをいたします。

現状及び対応策の整備状況については教育長より答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 それでは、現状及び対応

策の整備状況についてお答えいたします。

まず、現状といたしましては、当町ではいじめ防止対策推進法に基づき、各学校がいじめ防止基本方針を策定し、日常的な児童・生徒の観察やアンケート調査、教育相談の実施など、未然防止、早期発見、早期対応に努めているところです。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、専門的な支援体制の充実も図っています。

しかしながら、いじめやハラスメントは表面化しにくい事案も多く、学校だけで解決が難しいケースも存在することから、教育委員会やこども家庭センターなど関係機関との連携強化、家庭への支援、地域との協働など、引き続き丁寧かつ慎重な対応が求められていると認識しております。

続いて、対応策の整備状況ですが、さきに申し上げたいじめ防止基本方針にのっとり、いじめの未然防止、早期発見、対応手順、再発防止策などを明記し、全職員に周知しているところであります。

ここでは、いじめ防止のために町が実施する施策、学校が実施する施策、重大事態への対処などが記載されており、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進しているところであります。

教育委員会といたしましては、子供たちの安全と安心を何よりも最優先事項とし、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、いじめやハラスメントを断固として許さず、未然防止と早期対応の徹底に取り組んでまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（南 昭栄議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） 町長からは、本当に子供たちの安全が何よりも最優先されるべきという答弁をいただきましたので、ぜひ、こどもまんなか宣言も行いましたので、子供たちを本当に中心としたまちづくりを行

っていただきたいという思いですし、教育長からも早期対応、そして再発防止など、様々な施策を行っておられるというふうな答弁でした。

ただ、やっぱり子供たちというのは、自分たちの気持ちをなかなか伝えづらいところがあると思いますし、どこまで言っているのかなというのがあると思うんですよ。それによって表面化しにくいと、今、教育長も言っておられましたけれど、表に出てこない案件というのは、物すごくたくさんあると思います。

実は4月の入学式が終わって少しぐらいに、私、小学校のほうに、子供の送迎もありまして行ったときに、某活動家の方が小学校の駐車場の中に入って、スピーカーフォンでしゃべっていました。はっきりと、内容はもう、ハラスメントです。学校の先生に対するハラスメントでした。

小学校に入学したばかりの1年生の子は、お母さんの手を引いて、学校にこれから登校するところでした。いきなりやってきた、そういった車、大音量のスピーカーから流れる卑わいな、本当にここで言うのものはばかられるような文言に、物すごくおびえていました。私はあの状態で、この町は安全を最優先させているとはとても言えないような状況だなというふうに感じました。

子供が少しでも学校の敷地内で不安になるようなことがあっては決していけないですし、そのような状況になってしまわないような、やっぱり対応というものを、今後行っていかなければいけないというふうに、本当に強く思いました。

そういったこともあって、子供たちには、「いかのおすし」という防犯教育を、しっかりと学校で教え込んでくれています。

私、子供に聞いたんですよ。いかのおすし、何か知っているって聞きました。皆さんご存じですか。

知らない人についていかない、知らない車に乗らない、知らない人を見ると大声を出す、そしてすぐに逃げる、大人に知らせる。これで「いかのおすし」なんですけど、子供たちはすごく、これがしっかりと身についているなというのは、ほかの子供たちにも確認しまして、それはすごく私は、中能登町の教育のすばらしいところだなというふうに思いました。

ただ、大人がこうやって環境をしっかりと整えてあげないと、子供たちがどうやって対応しようということを身につけていても、その環境のせいで、やっぱりびくびくしながら、安全を感じられず、安心を感じながら暮らせない、学校に向かえないというようなことがあってはいけないと思うんですけれど、そういった点に関して、町長は聞いておられるか分かりませんが、実際、学校のこういった教育現場でこういったことが起こっているということに対して、町長の思いをお聞きしたいというのが再質問の1点と、もう一つですけれど、子供たちの変化に気づいていても、親もですけど、子供たちも、本当に相談しやすい体制になっているのかというところが、やっぱり疑問なんですよ。

もちろんアンケートも取っていますし、先生ともお話をしている。でも、やっぱり子供に聞くと、こういうのを見たけど、でも何か言われたら嫌だから言わないでおこうというふうに思っちゃうようなところがあるんですよ。

本当に本音で話せているのかどうかというところは、もちろん私たち保護者もしっかりと聞き取りをして、その変化に気づいていかなければならないんですけれど、学校のほうでそうしたような、本当に相談しやすい環境整備というのができているのかどうかという点に関して、教育長にお伺いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 まず、この街宣のことにつ

いて、今、初めてそういうことを聞きましたし、敷地内に街宣が入ってくるということは、まず許されないことなので、それはやっぱりしっかりした警察なりに言ってかって、やっぱり敷地内ですから、当然、許可なく入るということは、もう多分罰則になるので、その辺、またちょっと確かめて、どの辺まで入っていたのかちょっと私には分かりませんが、その辺ちょっとまた、どういうふうな入り方をしていたのか教えていただければ、警察にも相談してやりたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

○林 大智教育長 環境整備についてですが、今、各小・中学校では、まず、子供たちが言えないことを、例えばタブレットもありますので、朝の健康観察のときに、こんなことがあったよと言えるような環境もつくっています。

大事なのは、先生あのねと言える人間関係だと思うんです。そういった人間関係の構築も、職員には話をしております。

その中で、定期的に教育相談というものを設けまして、少し授業を早く終わらせて、一人一人の話を聞きながら、困ったこととかいろいろなことを聞きながら、その中でアンテナを高くして、それから分かってきたことから、いじめというものを発見した例もありますので、引き続き、こういったことを続けてまいりたいと思っております。

○議長（南 昭榮議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） 町長にはぜひ、よりセキュリティを強化していただきまして、子供の安全を守っていただきたいということと、また教育長には、子供たちの心の安全を守っていただきたいというふうに思います。

被害を受けた側が、自分が悪いのではないかと思い込んで声を上げられなくなるということも、少なくありません。だからこそ私たち大人は、言ってこないから大丈夫ではな

く、声を上げられないかもしれないという前提で、子供たちを守らなければいけないというふうに考えます。

いじめやハラスメントによって苦しみ、涙を流す子供を、私たち大人は決して見過ごしてはなりません。もっと早く気づいていれば、もっと寄り添えていたら、そんな後悔を、社会として繰り返してはなりません。

子供たちは未来そのものです。中能登町が子供たちにとって安心して学べるまち、安心して助けを求められるまち、一人も取り残さないまちであり続けることを強く願ひまして、次の質問に移ります。

町民のための議会、高齢者の見守り強化。

近年頻発する自然災害の中で、特に高齢者のみ世帯や高齢者単身世帯が置かれる状況に、強い危機感を抱いております。

地震や豪雨などの災害発生時には、避難情報の取得や避難行動そのものが困難となる高齢者も少なくありません。また、家族が遠方に住んでいる場合や、日頃から地域とのつながりが希薄な場合には、支援の手が届きにくくなり、孤立につながる危険性があります。

能登半島地震においても、地域の支え合いの重要性が改めて浮き彫りとなりました。助けを必要としていても、迷惑をかけたくない、自分は大丈夫と、先ほどの子供のように支援を求められない高齢者もおられます。だからこそ、行政による支援だけではなく、地域全体で見守り、支え合う体制づくりが極めて重要であると考えます。

災害時に命を守るためには、災害が起きてから対応するのではなく、平時から顔の見える関係を築き、支援体制を整えておく必要があります。

町では現在、高齢者支援センターや民生委員さんなどを中心とした見守り体制がありますが、さらなる連携強化が必要ではないかということで質問いたします。

災害時に、高齢者のみ世帯や高齢者単身世

帯が孤立してしまわないようにするには、地域が果たす役割は大きいと考えます。そのためには、地域との連携や見守り体制の強化が必要ですが、町としてさらなる強化策をどのように考えているのか。能登半島地震の経験を踏まえ、地域防災力の向上という点において、見守り体制の強化について、これまでとどのように考え方や取組が変わってきたのかをお聞かせください。

高齢者が孤立せず、地域の中で安心して生活できる環境づくりについて、町の考えを伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 災害時における高齢者のみの世帯や高齢者単身世帯への、さらなる見守り強化策についてのご質問にお答えします。

高齢者、特に高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯の平常時からの見守りや地域との連携は、住み慣れた地域で安心して暮らせるために必要なことであります。

また、このことから、災害時には高齢者の迅速な安否確認や避難支援、孤立防止につながるものが、極めて重要であると認識しております。

町では、平常時から地域による見守り体制を強化するための施策の1つとして、地域福祉推進チームの活動支援を行っております。地域福祉推進チームとは、地区ごとに民生委員を中心に、区長や町内会長、保健推進員などの保健福祉活動者で組織されるものであります。

民生委員だけが高齢者の見守りを行うのではなく、チームメンバーをはじめ地域全体で高齢者を見守る体制を充実させ、住民が安心して生活できる地域づくり推進を目的としており、現在、50チームが活動しております。

主な活動内容は、高齢者等の日常的な見守りや声かけ、民生委員への協力や情報共有、災害発生時の地域との協力、そのほか地域の

実情に応じた福祉活動であります。

地域福祉推進チームでは、地区ごとに様々な活動が行われておりますが、高齢者の見守りのための有効なツールとして、福祉見守りマップづくりを推進しております。

これは、支援を必要とする高齢者や障害者などの情報等、その人への住民の関わりを住宅地図に落とし込み、支え合いの実態や支援が欠けている状況を見える化し、地域の福祉的な課題の把握やその解決策を話し合うもので、社会福祉協議会と長寿福祉課が連携し、作成支援をしております。

能登半島地震を機に、災害時も想定した平時からの見守りツールとして、作成数は少しずつ増加しており、現在、22チームが作成しております。

地域福祉推進チームの今後の活動支援としては、福祉見守りマップづくりがチーム全体に広がり、また、毎年マップを更新する取組を行っていただけるよう引き続き支援を行うほか、好事例のチーム活動の発表や情報交換の場を設け、さらなる活動の充実に向けた支援を進めていきたいと考えております。

地域の見守り体制の強化には、何よりも、住民同士が共に支え合う互助が必要不可欠であります。これは特別なことではなく、隣近所同士が日常の延長として見守ることで、住みやすい地域を実現するとともに、災害時には地域の協力体制が強化されます。このような互助の重要性についても啓発を行い、住民の意識の向上に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭栄議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） ありがとうございます。

福祉見守りマップづくり、今、50チーム中22チームが出来上がっているということです。ぜひ、またほかのチームも推進していただきたいと思いますし、本当に町長が言われたように、住民同士が共に支え合う

互助が物すごく重要になってくるなというふうに考えていますので、ぜひ、それを推進していただきたいと思いますと思いますと同時に、この民生委員さんの成り手不足というのが、もうずっと、この町の課題として挙がっていると思うんですけど、これ、全国的な課題なんですよ。

実際、民生委員さんの充足率は全国で91.7%ということで、全国で過去最大規模の2万人が足りていない、欠員というのが、今、民生委員さんの状況であるという話でした。

とある地区の区長さんにお話を聞きますと、民生委員さんになってもらうのに、25人に断られたと。人生で、こんなにたくさんの人にノーと言われた経験は初めてだと嘆いておられました。それぐらい、やっぱり本当に、この人ならと思った人でさえ、なかなか、様々な要因でなっただけないというのが、今、本当に成り手不足の深刻さを表しているなというふうに思いました。

また、民生委員さんは本当にたくさんのお仕事をしてくださっていますけれど、こういった民生委員さんだけに頼るわけではなくて、地域福祉推進チームで一体として、地域が一体として見守っていくということも、物すごく大事だなと思います。

高齢者等安心ネットワークというので、協力機関の皆さんに登録していただいて、何かあったらこういったこと、通報であったり報告のご協力、ご連絡のご協力をいただくというような、こういった協力機関に発信していく。

行方不明者であったり、最近も近隣の市町でもありましたけれど、高齢者の行方不明とかそういったときにも、このネットワークをすごく活用するというようなものなんですけれど、私、実際身内が商店をしていますけれど、こういったような協力機関への要請というのが来た記憶がなくて、そういったこと

を、受身で向こうから言ってきたから、ではお願いしますねだけではなくて、町としてやっぱり発信して行って、ご協力いただけないですかというようなことを、やっぱりネットワークをつなげていくということも、一つ大事かなと思うんですよ。

高齢者に常日頃やっぱり触れているような地域のお店や商売、そういった職種の方というのはたくさんいますし、ぜひそういった方への協力体制を広げていくというのも、1つではないかなというふうに思いました。

そういった意味で、もっともっと発信力を高めて、地域の方たちをお願いをして、共に支え合う仕組みを再構築していく必要があるのではないかなと思うんですけれど、その辺を皆さんに発信して協力体制を促していくということに関して、どのようにお考えでしょうか。そういった再構築に関して、改めて伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 なかなか簡単なようで難しいんですが、まずは、もうやればできるということは、多分、簡単に言えば個別避難計画と一緒に、私が三浦君をお年寄りで見守りますというのは、地域でもできることなんです、地域によれば。

だから、もう私が、宮下が三浦さんのおじいちゃんを見守りしてかって、電気ついとるかな、どうかなというだけでも見守りになるので、そういう、やっぱり地域が一生懸命になってかって、例えば宮下が三浦議員を見ていくというような形で、地域の、地区なりで、徳前なら徳前でなって、区長さんが誰を見る、古玉議員が、それなら私はこのおばあちゃん、たまに目にかけとくわいねというような形で見守りしたほうがいいんじゃないかなということで、私も1人、担当の地区の人で見回るとる人がおります。

それで決まったら、何も用事がなくても電話がかかってくるんですよ。それは非常にい

いことなのか、悪いことなのかちょっと分からんのやけど、3日続けて電話がかかってくる、朝かかってくることもあるので、かけてきたらいかんと言うわけにいかないもんで、どうしたがいねと聞いたら、いやあ、何か声を聞いたなったもんでと。単なる、これだけなんですよ。

だけど、それがやっぱり、例えば議員の皆さんでも、自分の近くに誰か困っている人がおれば、お年寄りがおれば目をかければいいんじゃないかなということで、それはもう、そういう意識があれば、危機管理とかそういう意識もみんな同じなんですけど、その意識さえあれば、何とかその地域の人の見守り活動ができると思うので、その辺は今、個別避難計画というのは、なかなか町としては、県としてもなかなかできていないような状態なので、少しずつ、誰が誰を見守るかということをしつかりと、ちょっとこれから地域の皆さんにもお話しして、今ちょうど防災のタイムラインの活動をやって、全部、地区終わったんかな。

そういう中でも地区の皆さんに、区長会においても話をしてかって、またやっていただきたいなということを思いますので、もちろん民生委員も大事ですが、民生委員の皆さんも、もういないので、区長が兼務しているところが何件もおいでますので、大変だなということは感じます。

その辺も含めて、これからどういうふうにしていけばいいかなということを、また検討していきたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） ありがとうございます。

町長も、3日連続で電話がかかってくるのは大変かと思いますが、我々はやっぱり、今までこのまちの安全を守ってきて、まちをつくってきてくれた先人である高齢者の先輩の皆さんたちを、しっかりと私たちがつ

ながって見守っていくということが、子供たちを守るのと同じぐらい、すごく大事なことだだと思います。

私は、高齢者が安心して暮らし続けるためには、本当に日頃から困ったときには助けを求められる関係性を築いていくことが、すごく重要であるなというふうに考えています。

災害時に高齢者が、誰にも気づかれず孤立してしまうようなことは決してあってはなりませんし、行政と地域が一体となった備えが必要であるというふうに考えています。

今回、私がこの2つのテーマ、子供たちの安全確保と高齢者の見守り強化についてお聞きさせていただいたのは、改めて、議会は町民のためにある、声なき声に耳を傾け、その声をきちんと拾って行政に届け、そして問題解決に取り組む、それが議会の最大の役割であるというふうに認識しているからです。

これからも町民の命と安全な生活、そして幸せを守っていくためにも、子供たちの笑顔があふれる中能登町、災害時にも支え合える中能登町であることを願って、真っすぐに、まちの未来のために取り組んでいくことをお誓いしまして、4年間、最後の一般質問を終わります。

◎散 会

○議長（南 昭榮議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時24分 散会

令和8年6月3日（水曜日）

○出席議員（11名）

1番	木下智治	議員	7番	尾田良一	議員
2番	三浦克欣	議員	8番	土本稔	議員
3番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
4番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
5番	澤良一	議員	11番	甲部昭夫	議員
6番	古玉いづみ	議員			

○欠席議員（1名）

12番 坂井幸雄 議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金蔵
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田畠洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 邊 浩 久	書	記	石 川 恵梨香
議会事務局長補佐	神 保 悦 子			

○議事日程（第3号）

令和8年6月3日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） 改めて、おはようございます。

12番 坂井幸雄議員から自宅療養のため、欠席届が提出されていますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（南 昭榮議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は答弁を含め60分以内であります。質問回数は、質問事項ごとに3回までとなっております。また、通告外の関連質問は控えるようお願いいたします。

以上を踏まえ、執行部におかれましては、簡潔・明瞭で的確な答弁を求めています。

それでは、発言順に質問を許します。

5番 澤 良一議員

〔5番（澤 良一議員）登壇〕

○5番（澤 良一議員） それでは、通告に従い質問いたします。

報道によりますと、中能登町は今年度の人事異動について、震災からの復旧・復興の継続性を重視し、異動を最小限にとどめると説明をされています。

中能登半島地震からの復旧・復興は当町の最重要課題の一つであり、現場で対応に当たっておられた職員の皆さんのご尽力に深く敬意を表しております。

しかし、私は、非常時だからこそ重要なのは特定の職員の経験や能力に依存するのでは

なく、組織全体として継続的に対応できる体制を構築することだと考えております。

今年度は課長級の異動が極めて限定的であり、今後、役職定年や退職者の増加も見込まれる中、人材育成や組織継承が十分に進んでいるのかと私は懸念をいたしております。

そこで、今回は人事異動の是非そのものではなく、当町が今後どのような人材育成方針を持ち、どのような組織運営を目指していくのか。その基本的な考え方について、町長の見解を伺います。

1、人材育成の成果検証。町長は、本当に強い組織をつくることができたのか。

町長、5年前の6月の定例会、町長が就任後、初めての一般質問を覚えていらっしゃるでしょうか。あれは私も町長もデビュー戦でした。町長はその際、人材育成について、私の周りにはすぐにでも課長にできる課長候補の職員がたくさんいる。大事に育てたいと、そういう旨の発言をされました。私はその答弁を大変心強く感じ、当町の将来に期待を持ったことを今でも覚えております。

あれから5年が経過しました。その間、震災対応をはじめ、町政運営には様々な困難があったと思います。だからこそ、改めて、当町の人材育成が本当に機能してきたのかを検証する必要があると考えております。

そこで、以下6点についてお尋ねいたします。

1、町長が就任時に掲げた人材育成は、5年間で本当に機能したのか。

2、現場対応に迫われ、「育成」でなく「現状維持」になっていないか。

3、若手・中堅育成の成果目標は何か。

4、課長候補者を計画的に育成する仕組みはあるか。

5、育成効果を誰が、何を基準に評価するのか。

6、過去5年間の退職状況とその分析。反省は。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 人材育成の成果検証（町長は本当に強い組織をつくれたと言えるのか）について、ご質問にお答えします。

まず、1点目の町長が就任時掲げた人材育成は5年間で本当に機能したのかについてですが、私が町長に就任した当初は、新型コロナウイルス感染症への対応、そして、令和6年1月には能登半島地震の発生により、いかに困難を乗り切るかに重点を置いた対応となったため、人材育成という点では十分ではなかったかと思います。

しかし、このときに職員は様々な危機を乗り越えるため、各課を横断して業務を遂行し、職員それぞれの成長につながったものと考えております。

次に、2点目の現場対応に迫われた「育成」ではなく「現状維持」になっていないかについてですが、1点目のご質問で答弁いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症等の不測の事態が発生したため、日々の現場対応を優先したことで、結果として現状維持になった面があると考えております。

次に、3点目の若手・中堅育成の成果目標は何かについてですが、4月の人事異動を受け、各課において職員の事務分掌として、それぞれの職員に担当業務が割り当てられました。その事務分掌に基づき、全ての職員が毎年6月をめどに人事評価システムに目標を設定しており、若手・中堅職員においても職員それぞれ目標設定を行い、課長職と面談を行いながら、目標遂行に向けて日々業務に励んでおります。

次に、4点目の課長候補者を計画的に育成する仕組みはあるのかについてですが、現在、課長候補者を計画的に育成する仕組みはありませんが、課長の下には課長補佐がおり、課長とともに日々の業務の中でそれぞれ

の部署における業務管理や問題解決など、実践的な経験を積んでおります。

これらの経験を積み、様々な部署への異動を重ねることでスキルアップが図られ、課長候補者として育っていくものだと考えております。

次に、5点目の育成効果が誰が何を基準に評価するのかについてですが、3点目のご質問で答弁いたしました人事評価システムにおいて、職員がそれぞれ設定した目標に対する業務の遂行状況や勤務評定、日々の業務上の言動などを一次評価者である課長が、続いて二次評価者である副町長が評価した上で、最終的に私が総合的な判断を行い、評価をしております。

次に、6点目の過去5年間の退職状況とその分析。反省はについてですが、令和3年度から令和7年度の退職者数は31人で、うち15人が行政職となります。また、定年退職者が8人で、定年前に退職された方は23人です。退職理由は、いずれも自己都合によるものであります。

近年は、若い職員が退職するケースもありますので、今後は魅力ある職場環境を整備することで人材確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 今ほど町長から、いろんな理由で進まなかった、結論とすれば、育成が進まなかったということだったと思います。その中にはコロナの対応、確かにそういうことがあったと思います。

それから、これは外での対応ですけど、中では、これはもう私が議員をさせてもらってから何度も聞いていることですが、いわゆる目標管理制度ですよね、一般的にはね。それをやっている。それに対して自分で目標を決めて、それに対する評価をしてしっかりやっている。ということだったと思います。

す。

町長、私は今、研修や人材育成、その有無を私は聞いているわけではないです。伺っているのは、その結果として本当に次の管理者が育ったか、育てられたかです。

コロナは別に、こんな言い方おかしいですけど、この地域だけで起きたわけではない。民間企業も一緒です。役場もそう。役場は役場でまた違った意味のご苦労はあったと思いますが、こういう言い方も大変失礼なんですけど、マイナスの部分の質問をすると必ず出てくるのはコロナなんです。それから、最近では地震。そのとおりなんです。

でも、役所がコロナとか地震とかで多少の、物すごい皆さん頑張っているんですけど、サービスが低下をするということも理解はできるんです。でも、それを町長自らが言葉にされると、会社で言うと、民間会社の社長が、「いや、コロナやもんでね、給料をなかなか上げられんで」とかね、「能登半島地震なんで皆さんにご苦労願っている」、昇給も昇進も、これはこんなことは役場はないですよ、いわゆる人事異動、モデルね、そういうことも育成に係る、全部関係してくる。そういうことがコロナとかなんとかということで理由づけられてトップがこの質問に答えられると、私は非常に残念です。

そこで改めてお聞きしますが、町長はこれまで二度にわたり、役職定年を迎えた課参事を引き続き同じ職場に配置をされました。私は業務継続の必要性を否定するものではありませんが、しかし、本来役職定年制度というのは、次世代への権限委譲と組織継承を進めるための立派な制度です。

それにもかかわらず、結果として、同じ職員に引き続き同じ場所で同じポジションをお願いをしていく。これは裏を返せば、その時点で後継者となる管理職員候補の育成が十分ではなかったということではないでしょうかね。

もし人材育成が順調に進んでいたのであれば、新たな課長が生まれ、新たな補佐が育ち、経験や知識が組織の中で継承をされる。そうした組織の循環が生まれているはずですよ。

しかし、現実には二度にわたり役職定年者をそういう高いポストで継続、配置しなければならなかった。私はこの事実こそが人材育成の成果を図る一つの指標だと考えております。

町長はこの現実を踏まえても、人材育成はそういう事由でなかなかできなかったということで認識をされているのでしょうか。それとも、管理職の継承や組織継承には課題が、外因、外の要因じゃないですよ、うちの中の問題として残っているという認識でしょうか。

町長の見解を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 当時はコロナ禍であり、震災対応もしていた中で、いろんな震災に対しての問題解決とか、次に続いて行く職員のリーダーシップとか、この部下の育成能力がその辺どうなのかなということは、私、思いました。

そういう中で、私ははっきり言いますけど、本人には、今ここに副町長いますけど、副町長の候補ということで、そのリーダーシップとか能力的にあるがじゃないかなということで引き延ばしとった点は否めないんですが、そういう中で、震災もありコロナ禍もあったので、役職定年であと2年ほどはいるんじゃないかなという思いでさせておりました。

今後については、やっぱり今、下の課長補佐なりが育ってきておりますので、リーダーシップとかいろんな職員に対する部下に対するコミュニケーション能力をつけてきましたので、これから大事に育てていきたいと思っております。

○議長（南 昭栄議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 時間の関係で、少し質問を飛ばしますけれども、私の質問の中の一番最後に退職者の質問をしました。そうすると、23名の方が定年前に辞めたということでした。

それから、私は事前に担当の方にお聞きしたんですが、今年に入ってもう2名の方が辞めていらっしゃる。もちろん私は誰かも知りませんし、事情も分かりません。

ただ、今ほども苦しい町長、お話があったんですけど、今のここで起きているその事情は若手職員の辞職、中堅職員の放出、それから管理職候補者の不足だと思います。そのことをどのように分析をしているのか伺っております。

職員の退職は、組織にとっては大変大きな損失です。にもかかわらず、これまでこの種の質問に対する答弁は、今、町長も何度もおっしゃいましたけれども、一番最近出てくるのは、コミュニケーション能力が不足している。これは必ず出てくる。だったら、そのことが分かってももちろん研修もあるんでしょう。だから、そのことだけじゃなくていろんな研修があって、研修に参加をすると。そんなことが答弁の中で繰り返しされております。

この後質問をする第4次行政改革大綱のことですが、人事の分野に関する取組として評価があるんですよね。ちょっとあっち行ったりこっち行ったりですけど、そこでは61のKPIとっていいか、事業とっていいか、それがあります。その中で、人事に関する5年間の取組があるんです。第4次の行政改革大綱ですね。

その中に、給与の適正化、定員管理の適正化、職員研修の充実、人事評価制度の活用、派遣研修の充実、柔軟な職員採用がいずれも高い評価なんです。この中の1項目以外は100点満点です。要するに、これは5点評価

ですから20倍する。今言った中でほとんどが100点なんです。これ今言った中で、これは95点になる、平均すると。ということは、町がやっておるちょっと名前が少し違うのであれですけど、4次の大綱では、その評価を適宜やると書いてあるんですけど、それは、町長がこの行政改革推進本部の部長ですよ、本部長という。それから副が副町長、それから教育長。各課長がそこに参画している。なおかつワーキンググループとして各課長補佐も出ている。もう大変な会議体になる。ここで5年間つくったものをチェックをして、その結果、今第4次が終わって、チェックが出たのが今なんです。

ちょっと戻りますと、その5年間の取組が今言った人事に関する。はっきり言うと給料の適正化、給料は適正なんです。そんなのが出ると、5点。これは多分全部門がやっているんで、全部門がこのことに対して適正化であり、定員管理の適正化。定員も適正なんですよ、足りないんじゃないんです。これ、全部門だと思いますよ。派遣も100点。

そういう良い状況の中にあっても、定年を待たずして23人の方が辞められている。それは、コロナだとか何とかじゃない。やっぱり中に入ったこの制度があり、制度というのは仕組みの訓練とか計画ですよ。それは前から言ったように、コミュニケーション能力どうのこうのと毎回聞いているんです。じゃあそれだけやられて、その評価を誰がして、それを次にどう生かしているか。今おっしゃった目標管理ですよ。目標管理にコミュニケーション能力が足りない幹部がどんなふうな目標をつくっているかって誰が見ているの。

町長が見ている、知りませんよ、課長なら町長が見られると思う。課長補佐とかは上の人ですから、それを見てどんなふうに誰が何の基準を見てやっているか。結果は100点なんですから、すばらしい。でも辞める。

だから、そういうことの仕組みはあるけれ

ども、そういう状態であるということをやっぱりしっかり捉えて、この先こんな状態でもなかなか取れない、今年は3人も入っていただいたね。ところが退職者がこんなに多いと、せっかく育てた方が途中で去るということは本当に残念なことなんです。だから、個人の問題もちろんあるでしょうね。自己都合と書かれたらそのまま通りますからね、多分。

だけど、それでは済まされんことが今起きているんで、そのことを町長自らが率先をして、この人材育成と聞いたらこういう計画がある、こんな研修あります、こういう課長会でこういうことを話をしています、この間町長がお話、もうそれじゃ間に合わない。

それを町長が、行政改革の本部長を言うんじゃないですからね、行政改革云々じゃなくてもそこにも書いてあるんで。今回も書いてあると思うけど。やっぱりそれこそ町長のリーダーシップをもっとやらないと、これは解決できない。それが今、遅れていくというようなことになっていくと、最終的には人材が不足して優秀な人がいなくなって、町民へのサービスが停滞して、財政の問題もそうですけど、内なるひしひしと忍んで来るこの大きな問題を真剣になってやらないと駄目だと思う。

そういう中で、もう一度町長にお尋ねしますが、町長の覚悟を聞かせてください。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 昨日も、土本議員の質問の中で人材育成のことが出ました。

その中で、特に課長会議は毎月行っておりますので、その中で課長なりのコミュニケーション能力が果たしてあるのかどうか、そして、部下に対して毎月10分でも20分でも会議、職員と必ず1対1のミーティングをするように今、話をしております。それができないことには、離職していく人たちがどういう心境でおるかということがなかなかつかめな

い状況にありますので、自己都合となっておりますけれども、要するに介護のために辞めた人もおるし、出産で辞めた方もいるし、家業を継ぐ方もおいでました。

そういう中で、一番はやっぱり人材育成というか、長く離職しないでやっぱり勤めていただくには、課長なりがしっかりと本当に職員と1対1でマンツーマンで話をして、他愛なことでもいいです、そういうことを話しながら、いろんな本人にとっての問題とか課題も抱えておることがありますので、その辺をしっかりとやっぱり聞いていくということが、私は最初に課長なりが1対1で話をするということが大事だということで、今、課長会議でもそういうふうに話をしております。

○議長（南 昭榮議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 今の件は質問を2回しましたか。

○議長（南 昭榮議員） 3回。

○5番（澤 良一議員） 今度は3回になるよね、はい。辞めます。

次に移ります。2番にいきます。

人事異動抑制と組織継承リスク（異動を止め、組織も止まっていないか）。

町長は先ほどもおっしゃいましたが、報道を通して、今年度の人事異動は震災からの復旧・復興の継続性を重視し、異動を最小限に抑えたと説明をされています。しかし、私は、復旧・復興対応を継続することは自治体・行政としては当然の責務であり、当町においても献身的な活動は感謝いたしております。

しかしながら、本来重要なのは特定の人に依存せず、継続できる組織をつくれるかだと考えています。

そこで、以下5点を伺います。

1、復旧・復興を理由とした異動抑制の影響をどう分析しているか。

2、属人化進行の認識はあるか。

3、来年度の役職定年集中への対応は万全

か。

4、組織継承リスクを行政管理上の危機と認識しているか。

5、今年1年で、何を、いつまでに行うか。これは町長ですよ。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 まず、1点目の復旧・復興を理由にした異動抑制の影響をどう分析しているかについてですが、人事異動は必要に応じて行いますので、復旧・復興を理由とした異動の抑制を行っているものではありません。

次に、2点目の属人化進行の認識はあるかについてですが、当然ながら、長年同じ課に属する職員がいることは承知をしております。毎年の人事異動では、その時々々の事業や将来を見据えた上で適材適所に努めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、3点目の来年度の役職定年集中への対応は万全かについてですが、令和8年度末で役職定年を迎えるのは4人であり、課長ポストが4人空くこととなりますが、定年延長制度が完成する令和14年度以降、職員全体の28%を占める50歳代の職員が退職することを見据え、管理職については、人数や配置の見直しなども考慮しながら職務職責に見合った適切な昇格を行い、組織の停滞を招くことのないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の組織継承リスクを行政管理上の危機と認識しているかについてですが、現在、課長級が21人、課長補佐級が45人となっており、管理職への継承については、現在のところ問題がないと考えておりますが、一般職については、令和7年4月1日現在、40歳以上の職員が約67%を占め、年齢構成に偏りが生じており、行政サービスの維持のためには、各世代間の空白期間をつくらないう

若い人材の確保が課題であり、採用の在り方を柔軟にし、幅広く人材確保できるよう検討してまいります。

次に5点目の、今年1年で、何をいつまで行うかについてであります。3点目のご質問にも答弁しましたが、ベテラン職員が今後退職することを見据え、課題の共有を行うとともに、業務ノウハウの継承を常日頃より意識し、次世代の職員へとスムーズにバトンタッチができるよう体制づくりを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 今ほどの答弁で、人材育成とか組織の継承の重要性について、町長がご認識の上、対応を取られているということをお聞きました。

その中で、全部ちょっと聞き取れなかったんですけど、出てくるのは、常日頃からというのが出てきます。この常日頃、非常に分かりやすいんですけど、常日頃ですよ。ということは、日々いろんな場所でOJTですよ。いろんな場所でそれを生かすということだと思うんですよ。

そのときに、日々生かすときに今、これは私の偏見かもしれませんが。来年4名の方が役職定年ね。あとの細かいことは私は分からないんですけども、そういうトップのところがあと1年で異動するので、今はっきりあまり触らないで、そんなことおっしゃっていませんよ、私が勝手に思っておるんで。触らないで何とか少なくして、来年どうせ触るんだからっていうようにちょっと聞こえる。

私は今、町長、常日頃というのは常日頃なんです。私が言うと、4名の方が分かりませんよ、人事のことだから、ここで約束する必要もないしできませんし。その人が仮に抜けるということが決まっていたら、もう今まさにだからこそ、異動することが是とするわけじゃないんですけど、活性化とか、

それからいわゆる凸凹、そういうものもあるかもしれないし、私がずっとあるところに5年も10年もそこで課長をしとったら、柔軟性ってなくなると思う。

活性化っていいですよ、なぜかって言ったら、町長は属人性がないとおっしゃったけど、私は属人性が出てくると思う。常日頃から云々ということは、そこを何らか動かすことは今年にとって何の意味もないかもしれないんですけども、来年以降そのことがうまくいけば、1年先をいくじゃないですか。1年その人は学べるじゃないですか、別に課長じゃなくても補佐でなくても、専門課長じゃなくても、その人の役職はよく分からないですけど。その人を上へ上げるか、下がる人もおるかもしれませんが、異動させることによって、その1年間を、表現は悪いんですけど、じっとしときゃ来年また動かすもんでというのが、これまでの役場の人事のやり方だったと思う。

だから、どこかで話がありましたよね。プロジェクトチームのときね。ほかの仕事、ほかの会とやると、自分のところでやっとなんことを学べると町長はおっしゃった。それがプロジェクトと。なるほどなど。それと同じことなんですよ。

正確には12人の課長がおいでるらしい。その人が一人も変わらないってね、これはやっぱりちょっと異常中の異常です。そういう理由があったにしても。なぜかと言ったら、その人を異動させることによって新しい知恵が出てくるかもしれない。あ、なるほどね、ここへ行ったら今まで気が付かんかった、こういうのはどうやとね。そこで無駄なものが取れたり、いいアイデアでどんどん事業が進んだりね、それが人事だと思う。私はそう思うんです。

ですから、じっとしとるほうが楽かもしれないけど、そんなことおっしゃらんけど、だけど、人事は本当に真剣ですよ。企業として

は、ここは事業所ですけどね。企業ですよ。必死になってそのことを考える部門があって、その情報収集で明け暮れているのが人事ですよ。ですから、長くなりましたけれども、この決して震災復興の継続性を私は否定するわけではないんですけど、そういうことはもちろんあるんですけども、そういう中で、見えない部分の私はチャンスだと思う。そのチャンスが1年遅れるんです。

先ほどの話に戻りますと、あのときにある課参事を、2年間役職定年が済んでいるのに置きましたよね。それは人事、町長が決められたから。その間の2年間、本来なら育つ人がいたかもしれない。課長じゃないですよ、課長補佐かもしれない、その下かもしれない。だけど、2名いた参事をまずあそこで1人にしたんですよ。こっちもあっちも見なさいと、見れるということ。

だけど、そのことによって今振り返ると、そのことが1年でも早く今の体制を取ることができていたら、進んだじゃないですか。今の課長職の方が上へ行ったりということができていけば、1年前にもし何人かができていれば、その人も上がるんですよ。新しい仕事ができる。

ぜひとも、この人事のところはなかなか見えないんですけども、町長、気合を入れてお願いします。これだと時間がなくなりますので、次に3番にいきます。

ここまで人事異動や組織の継承の問題を伺ってまいりました。人事の問題もこの後の財政の問題も一見すると別の課題に見えますが、本質は同じです。将来起こり得るリスクを早期に把握をして正しく評価し、必要な対策を講じることができるのではないかと。それは、人事でも財政でも言えると、こういうことです。つまり、町の統制機能や危機管理が本当に機能しているかという問題であります。

そこで、次に財政運営の根幹に係る財政調

整基金の枯渇リスクと財政統制に係る認識について伺います。

3、財政統制に対する認識と財政統制は本当に機能しているか（何も対策を講じなかった場合、財政調整基金が枯渇をするリスク）。

①として、財政調整基金の説明とその枯渇の可能性について、分かりやすい説明を求める。

②、実際に枯渇あるいは極端に減少した場合に、町民生活にどのような影響が出る可能性があるか。具体的な説明を求めます。

③、町民にはこの危機感は伝わっていません。町長は、このリスクを町民へ真正面から説明する覚悟がありますか。

以上、3点伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 まず、1点目の財政調整基金の説明とその枯渇の可能性についてですが、財政調整基金は町の貯金に相当するものであります。毎年の予算において、支出に対して収入が不足する場合には、この預金を取り崩して対応しており、反対に収入が支出を上回る場合には、将来的な不測の事態に備え、積立てを行うものであります。

次に、財政調整基金のこれまでの推移であります。令和2年度末におよそ51億円あった基金残高は、令和6年度末にはおよそ37億円まで減少し、令和7年度末では、およそ39億円を見込んでおります。

次に、財政調整基金の枯渇の可能性についてですが、本年5月に令和8年度当初予算編成時点での財政状況や、将来想定される財政需要と収入の推移等を踏まえた令和12年度までの5か年間の財政状況推計を作成いたしました。

この推計によりますと、令和11年度末に財政調整基金が枯渇する可能性があるということです。これはあくまで推計上の理論値であり、今後、歳出削減や財源確保など何

らかの対策を講じなかった場合には、あと3年程度で町の預金が底をつく可能性がゼロではないということであります。

基金減少の要因についてですが、特定の事業実施による財政状況の悪化とは整理しておらず、複数の構造的要因が重なっていることであると分析をしております。

その要因として、第1に人口減少、高齢化に伴う社会保障関係費の増加であり、扶助費の増加傾向は今後も続くの見込んでおります。

第2に、経常的経費の増加傾向であり、まず最低賃金の改定や物価高騰による物件費、人件費の上昇、また、公共施設の老朽化による維持補修費などに係る支出が増加をしております。

第3に、収入の構造的な変化であります。合併団体において、普通交付税が一時的に加算される合併算定替え措置が令和元年度で終了したほか、令和7年国勢調査の結果により、今後も大幅な増収は見込めない状況であります。町税についても、人口減少等により緩やかな減少傾向にあります。

第4に、避けられない投資的経費であります。地域の強靱化を進める上で必要となる防災・減災対策、更新時期を迎えた公共施設の大規模改修や解体費用、道路や上下水道管路をはじめとするインフラ施設の長寿命化対策など、町民の生命や財産を守る観点からも先送りできない事業が多く存在しています。

収入の減少と支出の増加、これらが同時に進行することにより、基礎的収支構造が変化し、財政調整基金の取崩しが今後も続くことが予想されます。

ただし、これはあくまでも現時点での推計のため、今後の社会情勢の変化等の特殊事情まで考慮するものではありません。そのため、新型コロナウイルス感染症の流行や令和6年能登半島地震の発生時と同様に、推計と実際の決算とでは大きく乖離する可能性もあ

りますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

次に、2点目の実際に枯渇あるいは極端に減少した場合、町民生活にどのような影響が出る可能性があるかについてですが、財政調整基金が枯渇した場合の影響として、次のようなことが考えられます。

第1に、予期しない支出や緊急事態に対応できなくなる可能性があることです。例えば、能登半島地震等の自然災害が発生した場合に、復旧・復興事業に必要な財源を確保できなくなり、復旧・復興に遅れが生じる可能性があります。

第2に、公共サービスの水準低下につながる可能性があることです。例えば、道路や公共施設の維持管理、福祉サービスの提供などが制限される可能性があります。

第3に、行政運営の継続性が脅かされる可能性があることです。組織運営のスリム化を図るために、職員数の削減や施設の利用停止、廃止などを余儀なくされる可能性があります。

第4に、住民負担が増加する可能性があることです。各施設の利用料や各種サービスに係る負担金などがこれに当たります。また、町からの補助金が減額される場合、間接的に町民の皆様の負担が増える可能性も考えられます。

いたずらに危機感をあおるものではありませんが、町民の皆様の日常生活に直結する事態であると言えます。

次に3点目の、町民にはこの危機感は伝わっていません。町長はこのリスクを町民へ真正面から説明する覚悟はありますかについてですが、議員ご指摘のとおり、町の財政状況について、町民の皆様にご理解いただくことが重要だと考えております。今後は、従来に行ってきた年度ごとの予算決算状況や情報発信に加え、財政健全化指数を用いた現在の財政状況や今後の見通し、また、行財政改革に

向けた取組内容とその進捗及び達成効果など、きめ細やかで分かりやすい情報発信に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 特に今、町民にどのような影響が出るのかというのは、非常に事細かく説明していただきました。これはありがとうございます。

これは、町民はまだ知らないのは仕方ない。なぜか。この大綱はまだ生まれていませんから。だけど、これだけの要するに貯金に当たる財政調整基金が枯渇をするということがこれくらい大きなリスクを負っているということをもちろん議員は承知していますけれど、町民の方にもこういうことをやっぱりどこかの場面で具体的に言うべきだと思います。

もう段々時間がないんですけれども、これは私は非常に不満なんですけど、この財政調整基金が枯渇するかもしれないというのが、町長は1月の半ば、いわゆる来年度の1月でいけば、来年度の当初予算の町長査定のときに説明をしたと総務から聞きました。ところが、議会にあったのはそれから4月ですよ。4月の13日か19日、総務建設委員会だったと思う。

その後、13日にあって、19日に勉強会があった。これだけ大きい町民にも影響が出るかもしれないような、言わば我々は勝手に基金の枯渇という言葉を使っていますけれども、財政調整基金がなくなるかもしれないということを、令和11年からでしたらもうすぐですよ。

もちろん、これはやたら町民に不安をあおってもいけないんですけど、このまま試行の言い方をすれば、このままでいけばという話なんですけれども、だけど、そのリスクというのは非常に大きいと思うんですよね。それを議会へお話されたのは、3か月なん、町

長。

1月の半ばに町長に説明をされました。その後の2月24日に当初予算の内示会で議会で令和8年度の予算の内示会があった。そのときに説明も何もない。情報が示されたのは6月30日の全員協議会。1月、2月、3月、4月。3か月たって議会ですよ、こっちですよ。我々も知らなかった。

そういう重大なことを隠しとったとは言えないですけど、そういうことを報告するというのは、これは二代表制の中で当たり前のことだと思う。それから、内部統制でも当たり前です。そのことが、結果としては3か月後なんですよ。

その間、何が起きたかという、予算に対する審査があった。予算決算常任委員会。それで予算が通っておる。とすると、それだけ大きなリスクがあるということは、町長の予算編成にも書いていないんですよ。お話にもないし、我々はのほほんとしとったんでしょね。ほんで予算は通ったんよ。そうして、4月の30日の全員協議会で初めて出てきた。これは大変大きな問題だと思う。

ここで町長にお聞きしたいのは、なぜかというよりも、このことを議会に報告しないでおこうと決めたのはどなたなんでしょう。

総務課から1月半ばにあった。それで、要するに議会と議運で毎月やっていますよね、こんな会をしてこんな会ね。当然こんなに大きい問題があれば、少なくとも2月24日の予算会では絶対に言うべきだったと思う。活字もないし町長の言葉もない。こんな失礼なことないと思う。

だから、そういうふうにしたのは町長なのか、ほかの課なのか。それとも失念していましたと、こういうことなんですかね。町長、お答えください。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 結論から申しますが、行政財政大綱を早く出せとは財政にも話をしな

がらいついていたんですが、令和8年から令和12年度までの行政大綱をつくる中で行財政の中でやるということで、もうしばらく待ってくれと言われてこれまでにきたということです。

本当はもう少し早く大綱が進んでできておれば、その話を皆さんにお話しできたと思うんですが、なかなか大綱でしょってかって進むということではなかなかできなかったということで、本当に議員の皆様には申し訳なく思っております。

○議長（南 昭榮議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） もう時間がなくなってきました。

今、町長のお話の中でも、私は言いたいことがいっぱいあるんです。ですから、財政計画をつくらないんですかって言ったら、財政計画は行財政改革大綱に入れるとおっしゃったんです。それは町長ですよ。私らが言ったんじゃないですよ。町長がおっしゃって、4月1日からできるものが、そういうふうにしたからって1年延びたんですよ、総務課長の答弁で。

ほんで今、時間がたってみたら財政のところだけでもという話はちょっと矛盾しているし、一貫性がありません。こんな大きな大きな問題が。

次、もう僅かしかないんですけども、議長、ちょっと5分ぐらい我慢してね。

5番目の最後は、総務課長と事前にふるさと納税の話をして進んでいますので、5番は割愛します。

あと町長、今の話で言うとね、これは大反省ですよ。私が言うと失礼ですけど。いろんな事情があるんですよ。だけど、こんな枯渇するかもしれんということを3か月も議会に放っておいて、本当は財政でやりやよかったとか、それは通りません。

4番ね、ちょっと大事なんですけれども、要するに一言で言うと、その第4次大綱の評

価、61項目のうちさっきちょっと話しましたが、全平均点が90点なんですよね。物すごいことでしょう。5点満点で4点ということですよ。4.5か、90点は。4.5点、61の。

だから、それを基にしてつくったのが今のこの4月からの行財政改革大綱なんです。その95点の好成績、高評価を受けてつくったのが今の大綱なんです。それに、今町長いろいろおっしゃったんですけど、時間が変わってどうのこうのって、だけど、これはこの4月からできるっちゅう話だったんよ。私はずっとその質問をしていた。間違いない。町長も間違いないでできると。

ところが、高市総理が誕生することによって選挙が早まったんでどうのこうの。確かにそれはありますわね。ほんで、遅れてきたというお話も聞きました。ただ、この財政に関わることは、要するに財布の中身でしょう。前年度って来年の執行、その予算をどうするかなんですよ。そのことにまつわることでね、あと3年でうちの貯金がなくなるかもしれないよということを子供にも、成人した子供ですよ、誰にも言わないって、それを放っておくって、町のいわゆる簡単にいえば財政統制という考え方自身が全く私はできていないと思う。危機感がないと思う。

町長もお忙しくていろいろなところへ行かれますけれども、ちょっとやっぱり腰を押つけて、内憂外患という言葉がありますけれども、内もうれていますよ、中も。これはしっかりやっていただきたい。時間がない。

そういう今、途中になったんですけどね、この第4次大綱の評価がすばらし過ぎる。もう町長は堂々と言う。僕は95点でしたって。5年間の取組ですよ。その中身は、ちょっとでもやったら80点なんです。そんな評価の仕方、あり得んことです。5年間で何かやろうってとき、ちょっとやったら80点なんです。そういうことでこの5年間の評価をしたんですよ。

それがちょっと日は忘れましたが、5月の何日かで有識者を入れて1時間ぐらいで説明をして、通ったんです。そうしてやっと議会へ来たの。1時間でこんな我々勉強会をさせてもらったけど、執行の方がこんな分厚い質問に対して答えてくれましたけど、本当によく総務課の方やっていただきましたよ。あんなに議員から出たんですよ。ところが、有識者の方はどういった方か知らん、1時間であれば分かったんですか。皮肉を込めて言います、分かるはずがない。それがもう通るんですよ。

今ここにその大綱のがありますけど、こっちは計画ですよ。こんな分厚いのが通るんですよ、だったそれだけで。それでこれから5年やるんですよ。ふるさと納税、基本年度に至って470%、5年間で。パブリックコメントなしですよ、課長から聞いた。そんなやり方でこれをつくっている。この前の反省はどこにもない。

ぜひとも町長、今、答弁を求める時間がないので聞きませんが、私は嫌なことばかり言いましたけど、これは言われたからじゃなくて、町長の責任として、この町を預かるトップとして、行政のトップ、大変なの。だけど、これだけいろんな問題が出ている。町民の方は何も見えない。たまたま我々は議員をさせてもらっているんでいろんなことが見える。そして、この場で発言もできる。これは議員だからできる。一般の人はここで話できない。そういうつもりで私はお話をしました。

最後になりますけど、ちょっとだけお願いします。

最後に一言だけ申し上げますけれども、今回の一般質問では、人事異動や組織継承の問題から財政運営、行財政改革の評価、そしてふるさと納税、ふるさと納税はちょっと言えませんでしたけど、位置づけまで伺ってまいりました。

一見それぞれ別の課題に見えますが、その根底にあったものは、中能登町を次の世代へ責任を持って引き継ぐことができるかという問いであります。そして、私が本日お尋ねしたのも、人材育成や組織の継承、財政運営、行財政改革といった個別の表面的な問題ではなく、それらを支える仕組みが本当に機能しているか、そういうことを私は今日は質問いたしました。

この5年間私が問い続けてきたのは、無駄をなくして組織を強くし、将来のリスクに備えるための仕組みづくりとその検証であります。

私は議員として、ならぬものはならぬという思いを胸に町政に向かってきました。その願いは、法令やルールを大切に、公平で透明性のある町政を次の世代へしっかり引き継いでいくことにあります。

中能登町がこれからも住民に信頼をされ、誰もが安心して暮らせるまちで在り続けるためには、先人が築いて来られた歴史と文化を大切に守りながら、新たな価値と魅力を創造し続ける活力あるまちでなければなりません。そして、どこにも負けないまちをつくる原動力は、先人から受け継いだこのまちを次の世代へよりよい形で引き継ごうとする責任と未来への志であると私は信じております。

中能登町のさらなる発展を心より祈念申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（南 昭栄議員） ここで、11時10分まで休憩をいたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（南 昭栄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、1番 木下智治議員

〔1番（木下智治議員）登壇〕

○1番（木下智治議員） それでは、通告に従って質問します。

田植の時期が終わり、季節が春から夏へと移ろう中で、いよいよ暑さも本格化してまいりました。それと同時に、私たちが直面せざるを得ないのが、台風やゲリラ豪雨といった自然災害のリスクの急激な高まりです。

現在、日本列島には台風6号が上陸しており、各地に緊迫した状況ももたらしております。幸いなことに、今回の台風6号において、北陸地方への直接的な上陸や直撃は免れる見込みであります。

しかし、私たちはここで決して安堵し、目を背けてはなりません。災害の恐ろしさは、直撃しないから大丈夫という油断、いわゆる正常性バイアスが生まれる瞬間にあります。

近年の気候変動は、私たちの想像を超えてきます。台風本体が離れていても、そこから流れ込む暖かく湿った空気によって梅雨前線が刺激され、北陸地方であっても、局地的なゲリラ豪雨や線状降水帯による警報級の大雨が突発的に発生するリスクは十分に存在します。

また、これから本格的な夏、そして、秋を迎えるに当たり、次はいつ中能登町を直撃する台風が襲来するかは誰にも分かりません。今回はルートが外れたからで終わらせるのではなく、日本中が緊張感を持っているこのタイミングだからこそ、当町の備えをアップデートする絶好の機会と捉えるべきです。

そこで、これらの災害シーズン到来を見据え、住民の命と財産を守るための防災・減災対策について質問します。

1点目です。児童・生徒の主体性を育む防災教育の推進についてです。

先日、鳥屋小学校の3年生が火事・事件・事故から暮らしを守るというテーマで学習をしました。地域を守るために消防士、救急救命士、消防団、警察官の仕事について知り、地域の方も町を守るための活動をしていることが分かりました。自分たちにできることはないかと自ら考え、地域住民に向けて啓発標

語を発信してくれました。

2つ紹介します。「消火器をみんなが使えるまちづくり」「火を消して火事の原因はこの火」。

私、喫煙者の一人として、この標語には身が引き締まる思いがします。万が一をなくするために、まずは自分の手元から火の用心を徹底したく思います。

しかし、単に知識を学ぶだけでなく、自分たちの手で安心・安全な鳥屋地区をつかっていきたいという主体的な願いが込められています。私は、この子供たちの純粋な熱意を学校内の学びにとどめず、町政全体、そして、実効性のある防災対策へと横展開していくべきだと考えます。

令和6年能登半島地震を経て、私たちは自分の身は自分で守る、そして、登下校中に被災するリスクを改めて突き付けられました。

そこで、鳥屋小学校の児童が見せたような地域に貢献する視点をさらに一歩進め、「通学路版マイ・ハザードマップ」の作成ワークショップを町内の小中学校で開催することを提案いたします。

この提案には、2つの大きな柱があります。

第1に、子供の視点によるリスクの再発見です。大人の目線では見落としがちな通学路上の古いブロック塀、狭い路地、あるいは大雨時に冠水しそうな箇所を児童生徒が実際に歩いて点検します。地震が起きたらどこに逃げるか、どこが危険かを肌で感じることで、マニュアルではない生き抜くための主体的な判断力を養うことができます。

第2に、子供たちの声を町政のインフラ整備に直結させる仕組みづくりです。子供たちが発見した通学路の危険箇所のデータを単なる学習成果として終わらせるのではなく、町の関係部署へ直接フィードバックする仕組みを構築できるのではないのでしょうか。

子供たちが指摘した場所の修繕を優先的に

検討し、実際にガードレールがついたり、壁が補修されるという姿を見せる、これこそが自分たちの声が町を変えるという主権者教育の最高の形であり、防災意識の向上につながると考えます。

鳥屋小学校の3年生がまいてくれた地域を守りたいという未来への種を町としてどう育てていくか、以下の2点について、執行部の考えを伺います。

鳥屋小学校の事例のような主体的な学習を町内全域の防災教育へとどう波及させていくか。

児童・生徒が作成したハザードマップの情報を実際の通学路整備やインフラ補修の優先順位に反映させる考えはないか。お伺いします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 児童・生徒の主体性を育む防災教育の推進についてのご質問にお答えします。

通学路版マイ・ハザードマップの作成ワークショップを町内の小中学校で開催することについてですが、議員ご提案の通学路版マイ・ハザードマップ作成ワークショップにつきましては、子供たちの視点を生かし、地域の防災力向上に直結する極めて意義深い取組であると認識しております。

町といたしましても、この取組を強い意志をもって積極的に推進していく必要があると考えており、実施を視野に入れ、教育委員会と連携しながら、具体的な進め方について鋭意検討を進めてまいりたいと思います。

具体的な計画については教育長より答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 議員ご提案のワークショップにつきましては、令和9年度に実施します。既に学校教育課に指示をしました。

教育委員会では、木下議員の言われたとおり、私も防災教育は児童・生徒の主体性を育む教育だということで、校長会、教頭会でも指導しております。

昨年度から防災教育を始めており、今年度は総合的な学習の教育課程の中で位置づけておりますので、少し組み込むことが難しいです。それで、来年度に向けてワークショップについての準備をしていきたいと考えております。ご理解のほどお願いします。

なお、現在では、毎年夏季休業期間中に学校安全総務支援事業として、警察をはじめとする関係機関の通学路の安全点検も行っております。

また、こうした中、通学路の危険箇所の抽出等については、コミュニティスクールやPTAにおいて既に行われている学校、例えば、鹿西小学校や鹿島小学校となります。実施に当たっては、既に作成された資料などをベースとして、さらにブラッシュアップしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（南 昭栄議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 来年度実施していただけるということで、積極的に推し進めていって、子供たちの総合的な学習、特に非常時における、子供たちがどうやって冷静に対応できるかということもしっかり教育していただきたいと考えております。

昨年11月にこどもまんなか応援サポート宣言をされ、子育て支援の充実を図ってこれたことは重々承知しております。少子化や多様化する子育てニーズに迅速かつ柔軟に対応するためには、これまでの取組に満足することなく、さらに一歩踏み込んだ支援策を展開する必要があると考えます。

未来を担う子供たちとその保護者の方々が安心できるまちづくりに向けて、執行部としての見解と決意をお伺いします。

○議長（南 昭栄議員） 林教育長

○林 大智教育長 再質問にお答えいたします。

子供たちは未来の宝です。未来への投資をします。教育は地域の未来をつくる基盤であって、必要な施策には責任を持って取り組んでまいります。

子供たちがここで学んでよかったと思える学校、保護者がここなら、中能登町なら安心して任せられると感じられる地域の実現に尽力してまいります。

○議長（南 昭栄議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 今先ほどの教育長のここなら安心できるまち、ここなら教育できるということをしっかり推し進めていってまいりたいと考えております。

現在、危機管理課の方々を中心に、各地区で取り組んでおられる防災タイムラインの作成を通じ、子供たちだけでなく、町民全体の防災意識が向上して、万が一の際も被害を最小限に食い止められるよう、より一層安心・安全なまちづくりを推進していただくことを強く願い、次の質問に移ります。

2点目です。

文化財の保護及び管理体制の強化についてです。

去る4月16日、我が町が誇る国指定史跡石動山において、伊須流岐比古神社本殿及び拝殿の屋根銅板が盗難に遭うという極めて遺憾な事件が発生しました。石動山は町の歴史的シンボルであり、能登半島の振興を拠点として先人たちが心血を注ぎ、守り抜いてきた聖域です。

今回の暴挙は、町民の郷土愛を深く傷つけるのみならず、当町の文化財保護体制の脆弱さを露呈させる結果となりました。町執行部はこの事態を厳粛に受け止め、かけがえのない文化遺産を次世代に継承するためにいかなる具体策を講じるのか、以下3点について伺います。

まず1点目です。被害状況の正確な把握と

修繕の見通しについてです。

被害発生から現在に至るまでの正確な被害規模と復旧に向けた具体的な工程を伺います。また、修繕費用の負担分担や国・県の補助金活用の見通しについて、町の方針を伺います。

2点目です。防犯体制の抜本的な強化についてです。

石動山は広大な地形にあり、物理的に監視の目が届きにくい状況にあります。既存の監視カメラの稼働状況と死角を解消するための増設、高機能化への考えを伺います。

あわせて、警察や地域関係団体との連携したパトロールの強化、赤外線センサーなどを用いた検知システムの導入など、テクノロジーを活用した防犯対策の具体案はあるのか伺います。

3点目です。町内全域を対象とした管理指針の策定についてです。

今回の事件は、石動山1か所の問題にはとどまりません。町にあるほかの文化財についても、同様の被害に遭うリスクを内包しています。これを機に町内全域の文化財を一斉点検し、防犯上の脆弱性の洗い出しをすべきと考えますが、認識を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 文化財の保護及び管理体制の強化についてのご質問にお答えします。

まず1点目の、石動山において伊須流岐比古神社本殿及び拝殿の屋根銅板が盗難に遭うという事件が発生しましたが、被害状況の把握と修繕の見通しについてですが、今年4月に石川県指定有形文化財である伊須流岐比古神社の本殿及び拝殿の屋根銅板が盗難被害に遭い、本殿は正面のほぼ全てが、拝殿では後ろ側の銅板がはぎ取られました。

町では、4月13日から14日にかけて盗難の被害を確認し、神社管理者である伊須流岐比古神社の執行役員の方々に情報を共有し、翌15日に神社管理者から七尾警察署へ被害届が

提出され、現在も事件解決に向けて捜査中です。

なお、神社の管理については、以前は地元伊須流石動山区が行ってきましたが、住民減少等の影響で、現在では、神社執行役員の方々が一元的に管理をしております。

次に、屋根の修繕の見通し、防犯体制、町内に伝わる文化財の保護に関わる管理指針については教育長より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

○林 大智教育長 それでは、神社の屋根に関する修繕の見通しをはじめとしたご質問についてお答えいたします。

まず、被害のあった屋根の範囲については町と神社管理者で協議し、現在、被害箇所には防水シートを設置して応急処理を施しております。本格的な修繕につきましては、現在進行しております神社全体の改修事業と合わせて修理していく予定であります。

神社改修事業につきましては、令和4年度から事業への寄附を募るリーフレットや神社の現況図面の作成を行っており、令和6年能登半島地震の発生により事業は一時中断しておりましたが、現在は事業化に向けて動いております。

なお、修理費用は原則管理者において負担することとなりますが、伊須流岐比古神社は県指定文化財であることから、県の補助制度を活用し、また、当町のみならず能登の宝でもあることから、町としてもその費用の一部を負担することにより、神社管理者の費用の負担を軽減することができればと考えております。

次に、2点目の防犯体制の抜本的な強化への具体案はあるかですが、神社への被害を受けて、町と神社管理者は山の中に銅板屋根を持つ神社を含む3か所に防犯カメラを設置し、不審者に対する警告看板を掲示しております。

また、歴史公園（石動山地区）の管理事務所にも毎日1回のパトロールをお願いしており、町職員と連携し、防犯の強化を図っております。

町内には、伊須流岐比古神社のほか、町指定文化財の建物がありますので、これらについても、不審者に対する警告看板や防犯カメラを順次設置していきたいと考えております。

次に、3点目の管理指針についての見解を伺うについてですが、地域の歴史・文化を象徴する文化財を安全に継承するには、確実な管理体制が必要であると考えています。

特に近年、能登地域で相次ぐ文化財の建物被害が目立ちます。指定文化財の管理義務については、原則その所有者にあります。今後は緊急対応マニュアルの作成や防犯警告看板の取り付け、パトロールの実施などそういった文化財の管理指針を整備し、町と所有者で管理指針を共有していきたいと考えております。

当町には、多種多様な町、県、国指定の文化財があり、その多くは町民が所有者となって管理されております。この文化財の次世代への継承について、文化庁はその方策として、文化財の保存と活用に当たっては、所有者や行政だけではなく、地域住民や市民団体等と共同してその取組を推進することが重要と位置づけており、社会全体で文化財を継承していく必要を述べております。

町としても国の考え方に沿い、所有者や行政だけではなく、文化財のある地域や関連する団体も含めた地域全体で文化財を見守る体制を整備したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 伊須流岐比古神社の被害状況や修理予定、それで現在の防犯の体制の状況、今後の緊急対応マニュアルなど、詳細が分かりました。

私自身、石動山を守る会の一員で、石動山には思い入れがちょっと強いです。今回明らかになった課題や今後作成される緊急時対応マニュアルに対し、現場をよく知る石動山を守る会の知見をしっかりと反映させ、実効性のある防犯・防災体制を築いていければよいかなと考えております。

それでは、それについて再質問をいたします。

教育長の答弁の中に、町内の指定文化財の建物に今後、警告看板や防犯カメラを順次設置していきたいとのことですが、具体的な答弁を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 笹谷生涯学習課長
〔笹谷 学生涯学習課長登壇〕

○笹谷 学生涯学習課長 それでは、再質問にお答えいたします。

現在、町内には県指定文化の建物は石動山にある伊須流岐比古神社、旧観坊、町指定文化財の建物は能登部上にある能登部神社本殿、能登部下にある長楽寺山門、上後山にある白山神社本殿、石動山にある行者堂、井田にある滝尾日輪舎の合計7か所あります。

今後、これらにまずは警告看板を設置していきます。そして、防犯カメラは順次設置していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 具体的な7か所、分かりました。

文化財は町の宝であります。言うまでもなく、歴史ある文化財の盗難や悪質ないたずらなどは、そもそも人として、また、社会として絶対に許されない行為です。

防犯対策について大きな費用をかけることは難しいかもしれませんが、できる範囲で文化財を守り、後世に残していただければ幸いです。

最後の質問に移ります。

3つ目、公費解体完了後の跡地活用と関係人口創出による空き家対策についてです。

能登半島地震により甚大な被害を受けた当町において、震災直後から進められてきた公費解体が完了のめどを迎えました。まずは、未曾有の事態の中、円滑な実施に尽力された職員の皆様並びに関係各位の多大なるご努力に深く敬意を表します。

解体の進展により、倒壊の危険という当面の不安は解消はされました。しかし、町内を見渡せば、かつてのまちなみにぽっかりと穴が空いたような更地が点在しています。景観の変容はもとより、地域のコミュニティ維持を危惧する声も届いています。

公費解体後の更地の管理・活用と震災を耐え抜いた既存空き家の利活用をいかに両立させ、地域の活力を再生させていくか。当町は今、将来を左右する岐路に立っております。

そこで、以下の3点について伺います。

1点目です。解体跡地（更地）の活用支援についてです。

公費解体によって生じた更地の多くは個人所有地ですが、所有者の高齢化や町外在住化により今後の活用方針が定まらず、管理不全による雑草の繁茂が懸念されます。町として、これらの跡地を家庭菜園、駐車場、ポケットパークといった地域に資する小規模活用を促すべきと考えます。

そのための専用相談窓口の設置、固定資産税等の税制上の配慮、さらには、活用希望者とのマッチング支援を行う考えはないでしょうか。

2点目です。空き家の活用への転換。

一方で、震災を耐え抜いた空き家には、中能登町の伝統的な暮らしや文化が刻まれています。これらを単に負の遺産とするのではなく、リノベーションを通じておためし移住施設やテレワーク拠点、若者の起業支援スペースとして再生させるべきではないでしょうか。

現在都市部では、地方での二拠点生活を望む層が増加しており、震災復興支援をしたいという志を持つ関係人口も少なくありません。

町として空き家バンクの機能を強化し、移住者のみならず、定期的・継続的に町に関わる人々が空き家を拠点として活動できるような戦略的なプログラムを構築する考えはないか伺います。

3点目です。地域コミュニティの活性化です。

更地や空き地の問題は単なる不動産の問題ではなく、そこに住む人々のつながりの問題です。空き地や空き家を活用して新しい人々を迎え入れることは、伝統行事や祭りといった地域文化の担い手を確保することにも直結します。

公費解体が一段落した今こそ、新たな中能登町のビジョンとして外から新しい風を柔軟に受け入れ、多様な人々が共生する開かれた地域づくりを進めるべきと考えますが、町長の決意を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 公費解体完了後の跡地利用と関係人口創出による空き家対策についてのご質問にお答えします。

まず1点目の、解体更地の活用支援をどう考えているかについてですが、町の公費解体は昨年度末で終了し、住家、非住家合わせて1,314件の解体が完了しております。

議員ご指摘のとおり、所有者の高齢化や町外への転出等により、今後の活用方針が定まらない土地の増加も予想され、適切な管理が行われない場合には、雑草問題や景観悪化など、地域の環境への影響も懸念されるところであります。

議員ご提案の活用策も大変魅力的ではありますが、解体跡地は個人所有の財産であることから、土地の権利関係や維持管理責任、固定資産税等の税制上の問題もあります。この

ことから、町といたしましては、令和8年4月に石川県のほうで解体跡地の売却等に要した経費支援の補助金制度が新設されることから、今後、町広報などで所有者に周知し、解体跡地の活用が進むよう促してまいりたいと考えますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、2点目の空き家活用の戦略的なプログラムを構築する考えはないかについてですが、1点目のご質問でも答弁しましたとおり、人口減少や高齢化、所有者の町外転出等により空き家の維持管理が困難となるケースも増加しており、管理不全による景観悪化や防災面、環境面での課題も懸念されております。

このため、空き家対策については解体だけでなく、活用を重視した施策の展開が重要であると考えております。近年は、都市部を中心に地方と都市を行き来する暮らし、いわゆる二拠点移住への関心も高まっており、中能登町でも都市圏での能登復興マルシェで町と関わる機会をつくり、震災・復興の支援や継続的に関わりたい方々のつながり構築の取組を積極的に進めております。

町といたしましては、現在運用している空き家バンクの制度のさらなる周知を図りながら空き家バンクの登録数を増やし、移住希望者の選択幅が広がりマッチングにつながるよう、これまで以上に強化してまいりたいと考えております。

このほか、地元民間団体で空き家を活用した民泊の滞在拠点確保の取組も聞いておりますので、将来的に官民が連携しながら空き家問題の解決に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、3点目の地域コミュニティ活性化の対策はどう考えるかについてですが、能登半島地震の発生以後、公費解体が進む中で、地域の風景や暮らしにも大きな変化が生じ、祭

りや獅子舞など、長年受け継がれてきた伝統行事や地域コミュニティの維持が困難になってきているとの声が私のところにも多くの地区から届いております。

こうした祭りや伝統行事は単なる催しではなく、地域住民同士のつながりを深め、子供たちにふるさとへの誇りや愛着を育む大切な場所であると同時に、大学生や都市圏の方々などの関係人口の創出や移住・定住へつながる重要な取組であると考えております。

町といたしましては、なかのと未来ビジョンの考え方を軸に、地域の伝統や文化を大切に守り継承しながら、多様な人々が地域と関わり支え合うことのできる持続可能で開かれた中能登町の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） そうしましたら、2点目についてちょっと再質問させていただきます。

空き家バンクについて登録数を強化し、官民連携でまいりたいという答弁がありました。ただ、それを強化するだけでなく、具体的にどういう強化をしていくのかについてちょっとお伺いしたいです。

例えば、強化するに当たってその空き家が魅力的な空き家であるために、それをリノベーションする専門家の方や、例えば地域おこし協力隊の方々と協力したりとか、または、民間の官民連携でコーディネーター的に積極的な導入をするというお考えはないか。

そういう震災から復興へのフェーズに特化した専門人材というのを呼び込む、ヘッドハンティングするなり募集するなりという考えはないかお伺いします。

○議長（南 昭榮議員） 岩田企画情報課長
〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 それでは、木下議員の再質問にお答えいたします。

まず、空き家バンクの今、制度としましては、毎年区長会で区長の知り得ている情報等をお願いしているところであります。その辺も毎年お願いして、区長さんも変わりますので、変わるたびにお願いはしておりますので、そこは継続しながら、ホームページのほうにもまた図っていきたいと考えております。

また、今議員ご提案のリノベーションをされる団体、また地域おこし協力隊の協力、官民連携によるものも、今後どれがこの町に合っているのかも含めまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

○議長（南 昭栄議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 町にとって何が一番効果的にできるかということをしつかりまた考えていただいて、積極的に情報発信をしていって、また町の魅力を上げていくようにまた考えていただきたいなと思います。

前回、3月定例会議の一般質問においてポケふたの設置を取り上げましたが、その直後に奥能登6市町に導入され、大きな観光効果を生んでいるのを目の当たりにしております。

奥能登の成功事例をただ指をくわえて見ているわけにもいきません。中能登町には、すばらしい魅力がたくさんあります。その魅力を発信し続け、交流人口の拡大、そして、将来的な定住促進に向け、一歩踏み込んだ積極的な施策を果敢に展開していくことを切に願ひ、私の一般質問を終わります。

○議長（南 昭栄議員） 続いて、9番 笹川広美議員

〔9番（笹川広美議員）登壇〕

○9番（笹川広美議員） それでは、通告に従い質問をいたします。

子供たちへの夏休みの食・居場所支援の対策について質問をいたします。

2024年7月、ひとり親家庭サポート団体全

国協議会が実施した調査では、子供の3人に1人が1日2食以下で生活しているという夏休みの実態が明らかになりました。エアコンはお金がなくて買えない、動くとおなかがすくから、子供たちはベッドに転がっているだけとの声がありました。

さらに、翌2025年9月にNPO法人キッズドアが支援を行う日本全国の困窮子育て家庭に実施したアンケートでも、非常に苛酷な夏休みの実態が明らかになっています。

夏休み期間中、経済的な理由で子供の食事の量や回数を減らすことはあったかという質問に対して、週5日以上あった13%、週3～4日16%、週1～2日29%と、およそ6割の家庭で子供の食事の量や回数が減っています。

朝と昼は食費を気にして出せたり出せなかったり、子供に申し訳ない気持ちでいっぱいだった。家族全員の体重が減ってしまったなど、悲痛な声があふれていました。

また、電気代を気にしたり、もともとエアコンがなかったり、壊れていても修理できずに、暑くてエアコンをつけずに過ごすことがあったという家庭が7割に上りました。子供が熱中症や夏ばてになった家庭は5割を超えています。

夏休み期間に希望する支援を聞いたところ、食料クーポンなど食費の支援が最も多く、82%でした。学童、こども食堂、居場所等で毎日無料の食事の提供は34%、夏休み期間中の学校の開放と給食の提供は28%でした。

このゴールデンウィーク中には、生活苦と子育てに疲れ、生きることに疲れ果ててしまった親が子供を手にかけてしまう事件も起きてしまいました。こんなことは、私たちの住む中能登町には関係のない話と聞き流すことはできません。

コロナ禍、コロナ後の物価高、そして、中東情勢による物価高、私たちの生活はずっと

インフレに脅かされています。

さらに、能登では地震による負担も重なっております。特に独り親、貧困に苦しむ世帯の子供たち、賃金が伸びない、病気・障害のため働きたくても働けない世帯の子供たちが最も深刻なダメージを受けています。体重減少、低身長など、先進国日本に暮らしている子供たちが大事な成長期に栄養失調となり、心身の発達すら奪われています。親も子も命が削られ、生きる力さえなくしていく日本の子供の貧困の実態です。

こうした中、4月27日に子供の貧困問題に取り組む諸団体、関係者からの緊急要望を受けて、子供たちに冷房代を気にせず命を守る居場所の保障、そして、積極的に食を届ける食支援等パッケージとし、夏休みに緊急に取り組むようにと、こども家庭庁から全国の自治体に夏休みこども緊急セーフティネット構築プランの活用が呼びかけられております。

このプランでは、1、学校施設や児童館、放課後児童クラブを拠点化、2、食料供給ラインの構築、3、待っているだけでは届かない層へのアウトリーチという3つの観点から、自治体が活用できる関係省庁の施策が盛り込まれています。全自治体で、今すぐ子供たちへの夏休みの食、居場所支援の対策が求められております。

山梨県富士吉田市では、令和6年度からこども家庭庁の地域こどもの生活支援強化事業を活用して、市内全ての放課後児童クラブを対象に、小学校の夏休み期間中、日替り弁当を300円で提供、就学援助の家庭は無料としています。通っている子供の約6割が活用とのこと。

富士吉田市では昼食提供の必要性として、1つは、長期休暇中の毎日のお弁当づくりの保護者の精神的・肉体的負担の軽減、そして、支援が必要な子供の早期発見、早期支援に直結すると重視をしております。

中能登町においても、学童での昼食提供の取組に関しては、以前お伺いをいたしました。弁当の発注依頼先を探すのが厳しいとのことでありましたが、コンビニ業界でも対応が可能との情報もお聞きをしております。再度検討ができないでしょうか。

1つ目の質問といたしまして、こども家庭庁からの夏休みこども緊急セーフティネット構築プランの活用の呼びかけに対して、当町における子供たちへの夏休み対策をお聞かせください。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 子供たちへの夏休みの食、居場所支援の対策についてのご質問にお答えします。

まず1点目の、こども家庭庁からの夏休みこども緊急セーフティネット構築プランの呼びかけに対する当町における子供たちの夏休みの対策についてですが、近年、気候変動により記録的な猛暑が頻発し、熱中症など、健康被害リスクが高まっております。

特に夏休み期間中においては、子供たちの生活環境の変化に伴う健康面への影響や食の機会の確保といった観点からも、適切な対応が求められているものと考えております。

こうした中、子供貧困対策に取り組む関係団体から緊急要望を受け、こども家庭庁から全国の自治体に対し、夏休み期間中のこども猛暑対策や食の支援について、夏休みこども緊急セーフティネット構築プランの活用が呼びかけられました。町といたしましては、冷房設備が整い、支援員などが常駐する放課後児童クラブや児童館等について、夏休み期間中も子供たちが安全かつ安心して過ごせる居場所として利用できるように取り組んでおります。

放課後児童クラブにおける昼食対応については、昨年5月に一般質問で答弁しておりますが、弁当事業者の活用等による提供体制の

確保に問題があることから、引き続き対応を検討してまいります。

また、児童館においては食生活改善推進員と連携した食に関するイベントを開催し、子供たちがクッキングを楽しみながら食を提供する食育につながる取組を実施しており、より多くの子供たちに利用していただけるよう努めてまいります。

また、地域で活動されているこども食堂にも期待しており、町といたしましても、関係機関と連携しながら、各種支援制度等の情報提供などを通じて活動を支援してまいります。

このほか、町では社会福祉協議会に委託し、独り親家庭等の子供を対象とした学習支援事業を毎年実施しており、夏休み期間中の学習機会の確保に加え、軽食の提供や調理実習を通じた食の支援を行っているところでもあります。支援を必要とする家庭に適切に利用していただけるよう、さらに周知に努めてまいります。

なお、支援が必要な子供や家庭につきましては孤立することのないよう、関係機関や地域の支援者の見守りを通じて、必要な支援につなげる体制を整えております。

今後も関係機関との連携を図りながら、夏休み期間における子供たちの安全・安心の確保と切れ目のない支援の充実に努めてまいります。

なお、学校施設の開放については教育長より答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（南 昭栄議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 それでは、学校施設の開放についてお答えいたします。

議員ご提案の学校施設の開放につきましては、学校施設の管理体制、安全管理の責任の所在を明確にすることが必要であり、直ちに学校施設を夏休みの居場所として広く開放す

ることについては、難しいものがあります。

しかし、子供たちの居場所づくりの重要性を踏まえて、関係機関との連携の可能性、学校以外の公共施設等の活用の在り方、既存の放課後児童クラブや子育て支援施策との役割分担などを含め、教育委員会としてできることは何かを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（南 昭栄議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 今、町長または教育長からの答弁ですと、これまで町でもしっかりと取組をしてきた。その取組をさらにしっかりと評価をしたり、周知を徹底したりということをしていただけるという答弁だったかと思います。

この全国的な支援に取り組んでいる諸団体の調査結果を聞きますと、本当に大変な実態があることを改めて私たち思い知らされたわけですが、中々登においても、こういった子供たちが見過ごされることがないよう、しっかりとまたこれまで以上の対策を図っていただきたいと思います。

これから子供たちにとっては夏休み、私たちも子供の頃そうでしたけれども、夏休みは本当に楽しみなのが夏休みだったかと思いますが、こうした実態から見えてくるのは、夏休みを迎えることが本当に恐怖というか、不安を抱く、そういった家庭が多いという今の現状であります。子供たちが安心して夏休みを迎えて過ごすことができるよう、対応をしっかりと図っていただきたいと思います。

○議長（南 昭栄議員） ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（南 昭栄議員） 午後からの会議を再開します。

9番 笹川議員の質問の続きから始めます。残り時間は47分となっておりますので、

よろしくお願いします。

笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 次に、「こども性暴力防止法」への対応について質問をいたします。

昨年、女子児童を盗撮し交流サイトのグループチャットで共有したとして、複数人の小学校教員が逮捕、また、スポーツ教室の生徒だった当時15歳の少女との不同意性交の罪に問われた経営者に懲役3年の判決など、様々な子供たちの性被害の報道がありました。

つい先月には、白山市内の放課後児童クラブにおいても男性職員による性的虐待の報道、目撃した職員が3年前からクラブ責任者への訴え、市の担当課への相談を行っていたにもかかわらず、何も対応がなされなかったという耳を疑うような話であります。

子どもを守り、保護者が子供を安心して預けられる環境を整えることは喫緊の課題です。

このような背景の中、国はイギリスの制度を参考にして、日本版DBSこども性暴力防止法を成立させました。いよいよ本年12月25日より施行となります。教育や保育などの場で子供と接する業務に就く職員に性犯罪の前科がないか確認することなどが義務づけられます。

日本版DBSは、対象施設に職員の研修や子供が相談しやすい体制整備なども義務づける制度であります。この制度の開始をきっかけに、社会全体で性暴力を許さないという機運が高まることを願います。

学校や認可保育所などが本制度の対象となる法定事業者と呼ばれ、学習塾やスポーツクラブなどは認定を受けて、本制度の対象となる認定事業者とされております。

そこで、1点目として、当町における法定事業者はどこになるのでしょうか。また、認定対象の民間教育保育等事業者への関わり方はどのようなになっているのでしょうか。お聞

かせください。

現場の視点から性暴力や不適切な行為の疑いを把握した際に、まずどこに通報や相談をするのが悩ましい課題となります。被害者の立場に立っていち早く行動を起こすことが現場の責務ではありますが、教育委員会などの行政機関が先なのか、警察が先なのか、ケース・バイ・ケースのような対応では初動対応が遅れ、被害者のみならず、加害者にまで大きく禍根を残す可能性が考えられます。

2点目として、性暴力や不適切な行為の疑いを把握した場合、最初の一報先を一元化することが必要とされます。仕組みはできているのでしょうか。当町としての通報体制を伺います。

3点目として、日頃からの未然防止の取組として、児童等や保護者への教育・啓発が求められます。外部講師を活用した命の安全教育を確実に実施するための支援体制の構築が必要とされています。ご所見をお聞かせください。

以上、3点にわたり答弁を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 こども性暴力防止の対応についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の当町における法定事業者はどこになるのか、または、認定対象の民間教育保育等事業者への関わり方はどのようなのかについてですが、本年12月25日に施行されるこども性暴力防止法は、対象事業者に対し、従事者の性犯罪前科の確認をはじめ、子供への性暴力を未然に防止するための取組を義務づけるものであります。

性暴力防止の取組の義務がある法定事業者は、当町では小中学校、町立保育園、私立とりやのの保育園、児童館等が該当いたします。また、こども家庭庁に申請し認定を受けた場合には、対象事業者となるものとして、当町では放課後児童クラブが該当いたします。

性暴力は子供の心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。町といたしましては、子供たちを性暴力から守る環境を整えることが極めて重要であると考えており、放課後児童クラブについても委託事業者である株式会社共立ソリューションと連携し、認定に向けた手続を進めてまいります。

また、認定対象の民間教育保育等事業者である民間の学習塾等につきましては、各事業者の判断により認定の手続を行うものであり、こども家庭庁から各所属組織を通じて周知など対応がされますが、必要に応じて情報提供や助言を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の性暴力や不適切な行為の疑いを把握した場合、最初の一報先を一元化することが必要とされる。当町としての通報体制を何うについてですが、各事業者において性暴力を未然に防止するための環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えることが重要であり、各事業所には相談窓口の設置や通報体制の明確化と周知が求められております。

町が設置または管轄する施設におきましては、各所管課が通報や相談の窓口となり、性暴力の疑いがある場合には、警察への通報または相談を行うなど、適切に対応できる体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、3点目の日頃からの未然防止の取組として、児童等や保護者への教育・啓発が求められている。外部講師を活用した命の安全教育を確実に実施するための支援体制の構築が必要とされているが、所見を何うについてですが、保育園においては、毎年七尾警察署の職員を外部講師として、園児及び保護者を対象にプライベートゾーンに関する内容を含めた命の安全教育を実施しております。

幼少期から自分の身体を大切にする意識を育み、困ったときには信頼できる大人に助け

を求めることを身に着けることは、性被害等の未然防止の観点からも大変重要であると認識しております。

今後も警察など関係機関と連携しながら、子供の発達段階に応じた分かりやすい教育、啓発を継続してまいります。

なお、学校教育における未然防止の取組については教育長より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

○林 大智教育長 それでは、学校教育現場における未然防止の取組についてお答えいたします。

性暴力の未然防止に向けましては、日頃からの教育・啓発は極めて重要であり、児童生徒自身が危険を認識し、適切に行動できる力を育むことが求められており、また、保護者に対しても子供を守るための知識や対応方法を理解することが不可欠であると認識しております。

こうした観点から、小学校におきましては、七尾警察署の署員を外部講師として招き、年1回、各学校において生命の安全教育を実施しているところであります。

引き続き、国や県が示すガイドラインや研修プログラムの情報収集を進め、学校現場の意向や実施の可能性を踏まえながら、どのような支援が適切であるか検討していきます。

最後になりますが、子供たちの安全を最優先に、外部講師の活用を含めた生命の安全教育の充実に向け、教育委員会、学校、関係機関との連携を図りながら、必要な支援体制の構築に向けて引き続き取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 2点目のまず通報に関した対応でありますけれど、各所管課で窓口を設けて、そこから警察へ通報を必要なのはしていくというような流れの町長答弁

であったかと思うんですが、こうしたこと、当事者、保護者としてしっかりどう行動していいか分かるような周知というか、情報提供をどのようにしていかれるのか、この点お聞かせ願いたいと思います。

3点目のほうの、教育長のほうから学校では小学生ですか、七尾署が外部講師として今まで1年に1回行ってきたということですけど、この教育に関して、性に関する指導で歯止め規定というのがなかなか先生方にとって少し抵抗があって、教育現場では取組づらい状況があるかと思うんですが、そういった点で外部講師の活用なりを進められていると思うんですが、産婦人科医とか助産師さんとかそういった専門の方、体のこと、健康のことに詳しい専門家を取り入れた支援体制、啓発体制というものを今後考えていっていただけないものでしょうか。

この点、またお聞かせ願います。

○議長（南 昭榮議員） 山本健康保険課長
〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 笹川議員の再質問にお答えします。

保育園での窓口制度に対する周知方法ですけども、保育園にはコドモンという保護者への通知方法がありますので、それについて、制度についての周知、そして通報方法についての周知を図っていくとともに、園での掲示等もしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

○林 大智教育長 再質問にお答えいたします。

まず、性暴力等の一元化のことなんですが、主に教育委員会、それから健康保険課、子ども家庭センター等が多いと思います。そのときに、事案が起きた場合にはまずどこかというよりは、起きた場所から気づくところに電話をかける。連絡だと思うんです。警察かもしれないし、町かもしれない。主に教育

委員会が多いと思うんですけれども、そのときにその情報を、むしろ入ってきたものをどこで一元化するかというほうが大事だと思うんです。

したがって、首長部局と相談しながら、入ってきた情報をどこでまとめるかということをは話し合います。それが刑事なのか民事なのかということもありますので、刑事事件なのか民事事件なのかそこで判断しながら対応してまいりたいと思っております。

なお、一元先については、12月までにはお答えいたします。

続きまして、学校についての外部講師なんですが、ありがとうございます。産婦人科であつたり保健師の方を招きまして、このこども性暴力防止法につきましても、また理解が深まるような啓発運動をしてまいります。ありがとうございます。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） よろしく願いをいたします。

これからになってくるかと思いますがけれども、体制を整えてしっかりと対応が迅速に図られるようにぜひお願いしたいと思います。

熊本市のほうですけども、熊本市では、子供への性加害を決して許してはいけない、なくしていかなければならない、地域全体で子供を守るための体制、環境を整備する必要があると、今回のこの法律の施行に合わせて、市として基本理念や方針を示した条例の制定を目指しております。

先月26日には有識者による検討委員会を立ち上げ、委員として委嘱された大学教授、弁護士、学校、児童福祉施設の関係者などが出席をして、条例が想定する性暴力の対象や範囲についての議論がなされました。

中高生同士の性的画像の拡散、小学生同士の過度な身体接触、デートDVなど、実はたくさん起きているという意見が出されておりました。大人から子供への性暴力を対象とす

る法律に対し、市の条例では、子供同士の性暴力も含めるべきといった意見などが出されたということでもあります。

熊本市は、検討委員会の議論を踏まえ、条例の骨子案、素案を作成をしてパブリックコメントを得て、来年4月に最終案として取りまとめ、6月議会への提案を目指しているということでもあります。

このような熊本市の取組も私ども注視をしながら、これから中能登町においても地域全体で子供を守るための体制、また環境整備は大丈夫なのかを常に問いながら、検証しながら進めていくことは大変重要かと思われます。

今後、適時適切な対応に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、リトルベビーへの経済的支援について質問をいたします。

体重が2,500グラム未満で生まれる低出生体重児は、国内で約10人に1人とされております。近年では早産児や多胎児が増えていること、低出生体重児の救命率が向上したことなどにより、その割合は増加傾向にあります。

新生児集中治療室などで医療ケアを受け、入院している赤ちゃんの元へお母さんは毎日搾乳を行い冷凍をし、病院へ母乳を届ける必要があります。そのため、お母さんにとっては体力面や精神面だけでなく、経済的な負担も大きくなります。

こうした中、鹿児島県日置市では、低出生体重児等の母親を対象として、今年度予算に低出生体重児等支援事業を計上いたしました。この事業では、搾乳機の購入・レンタルや母乳パックの購入に係る費用の合計に対し、上限2万円で半額を助成します。日置市は孤立しがちな家族を支え、安心して出産・子育てができる環境を整備するために本事業に取り組むとしております。

リトルベビーのお母さんから、今回のこの日置市の政策に対して、多くのメッセージが届いております。少しそのお声を紹介をさせていただきます。

2023年25週6日、576グラムで娘を出産し、NICUに4か月入院しました。何度も駅のトイレで搾乳しました。町中に増える授乳室での搾乳オーケーマーク、いつも感動しながら見えています。鹿児島県の取組すばらしいと思い、メッセージさせていただきました。

3時間置きの搾乳、搾乳機の消毒、洗浄、パッキング、小さく生まれた娘は退院後もおっぱいがうまく吸えず、乳腺炎も何度も繰り返しました。手動の搾乳で腱鞘炎になり、電動搾乳機を購入したり、乳腺炎で詰まったときは手動の搾乳機のほうが詰まりが取れたり、結局搾乳機を3つ購入し、途中でゴムパッキンの換えを購入したりと、割と負担は大きかったと思います。娘は2歳まで母乳で育てました。発達に悩むこともたくさんありました。明日から保育園に入園します。

また、23週5日、515グラムで出産をしました。入院期間は5か月に及びました。母乳保存用パックは搾乳量が多い時には1枚では足りず、日々の積み重ねが大きな負担となっていました。費用面を考え、搾乳した母乳を廃棄することもあり、とてもつらい思いもしました。

小さく生まれた赤ちゃんにとって、母乳は栄養としてだけでなく、母乳を含ませたガーゼを保育器に入れて香りを届けたり、体を拭いたり、沐浴に保湿として使用されたりと、子供のケアの一環としても大切に活用されています。私にとって母乳は、我が子とつながれる唯一の存在でした。母乳用保存パック等の消耗品が補助の対象となるような支援の充実をお願いできれば幸いです。

またあるお母さんは、まだ会えていない我が子に届く私にできる唯一のことが母乳を届

けることだと信じ、必死に搾乳を続けていました。1年で最も寒い1月の夜中の搾乳は、今思い出してもつらいものです。子供がそばにいない孤独感の中、それでも3時間置きにアラームをかけ、真っ暗で冷え切った部屋で涙を流しながら搾乳していました。初めは手で絞っていましたが、胸はあざだらけになり、そんな自分の姿を見ることさえつらく感じました。それでも我が子の命のためなら、高価な搾乳機や母乳パックも必要なものだと考え、購入しました。

一方で、これがいつまで続くのだろうという不安も常に抱えていました。今回の支援は、そうした状況にある多くの母親にとって、大きな心の支えになるものだと思います。この支援がさらに多くの市町村へと広がっていくことを心より願っています。

今、3件のメッセージを紹介させていただきました。

このように日置市で始まった搾乳機と母乳パックの補助制度は、子育て世帯、特に早産や低出生体重児等の赤ちゃんを育てる母親にとって、大きな安心と支えになる取組です。

搾乳機と母乳パックの購入費用は継続的にかかり、家庭の経済的不安も決して小さくありません。特に母乳パックは使い捨てであるため、毎日使用すればするほど費用が増えていきます。搾乳機も衛生面や機能面を考えると適切なものを使用する必要があり、購入やレンタルに費用がかかります。赤ちゃんの入院や通院、交通費、生活費なども重なる中で、これらの費用は母親や家族にとって大きな負担となります。経済的な心配があると、母乳で育てたいという気持ちがあっても難しくなることもあります。

そのような状況の中で、自治体が搾乳機と母乳パックの費用を補助することは、非常に意義のある支援です。経済的な負担が軽減されることで、母親は安心して搾乳や母乳育児に取り組むことができ、赤ちゃんのために必

要なケアに集中することができます。

また、地域が子育てを支えてくれているという実感は母親の孤立感を和らげ、精神的な支えにもなります。特に初めての出産、早産などで不安を抱える家庭にとって、このような支援は大きな安心につながります。

さらに経済的な余裕が生まれることで、家族が赤ちゃんの成長を前向きに支えることができ、家族全体の負担軽減や安心感につながります。結果として、赤ちゃんがよりよい環境の中で成長することができます。

そこで、リトルベビーへの経済的支援について、2点にわたり答弁を求めます。

1点目として、当町の出生数の直近数年の推移をお聞かせください。

2点目として、こどもまんなか宣言の具現化となる安心して出産・子育てができる環境整備の事業として、養育医療での医療施設へ入院が必要となった子のお母さんに、搾乳機、母乳パックへの助成を実施できないでしょうか。

町長のご見解をお聞かせください。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 リトルベビーの経済的支援についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の当町の出生数の直近数年の推移についてですが、過去3年間の出生数の届出件数を申し上げますと、令和5年度は61人、令和6年度は67人、令和7年度は60人となっており、60人前後で推移をしております。

次に、2点目のこどもまんなか宣言の具現化となる安心して出産・子育てができる環境整備の事業として、養育医療で医療施設へ入院が必要となった子のお母さんに、搾乳機・母乳パックの助成を実施できないかについてですが、出生届の際にはこども家庭センターの専門職が保護者と面談を実施し、出生時の状況を把握しております。

新生児集中治療室で治療を受けるリトルベ

ビーや入院治療が必要な赤ちゃんの場合、保護者は大きな不安や心配を抱えております。こども家庭センターの保健師や助産師が速やかに家庭訪問を実施し、保護者の不安を受け止め、心配を少しでも緩和できるよう、医療機関と連携して伴走的な支援を実施しております。

また、入院中の我が子に母乳を届けたい母親の思いに寄り添い、搾乳の悩みや身体的疲労への対処法など、専門的なアドバイスも行っております。

経済面では、妊婦のための支援給付のほか、当町では出産祝い金やこども医療費助成などの支援制度を実施しておりますので、現在のところ、搾乳関連用品の助成制度を導入する予定はございませんが、昨年6月の一般質問で答弁しましたとおり、引き続き搾乳マークの掲示を推進し、地域社会全体で全ての子育て世帯が安心して出産・子育てができる地域づくりを進めてまいります。

赤ちゃんの入院期間中に一番必要な支援は、離れて療養する我が子を思い、無力感に駆られる保護者への心のサポートであると考えており、今後も専門職による継続した支援を実施してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 中能登町では、年間約60人前後の赤ちゃんが生まれているということで、今、質問に上げましたリトルベビーの割合、10人に1人ということですから、当町においてもその割合としておられるのかなと予測をします。

いろんな形で当町も子育て、手厚く行っていると思います。また、支援センターの職員の皆さんも手厚く寄り添った伴走をしていただいていることもお聞きをしております。

大変重要なことを行っているなと日々感謝をしているところではありますが、

こうした当事者の皆さんのお声から、さらにこの中能登町として、小さなお子さんを一生懸命育てているお母さんの大きなまた力になる取組、経済的な支援の取組を、ぜひまた今後検討もしていただければなと願っております。

この日置市の取組、子育て世帯に寄り添った先進的で温かい支援となっております。一見、小さな制度のように見えますが、実際には母親の安心、赤ちゃんの健康、そして、家族の生活を支える大きな力となる重要な支援だと思われます。

どうかまた、こどもまんなか宣言の中能登町として、このリトルベビーへの経済的支援、積極的にまた推進が今後されることを望んで、私の一般質問を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 続いて、2番 三浦克欣議員

〔2番（三浦克欣議員）登壇〕

○2番（三浦克欣議員） それでは、質問に入る前に前置きというか、少しお時間をいただきたいと思います。この話は1問目の質問にもつながる話ですので、少しお時間をいただきたいと思います。

6月に入り、いよいよ4年に一度、私のところを躍らせるFIFAワールドカップが始まります。もうわくわくであります。わくわくしている場合かという話もありますが、サッカーの話をすると60分では足りなくなるので、話したいことだけ絞って早口でお話したいと思います。

日本サッカーは1998年に念願の初めてのワールドカップ出場を果たすのですが、今でこそ当たり前のように出場しておりますが、私がサッカーを始めた頃は、ワールドカップは夜中にこっそり起きてテレビを見るもの、そこに出るなんて夢のまた夢だったです。

そして、今から30年くらい前、私が少年サッカーのコーチをしている頃、日本サッカー協会がJリーグ100年構想なるものを立ち上

げ、ワールドカップに出場し、活躍すること
を目標として取組を開始しました。

まず、プロリーグを立上げ、あなたの町に
もＪリーグチームというキャッチフレーズ
と、それから日本サッカー協会、たしかナン
バー２ぐらいの方が地方金沢に来られて、単
なる少年団のコーチに向かって丁寧に、まだ
出場もしていないのに、2025年にワールドカ
ップベスト４、何と2050年にワールドカップ
優勝を目標とすると真顔で力説をしたのを覚
えています。

私、そんなことを言いがちな三浦でさえ、
さすがに冗談はよせと、まじで思った記憶が
あります。でも、あれから30年、2026年を見
てください。プロであるＪリーグチームは全
国で60チーム、金沢にも専用スタジアムを持
つＪチームがあります。それに、なんと日本
代表の選手たちはほとんど海外の強豪チーム
で活躍し、この大会で目標は優勝と掲げてい
るんです。しかし、誰も冗談はよせとは言
いません。選手たちはまじで優勝を目指して
います。

私のサッカー人生の前半30年と後半30年、
全く想定外の展開であります。なかなか優勝
は難しいと思いますが、あと20～30年後に優
勝、かなえられると思います。本当に夢を感
じます。わくわくしています。

それで、１つ目の質問につながっていくの
ですが、まず思うこと、そして思い続ける、
そしてそれを口に出すこと。そして、それ
に向かって組織が一丸となって計画を立て、戦
略を練り戦術を整え、熱く取り組むことの
大切さ、すばらしさを日本サッカーが示して
くれていると私は思っています。

私の生き方にも少なからず影響を与えら
れています。まさに昨日も言われていた人材マ
ネジメントの高度化のたまものではないかと
いうふうに思います。昨日の土本議員の話、
午前中の澤議員の話と同じような熱量でまた
質問をしていきたいと思いますので、よろし

くお願いします。

前置きが長くなって申し訳ありません。通
告に従い、質問いたします。

今、町内になかのと稀人プロジェクトとい
うチームがあり、中能登に移住した人、移住
を考えている人、お嫁に来た人、また、私の
ような移住されてきた人に興味がある人が月
に１回程度集まって、わいわいがやがやと語
り合うところがあります。

その中で、「中能登町はどんなまち」とい
うテーマで話し合っていて、中能登は桜の木
が多いというんですね。いわゆる先住民の
我々のあるあるで、「本当かいね、桜なんて
全国至るところに咲いていて、有名な名所も
たくさんあるがいね」と言ったら、皆さん異
口同音に「多い」と。「こんな多いまちない
よ」と言うのです。言われたら、最近多いか
なというふうに思い始めました。

後日、そんな話を各所で話ししていました
ら、中能登町が誕生するとき、町の花をどう
するかということで桜と決定したとき、当時
の町を盛り上げていきたい熱い人たちによっ
て、桜の苗木をたくさん町中に植えたという
ふうに聞いています。そして、20年がたって
木が成長し花を咲かせ、目につくようになって
きたのだと思います。

そして、ずっと住んでいる者には気づかな
かったけれど、一つの町の魅力になっている
ということです。中能登町の花が桜となり、
20年前の町への熱い想いが目に見える形とし
て現れたという事実がとてもすてきなことだ
と思います。しかも、中能登が好きになって
移住されてきた方々からの言葉というのが、
とてもうれしく思います。

もう一つ、魚の話をしますと、中能登は魚
がとってもおいしいという話で、確かに中能
登は魚がおいしいんですけど、でも、「中能
登は海に面していないんだけどな、海ないん
やけどな」とかって言っていたら、「何を言
うとるんやと。私は北海道で札幌に住んどる

と。札幌から海まで200キロメートルあると。5キロメートルや10キロメートルはもう面しとる、海の町や」ということで、それもあるほどというふうに思いました。

桜の話に戻りますが、まず質問、その勢いでさらなる魅力アップということで、桜を計画的に植え続け、そして20年後、町全体を桜の公園にする、そして、日本一の桜の町にする。例えば、町民一人に対する桜の木の本数が日本一というのはいかがでしょうか。

そして②、あえて20年というスパンにこだわり、中能登町の2人のリーダーに20年後の町の姿をどうデザインし、どんな町にしていきたいか。町長にはリーダーとしての将来の町のありよう、副町長には副リーダーというより一町民目線で、将来どんな町になってほしいかをお聞かせ願いたいというふうに思います。

できれば、目に見える形で語っていただけるとうれしいです。お願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 町全体を「桜公園」にしてはどうか。20年後の町の姿について、ご質問にお答えします。

まず1点目の、20年後、発展のシンボルとして町全体を「桜の公園」にしてはどうかについてですが、町では、合併時に桜を町木として定めており、これまで町のシンボルとして町民に親しまれている樹木であると実感しております。

町内では、鍋山古墳や古墳公園とりや、カルチャーセンター飛翔周辺、そして、各学校の敷地などの町の至るところで桜の名所があり、過去には、商工会議所での桜まつりやライトアップなど地域全体で盛り上がり、活力をもたらしているものと感じております。

今ほど議員からのお話にありました移住者の方々からの桜にフォーカスした町の魅力という声、そして、議員提案の町全体を桜公園

としてはどうかという点につきましては、20年後の中能登町の将来像を考える上でとても夢があり、町の魅力向上や地域活性化につながり重要な視点であると受け止めております。

一方で、桜を町全体で共通テーマとするのであれば、公園でなく道路、河川沿い、公共施設、学校、地区内などにも広く展開し、景観形成のみならず、地域住民、学校、企業などの各種団体が自分たちの地域の桜を育てるという意識を共有しながら、自らが参画意識を持ち、地域の愛着や誇りを育むことが重要であると考えております。

また、桜は植えて終わりではなく、長期的な維持管理が必要であり、剪定、防除、老木の対策、倒木リスクなどの対応など継続的な管理が必要となり、将来的な維持管理費の財源確保も大きな課題となります。

町といたしましては、まず、今年3月に策定しましたなかのと未来ビジョンに基づき、持続可能なまちづくりを着実に進めていきたいと考えております。

議員提案の桜公園につきましては、現状の桜の名所をうまく情報発信するなど、活用できる取組をできることから進めてまいりたいと思います。

また、桜の植栽による日本一の桜の町とするなどの構想につきましては、中長期的な視点に位置づけながら、場所の選定や維持管理費も含め、今後の研究課題としてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

次に2点目の、20年後の「町の姿」をどのようにデザインしているかについてですが、町の今後10年先を見据えた計画でありますなかのと未来ビジョンに基づき、持続可能なまちづくりを進めてまいりますが、私には大切にしている考えが2つあります。

1つ目は、人口減少や少子高齢化が進行する中であって、中能登町の地域の活力を維持し、未来を切り開いていく原動力は、さらな

る地域の宝である人材を育てることであると
考えております。そのために、子供たちには
小さいころからふるさとの愛着を持っていた
くために、ふるさとの教育やＩＣＴを活用
した教育、スポーツ環境の充実を進めてきま
したが、ひとえに、将来の中能登町を担っ
ていただくための未来への投資であると私は
思っております。

その中で、中能登町のことを誇りに思い、
全国で活躍する町出身者が町のためにいろ
んな形で講演をいただき、中能登町の名前
を出していただくだけでも町のＰＲにつな
がると感じております。

そして、移住希望者や町出身者の方には、
定住をはじめとして二地域移住など様々な
形で町に関わっていただけるよう、町とし
ても受入れ環境を整えてまいりたいと考
えております。

２つ目は健康であります。

私は、町民の皆様が健康であるこそが町
の活動を支え、地域を活性化する原動力
であると考えております。心身ともに健
康なら、地域の行事やボランティア活
動、地元の産業や経済活動にも生涯に
関わることができると考えております。
そのときには、小さい頃からスポーツ
に触れ体を動かしたり、健康づくりに
努め、基礎体力の基盤をつくり、社会
人になっても健康で生き生きと過ご
せることが高齢化社会における医療
費抑制や働く担い手の確保にもつな
がると考えております。

私は、この２つのキーワードは地域の
活性化を力強くけん引するための車の
両輪であり、様々な事業を通じて一歩
ずつでも前へ進みながらそのエネル
ギーを結集させ、結果的に地域全体
が豊かで幸せを実感することので
きる町を目指してまいりたいと考
えておりますので、ご理解のほど
よろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 池田副町長

〔池田正明副町長登壇〕

○池田正明副町長 ２０年後の町の姿をど
のようにデザインしているのかについて
のご質問にお答えをいたします。

先に議員のほうから桜のお話がありま
したが、私もこの春、桜を見に町内の何
か所かを回らせていただきました。議
員がお聞きになったとおり、改めて、
中能登町には桜を見ることができる場
所が多いなというふうに感じておりま
す。個人的には、多くの皆様に健康
づくりも兼ねて町内の桜をウォーキン
グやサイクリングなどで訪れていただ
けたらよいのではないかなというふう
に思ったところでございます。

２０年後の町の姿を描くに当たって、
私も町長と同様、人材が重要である
と考えております。私にとって心が
落ち着く風景であるこの中能登町
の田園風景を維持していくにしても、
産業を発展していくにしても、それ
を担う人材がいなければ成り立ちま
せん。そして、人が集い様々な活
動を通じて人のつながりができ、こ
うした人のつながりが町の活性化
にもつながっていくものと考えて
おります。

今後、さらに人口減少が進んでい
く中であっても、人が集い、子供
たちの笑いが聞こえるような町、
そして、子供たちが町を離れても
ふるさに思いをはせてもらえる
ようなそんな町となるよう、でき
る限り努めてまいりたいと思
っております。

町長の目指すまちづくりの実現
に向け、できることからしっかり
進めていくことが大切である
と考えておりますので、よろしく
お願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 三浦克欣議員

○２番（三浦克欣議員） ありがとう
ございます。

桜については道路というお話があ
りまして、鹿島バイパスのところ
もすごい咲いているの、あれは
県が管理をするということで、
あそこはどんどんまた県にも
言って増やして

いただければいいかなと思ったり、そうすると維持管理もかからないと。

もう一つ道路という話が合ったんですが、能登部駅から金丸駅の間の能面道路のところに木が植わっておるんですが、あそこに桜が何本かあれば、能登部駅から金丸の間、能登鹿島駅のように一つの駅の間が桜で見えると、そういうまた町の特徴になるのかなというふうに、昔、鹿西町時代は紫陽花が植わっていたような気がするんですけど、今は見る影もありませんけれども、そういうことを楽しくみんなで考えていければとてもいいかなというふうに思いました。

20年後のプランについては、町長、副町長ともにやはり人材、子供を中心とした人材、それから健康ということでした。

再質問をさせていただきたいんですが、もう少し町長から具体的なというか、回答を引き出せるようにと思います。

先日、行財政改革大綱の策定過程での勉強会が開かれました。執行部の皆さんから丁寧な説明があり、我々の質問にも一問一門丁寧にご回答いただき、すごく勉強になりました。大綱及び実施計画の中でよく出てきたのが私の個人的な印象ですが、適正化という言葉、抑制と言わないところが前向きだと思います。あと、戦略的という言葉でした。

冒頭でサッカーの話をしましたが、サッカーだけでなく、他のスポーツでもあると思いますが、チームとして監督を中心にどんなサッカーをするのかというテーマがあり、それに基づいてコーチ陣と戦略、戦術を立てる。

私がサッカーで昔から好きな戦略は、イタリアが得意としていた、イタリアは今回出場できないんですけども、堅守速攻というものがあまして、キーパーを中心にしっかりディフェンスし、スピードある攻撃、ツートップが速攻で攻め上がり得点を決める。簡単に言うと、そのツートップをどうつくり出すかがいわゆる戦術となります。

うちの町の戦略は堅守に重きが置かれ、速攻、つまり攻めの部分がやや弱いと言えます。私の好きな戦略でいくと、速攻のツートップ、今私が想定するのはふるさと納税の強化であったり、もう一つは企業誘致、あるいはトキ放鳥からオーガニック農業の推進など、組み合わせて戦っていくイメージです。しかしながら、堅守だけでは得点はできません。つまり、勝利をすることはできません。

そこで町長、先ほどちょうどツートップの話をして、町長は2つ、子供と健康というふうに言われましたが、いろんな戦術を考えなければいけないということで、今ツートップの子供と健康がありましたが、プラン2ということで、もう一つ二つ、戦術を語っていただけるとうれしいです。中能登町チームの監督としてお願いしたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 いろいろな考え方がありますが、今、国も高市政権の中で積極財政ということで、未来への投資ということで、子供たちにこれから投資しようということをやっております。全ての皆さんが幸せのための投資なので、世代には関係なく、子供からお年寄りまでの投資ということで考えております。

その中で、やっぱり企業誘致でありいろんな面で、例えば、今のDXにしてもAIにしても半導体にしても、そういうものをやったり国は基準としたかつて、未来への投資ということで企業に投資をしたかつて、それを仕事として財政を豊かにするというような方向で動いております。

町ではなかなかそういうことはできませんが、ただ言えるのは、私たちが学校で給食費の無料化とか保育園の無料化とか、ICTとか、そういう具合に子供に投資してきました。それが多分にして、今これから多分学校の教育の投資というのは、5年か10年で出るものじゃないと思うんですよ。

やっぱり20年先の子供たちがこれからどういう子供たちに育っていくかということを考えると、やはりその辺の投資も必要であると考えますし、私が一番うれしいのは、三浦議員も昔子供たち、ジュニアスクールで小さいときに育てた子供が、今、例えば箱根駅伝で順天堂大学に行って活躍して、中能登町の名前をあのテレビで2～3分も放送してくれるということだけでも中能登町のPRにもなりますし、長野東高校の今井玲那さんが2年続けて勝って長野東で優勝したということで、あの子も結構中能登町の名前を言ってくれます。やっぱりそれは、皆さんがいろんなジュニア時代から育ててきてくれた町の手厚いいろんなこども子育ての一つがやっぱり出てくると思うんです。

私はこれから、例えばいろんな中でどう投資するかということはこれから考えていかなければならないのですが、例えば、私が企業としてかって仕事を自分のうちでしとったら、銀行からお金を借りて、それを次の10年先、20年先の投資をするわけです。それは、もうけなければいけないです。

それは、結果的にはすぐはやっぱり結果は出てきませんが、やっぱり設備投資をやって次の稼ぐ力というか、そういうのをやっぱりだんだんつけていくわけなんです、ただ、行政の場合は、稼ぐ力というのはなかなかやっぱり企業と違ってできませんので、その辺をうまくどういうふうなこれから投資をしていくか、子供たちに投資するか、健康に投資するか、この未来への中能登町の投資が何がいいかということを、これからちょっと今はなかなか漠然としています、10年先、20年先、多分政治家というのは10年先は語っても、20年先、30年先というのは語れないんですよ。だって、自分は生きていないのでなかなか無理なので。

ただ、これはこういうのがしたいということとは言えるでしょうけど、その辺がやっぱり

10年先、20年先の投資的なものはやっぱりこれから慎重に考えて、今日は午前中の中の財政の厳しさもありますので、その声はうまくどういうふうな投資をしていくかということこれからまた執行部で考えていきたいと思っています。

○議長（南 昭榮議員） 三浦克欣議員

○2番（三浦克欣議員） 子供たちの夢への投資ということですね。それからやっぱり企業誘致だと思います。まあまあ難しいんですが、でも、それを長期ビジョンで目指すと。そうすれば若者も戻ってくるし、そこにまた子育て世代がまた戻ってきてくれたり、そこで若者が定着するということにもつながると思いますので、ぜひ宮下監督、町長熱く、とても熱い方だと僕は思っているので、大胆な戦略をしっかり持ち、課長の皆さんで戦術を練り議会して、でも実際に動くプレーヤーは職員の皆さんであったり、町民の皆さんはサポーターになるのかその辺りはちょっと分かりませんが、職員の皆さんなのでしっかり思いを伝えて、職員もばらばらであってはゲームにならないので、昨日の話ではないですけどコミュニケーションをしっかり取って、将来のまちづくりに熱く取り組んでいただきたいというふうに思います。

ということで、1番目の質問は終わりたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） ここで、14時35分まで休憩します。

午後2時26分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 三浦議員の質問の続きから始めます。

残り時間は33分となっておりますので、よろしくをお願いします。

三浦克欣議員

○2番（三浦克欣議員） それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

先ほど、子供たちの未来への投資という話もありましたが、G I G Aスクール構想についての質問であります。

G I G Aスクール構想、お子さんのおいでる世代の方は分かると思いますが、まずG I G Aとは何やろと。多分、恐らく答弁で説明されるのでここでは省きますが、簡単に言うと、小中学生全ての子供たちにパソコン・タブレットを一台用意して、みんなで共に考える、いわゆる共同、そして、現在の情報活用の流れに乗っていくすべを学んでいくということだと思います。

2019年、令和元年に閣議決定され、翌令和2年から導入され、現在、ほぼ先生も含めて、子供たち全員タブレットを持っている状況とのことです。

令和2年から6年経過しているのですが、本日お尋ねしたいのはその成果であり、簡単に言うと、費用対効果ということです。私がまだ教育委員時代に始まった構想で、当初、毎年億単位の費用がかかって、最初導入時はしょうがないかなという思いもありましたが、何か数年ごとに更新とかでまた同じくらいの費用がかかる。効果は絶大ということは分かるのですが、費用も莫大かかるということです。

ということで、これまでどのくらいの費用が費やされているのか。そして、対効果ということで、効果がどのくらいあってどんな課題があって、さらに課題をどう解決しながら、効果を上げていくためにどう取り組んでいくかについてお聞きいたします。

ということで、G I G Aスクール構想について、1番、これまで費やした町の経費の総額は幾らほどか。

②、具体的な成果はどうか。

③、リテラシーとしての今後の展望をお尋ねします。

教育長さん、お願いします。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 G I G Aスクール構想の成果と展望等についてのご質問にお答えいたします。

文部科学省は、G I G Aスクール構想に基づき、令和2年度より児童・生徒一人一台端末の整備及びデータ通信速度が最大1ギガB P Sとなる高速大容量通信ネットワーク環境の構築を全国全ての公立学校で進めてまいりました。

当町でも整備から6年が経過し、学校現場におけるデジタル環境は特別なものから日常のツールへと確実に定着しつつあります。教育への投資効果は単年度で図る性質のものではありませんが、子供たちの学びの質の向上、将来を生き抜く力の育成という観点から、着実な成果が現れていると認識しております。

まず、1点目のG I G Aスクール構想へ費やした町の経費の総額は幾らかですが、これまでにG I G Aスクール構想関連に費やした経費の総額は、令和2年度から令和7年度までで総額3億870万円となっております。

主な内訳といたしましては、児童生徒及び教員用端末等の機器導入・更新・修理費用としておよそ2億2,200万円、校内L A N環境の整備及び通信回線維持費としておよそ3,600万円、事業支援ソフトやセキュリティ対策のシステム運用経費としておよそ5,000万円となっております。

これらの財源は、国のG I G Aスクール構想推進交付金や地方財政措置等を最大限に活用し、町一般財源の負担軽減と財政の健全維持に努めながら整備を進めてまいりました。

次に、2点目のG I G Aスクール構想の具体的な成果等についてですが、本格的な費用対効果、すなわち投資に対する教育上の成果につきましては、大きく3点あります。

第一に、個別最適な学びの実現です。

A Iドリルの活用により、児童生徒一人一人の理解等に応じた習熟度別学習が可能となりました。これにより、学習が遅れがちな児童生徒へのきめ細かなフォロー、意欲のある児童生徒への発展的な学習が同時に可能となり、基礎学力の定着に寄与しております。

第2に、協働的な学びの進化です。

一人一台端末を活用することで、各自の意見やアイデアを瞬時に教室全体で共有、可視化できるようになりました。これより、挙手制中心の授業では発言機会の少なかった児童生徒の意見もすくい上げることが可能となり、話し合い活動や協働的な課題解決能力の育成が格段に活性化しております。

第3に、教員の校務の効率化です。

オンライン学習環境の確立により、不登校傾向の児童生徒への学習支援、災害時・感染症流行時の教育継続が可能となりました。また、教員の採点業務や情報共有の自動化により、子供と向き合う時間の確保にもつながっております。

次に、3点目のG I G Aスクール構想のリテラシーと今後の展望を問うとありますが、これまでの6年間は端末に慣れ、使いこなす段階でしたが、今後は蓄積された経験を生かし、子供たち自身が主体的に情報を選択・活用する情報活用能力の高度化を目指す段階へと移行いたします。

次に、その3点を重点的に推進してまいります。

第1に、情報モラル、セキュリティ教育のさらなる徹底です。SNSの利用や生成A Iの普及など、技術の進化に伴うリスクに対応するため、使う側の倫理観や正しい情報の見極めを育む教育を一層進めてまいります。

第2に、今年度実施の次世代端末への円滑な更新等の環境です。

当町におきましては、今年度、児童生徒用の端末の更新を実施いたします。今回の更新

に当たりましては、石川県が主導する共同調達に参画いたしました。この共同調達の結果、当町がこれまで運用してきたW i n d o w s 端末から、起動が極めて速くクラウド連携に優れたC h r o m e b o o k 端末に移行します。

このたびの共同調達により、県内全ての小中学校の児童生徒のタブレット端末が同じO Sで統一されることとなります。これにより、定期人事異動で他市町から本町へ異動される先生方の操作習慣や授業準備の負担が劇的に低減され、学校現場の多忙化解消や持続可能な指導体制につながるものと考えております。

第3に、社会とつながる協働的なスキルの育成の実現により、単に教室での活用にとどまらず、地域の課題解決学習や遠隔地の学校との交流、専門家とのオンラインでの先進的な学習の展開が期待でき、これからのデジタル社会を生き抜く実践的なリテラシーと蓄積が期待できます。

これまでのG I G Aスクール構想によって整備された環境を最大限に生かし、当町の未来を担う子供たちが、これからの変化の厳しい社会をたくましく生き抜く力を身に付けられるよう、今後とも効率的かつ計画的な施策を展開してまいります。

具体的な取組といたしましては、昨年度A Iの講師を招いて、小中学校の先生方で校務に活用できないかを実験しました。今年度はその講師の方が見当たらず、来年度は、文部科学省の事業である教職員の校務や授業での利活用に関する生成A Iパイロット校の指定を来年度目指します。

現在、校務D Xを着実に進めており、その成果を授業改善につなげる段階であります。生成A Iパイロット校に指定されることで、授業の質向上、教職員の負担軽減、生徒のA Iリテラシー育成が一層加速し、教育力向上が期待されます。

内容としては、教職員の働き方改革につながる生成ＡＩ、いわゆる人工知能の活用をはじめ、校務ＤＸから授業ＤＸへの転換を図るもので、思考や言語力を伸ばすプログラミング教育も含まれているもので、先進的な取組が期待できるものと考えております。

○議長（南 昭栄議員） 三浦克欣議員

○２番（三浦克欣議員） いろいろたくさん丁寧に説明していただき、ありがとうございました。

その中に、ＡＩとの付き合いというのも、またこれから加わっていくんやなというふうに思っています、先ほど町長からお話があったように、子供たちへの投資はなかなか形として現れるのは１０年後であり、また２０年後ということでしたので、そのときまで待つということで、ただ待つというのもあれなんですけど、待ちたいというふうに思います。

先ほど費用対効果というお話をしましたけれども、費用に対しての効果、費用が大きくても効果がその分大きければ、それこそ適正化の対象とはならないので、今後その効果、私はリテラシーという表現をしましたが、どう活用していくかだというふうに思います。

現在、私の家の一室、仏間でですけど、民間のプログラミング教室の会場として週１回お貸ししているんですが、田舎の古民家に近い家の仏間から、萩の松下村塾みたいに日本の将来を担っていくようなプログラマーが排出できないかと夢見ているのですが、中能登町の松ならぬ桜、桜下村塾とでも命名して、民間のプログラミングの普及活動に取り組んでいる人たちと町と連携して進めていくという方向はもっておいででないかお聞きしたいと思います。

先ほど教員の仕事の軽減というお話もありましたが、その負担を軽減する意味でも有意義化と思いますが、その辺り、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（南 昭栄議員） 林教育長

○林 大智教育長 再質問にお答えいたします。

私も三浦議員と一緒に、この町から世界に通用するようなプログラミングをつくるようなプログラマーが生まれると大変うれishi、期待しております。

民間のプログラミング教室の連携についてですが、昨年度と今年、２名の方とお話をしました。結果として、今年は教育委員会で中能登町ドローンプログラミング教室を３回開きます。そういった形で、子供たちにＩＴリテラシーを振りかけというか、そういったものをどんどん伸ばしていきたいと思っています。

教育委員会としましても、この教室の取組の内容は学校現場とは若干違ってありますが、今後、民間の方と連携を進めることができれば連携を模索してまいりたいと思っていますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（南 昭栄議員） 三浦克欣議員

○２番（三浦克欣議員） 費用がたくさんかかる、でも効果が大きければ大丈夫というお話をして、例えば、民間のプログラミング教室を、いわゆる月謝みたいなの聞いたらすごい高いんですよね。そういう高いのを少しでも補助することもできれば、一つのいわゆる投資ということで、費用対効果の効果を高めるための費用ということで考えていただければいいかというふうに思います。

私、教育関係の、私は勝手に参謀と呼んでいる方がおいでるんですけど、今度また７日のどろんこピックにも来ていただきますが、その参謀にＧＩＧＡスクール構想についてどう思われるか聞きました。どろんこピックの打合せは１５分ぐらいで終わって、いわゆるプログラミングの話、１時間ぐらいしてきたんですけども、その方がおっしゃるには、プログラミングとプログラミング教育というのは違って、２種類あって、プログラミング的

思考能力を身につけていくことが大切だと。プログラミング自体、いわゆるコーディングっていうやつなんですかね、それを学ぶことも、システムとしても学ぶことも大切だが、多分、それ自体、今後はA I が担っていくだろうから、いかにその思考能力を身につけていくか、これ一見、理系のような感じにも見えますが、論理的に文章化できる国語力も大切になってくるということでした。

いずれにせよ、その方が言うには、あくまでG I G Aスクール構想も単なる手段にすぎず、抜本的な教育改革というか、在り方を変えていかないと先が見えないというふうにおっしゃってありました。

そこで、大きなテーマになってしまいましたが、現在の教育の在り方、大きく見て、教育をどう改革というか、変えていけばいいかっていうのを、教育長、少しご答弁いただけますか。再々で申し訳ないんですが。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

○林 大智教育長 再々質問にお答えします。

大変大きなテーマで、今漠然と、いつも考えていることしか言えないんですが、今の子供たちは我々と違って、この先が見えません。ですから、これから自分たちがどう生きていくかを自分たちで考えていく能力が必要であらうと思っています。そのためには、情報を集めて、友達と、仲間と話し合う力をつけること、その中で自分の力を見つけて、失敗を恐れない、今失敗しても、次どうするかということを常に考え続けられる、そんな子供、大人になっていってほしいと思っています。

自分の将来を見続けて頑張れる子供たちだから、そのためには、町長の言われている健康というものは大事だと思っています。今、この小中学校の時代に健康を身につけることで、踏ん張りの効く20歳、25歳のときに本当にその力を発揮できるのではないか、そんなふうに感じます。

すみません、漠然としておりますが、申し訳ありません。

○議長（南 昭榮議員） 三浦克欣議員

○2番（三浦克欣議員） 今、情報を集めるというお話がありました。本当にいろんな情報がうようよしてて、本当にいわゆるインテリジェンスというのは、これから情報分析ですね、すごい大事になってくる、そういうことも、多分それA I がするのか、でも、それは子供たちというか、一緒に付き合っていてほしいなというふうに思っていて、それから失敗はという話もありましたが、子供たちの失敗は絶対失敗ではないというふうに思っていますので、そのあたりを、そういう教育の技で進めていただければいいかというふうに思います。

中能登ならではの教育改革、ぜひ林教育長、取り組んでいただきたいというふうに思います。

その参謀は石川県では加賀市、全国的には広島県の教育長が取り組んでおられるということでした。いずれも女性の教育長なんだそうですね。私に次があれば、そのあたり、アプローチしていきたいなというふうに考えております。

ということで、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

地震から2年と半年が経過しております。復旧から復興に移行しつつある現在、町内3か所、3か所でよろしいんですかね、災害仮設住宅にお住まいの方がおいでという事実も私たちは認識する必要があると思います。

この夏、秋になりますか、災害公営住宅も完成いたしますし、自己再建を目指す方々、どこかに引っ越される方々も含め、一刻も早く、文字どおり仮の生活から脱却してくださることを心から願っております。町の方々も最後まで伴走支援のほうをお願いしたいというふうに思います。

本日の私の質問は、まず現在の応急仮設住

宅にお住まいの方の状況はどうなっているのかと、それに加えて退去後の仮設住宅の利活用についてであります。

現在入居中の被災者、あえて現在も被災者と言わせていただきますが、その当事者の皆様が納得されて、次の生活空間に選択されたという前提でお聞きいたします。

応急仮設住宅というマイナスのフェーズから生まれた住宅、イコール居住空間をプラスに変えるという、とっても楽しい、わくわくする提案はないかという話です。

令和9年中に仮設住宅の入居期限が切れるということを聞いておりますが、この物件をそのまま県に返却するのかという話になると思います。

県の6月の補正予算でも木造仮設住宅を転用した公的賃貸住宅も無償化の対象になるというふうに記事が載っておりました。ということで、災害仮設住宅の町としての利活用についてお聞きいたします。

①現在の応急仮設住宅入居者の現状はどんなものか。

②町として入居者退去後の利活用案についてお聞きしたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 仮設住宅の入居者退去後の活用案等を等についてのご質問にお答えします。

まず1点目の、現在の応急仮設住宅入居者の現状についてですが、町における応急仮設住宅は二宮あおば台、能登部下区、良川区にそれぞれ10戸、合計30戸が設置され、現在25戸に入居されております。

入居者の今後の住まいにつきましては、復興公営住宅に入居される方は9世帯、自宅再建される方が15世帯、家族と同居される方が1世帯となっており、全世帯の方が恒久的な住まいに向けて進んでおります。

応急仮設住宅につきましては、供用期間が3年間延長されておりますが、住宅の再建等

に遅れを生じることがあれば、県へ供用期間の再延長を申し出るなど、検討していきたいと思います。

次に、2点目の町としての入居者退去後の利活用の案はあるかについてですが、町では、今年4月に行いました町復旧・復興本部会議の中において、応急仮設住宅の今後の利活用計画について検討を進めるため、町職員に対し、提案することを指示したところであります。

この仮設住宅の利活用に関しましては、令和6年能登半島地震復興基金交付金を活用することができるもので、交付基準は被災者の住まいの再建に資する施設、創造的復興に資する施設として活用できるものが対象となります。

また、一部の自治体では、この事業を活用して有効な施策展開を計画している情報もお聞きしております。

当町といたしましては、まだ具体的な施策の立案には至っておりませんが、平時・災害時の両面で活用できるフェーズフリーな施策を検討したいと考えており、同時に維持管理方法やコスト面などにも注視しつつ、有効な施策となるよう、十分に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 三浦克欣議員

○2番（三浦克欣議員） その職員に提案を求めていること、とても素晴らしいことだと思いますので、しっかり職員のお話を聞いて、コミュニケーション取って、いい案があったら採用するという方向で進めていってほしいと思います。

なぜこの質問をしたかということなんですけども、ある事業者が外国人の労働者の採用を行ったことなんですけど、採用の運びとなったらいいんですが、しかしながら、その採用の方の住居をめぐって大変苦勞したというお話を聞いて、その応急仮設住宅でも利用でき

ないかという話を聞きました。

そういう方々の生活援助というか、住みやすい環境を用意して、それから移住や、さらなる関係人口の増大につなげていければいいかというふうに思います。

また、例えば地域おこし協力隊を募集するというふうなことを聞いておりますが、確かではないんですが、住宅費も活動費の中から捻出するというふうに聞いておりますので、住居は保障するという形で募集するとか、移住先を探しておられる方に、木下議員も言っておいでましたけど、お試し期間で住居を一定期間提供するとか、いろいろアイデアはあるかというふうに思います。

宿泊するところがない当町の課題をうまく、この旧仮設住宅の利活用で解決していければいいかというふうに思います。

とにかくピンチをチャンスに、マイナスはプラスにしていくことが、復興の要となっていくというふうに思いますので、また町を挙げて取り組んでいていただきたいということで、私の今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（南 昭栄議員） 続いて、4番、角久子議員

〔4番（角 久子議員）登壇〕

○4番（角 久子議員） それでは、通告に従い、質問いたします。

今回も小学校、中学校の卒業式に参加させていただきました。

そこで、昨年も思ったのですが、今回もやっぱり定番の歌が歌われていないんだと、この小学校はまでも、中学校は何で仰げば尊し歌わないんだろうと思った次第です。

この曲は、明治、大正、昭和から平成初期ぐらいまで、多くの人が卒業式と言えば、仰げば尊し、蛍の光が定番であったかと思います。特に、仰げば尊しの歌詞には、先生への感謝の念が込められています。恩師に対する敬愛の心が協調されています。せめて、中学

校を卒業するからには、最後はこの歌を歌って中学校生活を締めくくる、この歌を象徴的な楽曲として、ほとんどの学校で歌われていたように思います。

これは以前の話ですが、中能登中学校が完成する前の年に、旧鹿島中学校、旧鳥屋中学校、旧鹿西中学校、3校が住民の声を受けて、仰げば尊し卒業式で復活したという記事が出ました。中学校統合を前に、師への感謝の歌が聞こえないのは寂しいという声があり、その結果として教育現場を動かしたと書いてありました。

当時の卒業生は皆さんから受け取ったバトンで自分の区間を目いっぱい走っていきますと涙ながらに述べ、卒業生全員でありがとうございましたと、家族や先生に感謝の気持ちを伝えたと、これまた広報に書いてありました。そこなんですよ。昔人間と思われても仕方ないですが、親や祖父母世代と同じ歌を歌ったという共通意識、歌ってきたという体験が共通の記憶でもありました。この歌詞の中で示されている教師と先生の関係は、伝統的な価値観を色濃く反映しており、特に恩師に対する敬愛の心が強調されています。そのため、学校生活を締めくくる象徴的な楽曲として広く受け入れたようです。歌うことにより、改めて先生への感謝と尊敬をみんなで声にして確認する時間があること、そんな学校生活を締めくくる歌がなぜ歌われなくなったの。時の流れでそうなったのか、時代の変化とともに教育の価値観も変わってきたためか、昭和の時代と比べると、教師と先生の関係性が、より対等でフレンドリーなコミュニケーションが重視されてきたので歌わないということも言われておりますが、ある方が、なぜ今も歌う価値があるのかを、教師が自分の言葉で語ることが大切と言っております。自分の恩師の話や指導を受けてきた経験を語りながら、歌の意味を共有する試みを持っていただきたいとおっしゃっておいでました。

どうあれ、こうあれ、卒業式は仰げば尊しですよ。以前の働きかけがあって、復帰していたはずが、コロナが出始めてからでしたか、歌われなくなりました。これには何かあるのか。なぜ歌わなくなったのかお伺いいたします。

それともう1点、中学というのは多感な時期です。授業はもちろん、部活動、体育祭や合唱コンクールなど、たくさんのイベントが生徒たちの成長の糧となったことと思いますが、一つ気になったのが、欠席が何人もいたことです。インフルなどの病気で欠席ならまだしもですが、不登校が理由でなければよいなと思ったんですが、これはどういった状況であったのか。卒業証書はどんな形で手渡されたのか教えてください。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 卒業式で思ったことについてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、なぜ仰げば尊しが歌われなくなったかですが、私はこの歌を好きです。ですが、中能登中学校では、卒業式歌につきましては、生徒が話し合いによって選曲する方針を採用しています。そのため、生徒の価値観や時代に合った曲が選ばれる傾向があり、結果として、仰げば尊しが選ばれないことがありました。

仰げば尊しは日本の伝統的な卒業式の歌として長い歴史がありますが、歌詞の表現や現代の生徒にとってなじみにくいと感じられる場合もあり、より自分たちの思いを表現しやすい曲を選ぶ傾向になっていると思っています。

教育委員会としましては、生徒が自らの卒業式を主体的につくり上げることを大切にしており、選曲もその一環として尊重しております。したがって、仰げば尊しを歌わなくなったのは、特定の曲を排除したわけではなく、生徒の自主的な選択の結果であるという

観点をご理解いただければ幸いです。

次に、2点目の出席できなかった、できない生徒への対応はどのようなであったかですが、不登校や健康上の理由などにより、卒業式への出席が難しい生徒に対しても、ひとしく卒業の節目を迎えられるよう、個々の状況に応じた柔軟な対応を行っております。

まず、式典に参加を希望するものの、長時間の出席が負担となる生徒には、式典の時間の短縮や入退場のタイミング調整など、無理のない範囲で参加できるよう配慮しています。

また、会場への出席が難しい場合には、校長室で卒業証書授与式を一人一人行います。

さらに、校長室に來れない生徒につきましては、自宅を訪問して、一人一人に直接卒業証書を手渡しております。

これにより、生徒一人一人が卒業したという実感を得られるよう努めております。

中能登中学校では、どのような状況にある生徒に対しても、卒業という大切な節目を思ってもらい、その子にとって最も安心できる門出を祝うことを重視しています。

今後も生徒と保護者の意向を丁寧に伺いながら、個別に応じた支援を継続してまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 角 久子議員

○4番（角 久子議員） 卒業式の歌は、生徒が自らいろいろ考えて歌うような話でしたが、やっぱりそこは、この言葉の意味をやっぱり、それも理解して、その理解した上で歌わないって言うんなら、まだしもっていう思いはあるんです。だけど、その歌に対して、全然説明も何もなくて、歌わないという、行ってくるほど違うじゃないですか。やっぱり、この歌はこういう思いがあるんですよと、やっぱり先生というのは先生なんですよ、本当に。ですから、やっぱり先生がいなかったら卒業できないという、そういうあれ

があるので、その内容、意味をよく、やっぱり教え込むことも必要かなと思いました。

それと、お休みの子なんですけど、教室とか、校長室ですか、そういうところに長時間いられないということで、休んでおいで、そこでお渡しするっていうこともありかなと思います。できるだけやっぱり生徒の気持ちも酌んで、よりよい卒業証書を気持ちよく渡して卒業してってほしいと思いましたので、この質問をさせていただきました。ありがとうございました。

次の質問に入ります。

火災は後を絶ちませんが、今年に入って、石川、富山県でも犠牲者が出る痛ましい火災が相次いでありました。

春は空気が乾燥し、強い風が吹く日がとても多く、火の回りが早く延焼しやすいとありますが、火の始末には細心の注意が必要なのは分かっているのですが、ついうっかり、火をつけたことすら忘れてしまったということもあるようです。

この春に続いた火災の犠牲者も、これまで同様に高齢者が多く、逃げ遅れるケースが目立つようです。統計上、高齢者は逃げ遅れるケースが目立つと書いてありました。火災に早く気づき、避難に結びつけるには、火災警報器が欠かせません。改正消防法で2011年6月から全住宅に設置が義務づけられ、昨年6月時点の設置率は全国平均84.9%、石川県が88.2%となっており、約12%の家庭が設置されていないということですが、町として設置率を把握しているのでしょうか。

以前に、私の住む家の近くで火災が発生し、貴い命をなくしてしまったことがありました。本当に悲しい出来事でした。そんなことが二度と起きないためにも、2011年以前に建てられた家庭で、まだ設置していない家庭があるのであれば、早急にと言いたいのですが、中能登町はどの程度の家が設置しているのか、設置していないのか、分かっているの

であればありがたいですが、分からないのでしたら、声かけするなり、各区長さんをお願いしてみるのも一つの手ではないでしょうか。

先ほどもお話ししたように、まず設置率を把握しているのか伺いたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 火災警報器の設置が義務づけられて15年たつが、全世帯に設置されているかについて、ご質問にお答えします。

まず1点目の、全世帯に設置されているかについてですが、消防法及び火災予防条例により、全ての住宅に火災警報器の設置が義務づけられたのは、新築住宅が2006年6月から、既存住宅については2011年6月からであります。

町といたしましては、設置義務化となる前から普及促進に向け取り組んできましたが、設置率に関しては2017年9月に七尾鹿島消防本部が中能登町の全世帯を対象にしたアンケート調査を行っており、その時点では設置率が68.4%となっております。

なお、この調査以降はコロナ禍や震災の影響で全世帯へのアンケート調査が困難な状況にありますので、七尾鹿島消防本部の無作為調査にて毎年実施しております。直近の調査は2026年、令和8年3月19日に実施されており、中能登町の設置率は92.7%であったとのことであります。

町といたしましては、引き続き設置率100%を目指して普及啓発を継続してまいります。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 角 久子議員

○4番（角 久子議員） 中能登消防署に聞いたら、設置率はちょっと、はっきり言えませんというような言い方をされたものですから、2017年9月ですか、68.4%ということで、最近のあれっていうのは、それいつ聞か

れたんですか。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 直近の調査は2026年、今年の3月19日に実施されており、中能登町の無作為に調査したそうです。それが中能登町の設置率は92.7%であったとのことであります。

○議長（南 昭榮議員） 角 久子議員

○4番（角 久子議員） 無作為でそれほど分かるものなんですかね。よく分からないんですけれども、何らかの手を今後とも打っていただいて、警報器の電池の確認というのも、いま一度、各家庭でしてほしいのですが、そういったことも忘れず、個々に、自分の命は自分で守ることに徹していただき、中能登町から火災が起きない、起こさせない、自分の身は自分で守ることを改めて身に刻み、それぞれ身に、要するに火災を起こさせないということは、もうしっかりと町民そのものが、もう皆さん自覚を持っていたきたいということでございます、私の願いは。

じゃあ、次に行きます。

それでは、最後の質問に移ります。

町内の駐在所の課題及び問題点についてであります。

私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しております。全国各地では、子供たちや高齢者を狙った犯罪、交通事故、地震や山火事などの自然災害、特に山火事は全国あちこちに発生するなど、私たちの生活の安心・安全を脅かす出来事が後を絶ちません。

町内には五つの駐在所があり、日々私たちの安心・安全を守ってくれているようですが、町内において同様な事件・事故が発生した際には本当に対応できるのでしょうか。これまでの生活において大なり小なり、問題点などはあったと思いますが、改めて課題や問題点はないのかお尋ねします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 町内の駐在所の課題及び問

題点についてご質問にお答えします。

現在、中能登町町内には、鳥屋駐在所の他、二宮、滝尾、高畑、鹿西の五つの駐在所が配置されており、駐在職員の皆様方には地域の安全・安心と治安の維持にご尽力をいただいております。

その一方で、町内には駐在所しかないため、児童生徒の登下校時や大型商業施設の営業時間である早朝及び日没後の時間帯で駐在所が勤務時間外の場合は、七尾警察署や七尾市内の交番のパトロールが町内の駐在所に代わりパトロールをすることでカバーをしているとお聞きしております。

議員ご指摘のとおり、現在では社会情勢の変化が目まぐるしくて、全国では昼夜問わず事件・事故が発生しており、当町においても例外ではないと思います。

県内では、これらの社会情勢の変化に対応するため、複数ある駐在所を一つの交番に統合する市町があると伺っており、それにより、24時間の警戒態勢を取ることができるため、町民の安心・安全を守る上での課題解決に向けた、非常に有効な解決策であると考えております。

○議長（南 昭榮議員） 角 久子議員

○4番（角 久子議員） 今ほどの町長の答弁の中に、県内には複数ある駐在所を一つの交番に統合する市町があるとのことでありました。

交番にすることで、24時間の警戒態勢を取ることができるのであれば、町の防犯上の安心と安全を守るため、ぜひ中能登町も七尾警察署に対して協議を行ってはいかがでしょうか。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 町内に新たに交番が設置されることで24時間365日、昼夜を問わず警察官が町内のパトロール活動を行うことが可能になるため、事件・事故が発生した場合でもいち早く現場に駆けつけることができるもの

と考えております。

これまで以上の治安維持が図られるものと考えております。つきましては、今後、交番設置の実現に向け、町民の皆様の意見の集約を図るとともに、七尾警察署との協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭栄議員） 角 久子議員

○4番（角 久子議員） 交番設置に向け、是が非でも協議をいち早く、よろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（南 昭栄議員） ここで15時30分まで休憩します。

午後 3 時22分 休憩

午後 3 時30分 再開

○議長（南 昭栄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、3番、合田 宏議員

〔3番（合田 宏議員）登壇〕

○3番（合田 宏議員） 通告に従い一般質問を行います。

近年、地球温暖化の影響により、夏季の猛暑は酷暑とも言われる深刻な事態となっており、熱中症による健康被害は町民の命に関わる重大な課題です。こうした中、国は熱中症対策を抜本的に強化するため、気候変動適応法を改正し、従来の警戒アラートの1段上となる熱中症特別警戒アラートを創設、令和6年4月から全面施行されました。

この特別警戒アラートは、過去に例のない危険な暑さが予想される場合に発表されるものであり、これに伴い、気象庁が冷房設備のある施設をクーリングシェルターとして指定できる制度が開始されました。

私は2年前の一般質問において、いち早くこのクーリングシェルターの設置と熱中症対策の強化について、町の姿勢をたどしました。その後、執行部におかれましては、本制度の重要性を迅速に認識され、現在、中能登

町立図書館や役場庁舎、道の駅など公共施設4か所、さらには民間企業や町内各郵便局のご協力を得て、民間施設6か所の計10か所をクーリングシェルターとして確保されていることは、これまでの継続的な取組と迅速なご対応に深く敬意を表するものです。

しかしながら、現在の指定施設の一覧を拝見しますと、幾つかの課題が見えます。

第1に、受入れ可能人数の少なさです。10か所を合計しても、受入れ枠は54人にとどまり、町民全体の避難先としては、極めて限定的です。

第2に、地理的移動面のハードルです。特に高齢者や、移動手段が限られる移動弱者にとって、特別警戒アラートも発令されるほどの酷暑の中、地域を越えて役場や道の駅まで移動すること自体が返って熱中症のリスクを高めかねません。

熱中症対策の本質は身近な場所で、すぐに涼を取れる環境があることです。

そこで、他自治体の先進事例に注目しますと、静岡県島田市などでは、行政の主導する指定施設に加え、地域の公会堂や公民館などをひんやりスポットとして認定し、その運営にかかる電気料金を町が助成する仕組みを導入し、きめ細かな避難体制を構築しています。

この島田市の事例で極めて有意義なのは、単なる避難場所の確保にとどまらず、ひんやりスポットに地域住民が集まることで、自然な形で高齢者の見守りや住民同士の困り事相談といった地域コミュニティの活性化、絆の再構築につながっている点です。

猛暑という危機を契機に、地域で互いを支え合うコミュニティの機能が強化されているのです。

当町においても、各地域に根差した公民館をクーリングシェルター、あるいは独自のひんやりスポットとして活用できれば、町民が徒歩圏内で安全に避難できるようになり、こ

れらは有意義な地域コミュニティー内での見守り効果を大いに期待できます。

そこで、町長に以下3点について質問いたします。

これまで指定された10か所の周知状況及び実際の利用実績についてはどのように把握されているか。また、受入れ人数や配置の偏りといった現在の課題に対する認識を伺います。

2点目、一斉の全館展開が財政面や管理面で難しいのであれば、まずは熱中症リスクの高い独居高齢者が多い地区や、既存の指定施設から離れた地区をモデル地区に指定し、地域の公民館をクーリングシェルターとして試験的に開設してはどうか。町の見解を伺います。

3点目、モデル地区での開設に当たり、管理を担う地域に過度な負担がかからないよう、酷暑期間中のエアコン使用にかかる電気料金の補助や運営ガイドラインの策定など、町としての政策的・技術的な支援を行う考えがあるか、答弁を求めます。

以上を質問とし、答弁をお願いいたします。

○議長（南 昭栄議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 クーリングシェルターモデル地区の導入に関する1点目の現状のクーリングシェルターの利用状況と課題認識についてお答えします。

まず、クーリングシェルターの開放基準ですが、気温、湿度、輻射熱から算出される暑さ指数が県内全ての観測地点で35に達すると予想される場合に熱中症特別警戒アラートが発表され、クーリングシェルターを開放することとなります。

昨年、小松市で県内観測史上最高気温となる40.3度を観測しましたが、暑さ指数は小松市の観測地点で33.9度と、熱中症特別警戒アラートの発表基準には達しておりません。

このため、県内ではこれまでクーリングシェルターを開放した実績はありません。

現状の受入れ可能人数については、各施設の規模や通常利用との調整、安全、管理面などを踏まえ、現実的に対応可能な範囲で設定したものでありますので、必ずしも十分な人数ではないことは認識をしております。

また、施設の配置についても、既存の公共施設を基本とし、本制度に賛同された民間施設を指定した結果、現在の配置になったものであります。

今後は、住民ニーズ等を踏まえながら、必要に応じて受入れ可能人数や施設配置の在り方について検討していきたいと考えていると思います。

次に、2点目の公民館クーリングシェルターとして開設することへの町の見解と、3点目のクーリングシェルター開設に対する運営支援の考えについてお答えいたします。

2年前の一般質問でも答弁いたしました。クーリングシェルターに指定した施設は、事前に開放可能日と開放時間を公表し、熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、必ず開放しなければならず、迅速な開館や、利用者の安全管理など、適切に運営できる体制を取る必要があります。このため、人が常駐していない地区の公民館では、人の手配や適切な運営など、迅速な対応が取れないことが想定されるため、現時点では、町が地区の公民館をクーリングシェルターに指定することは難しいものと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭栄議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 全く2年前と変わらない答弁というか、回答でした。とても残念です。

先ほど事例で挙げました島田市のような地域コミュニティーの醸成ということもあり、公民館などを利用したクーリングシェルター

を開設することはとても大事なことだと思います。

まず、難しいのであれば、一斉導入ではなく、モデル地区からのスタートということは提案したいのですが、そういうことは考えられませんか。

また、国の気候変動適応対応推進交付金など、財源活用もできると思いますので、そういうことを考えながら電気代の補助をできればいいかなと。公民館の開け閉めというか、管理に対しても、モデル地区でこういうことをお願いしますってことを前もってする、あるいは警戒アラートが出なくても、普通の熱中症対策として、公民館を開放して、特に夏休みなんかも、子供たちの避難場所としてもできると思いますので、まずモデル地区をつくるってというのはどうでしょうか。それを1点、再質問させていただきます。

○議長（南 昭栄議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 地区の公民館を使用施設として開設することについては、地区の裁量にお任せをしたいと思います。先ほど言われたひんやりスポットというか、そういう用途をしていただけるなら、公民館を開設していただければ、ひんやりスポットですよ、クーリングシェルターじゃなくて、ひんやりスポットとして公民館をしていただければいいんじゃないかなと思います。

今、昨日か、平和堂から相談がありまして、まだ決まってないんですが、平和堂もクーリングシェルターにしたいという相談に来ておりますので、それはこれから今、話をするところであります。

○議長（南 昭栄議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 町長から提案で、ひんやりスポットであれば、開設してもいいんじゃないかというご提案がありました。

また、平和堂もクーリングシェルターとしての申込みというか、相談があったということで、大変心強いなと思うんですが、先ほど

も言いましたが、その公共施設へ行くのに、移動するのに交通弱者の方もおいでます。やっぱり、地域で見守るというのが一番大事なと思うので、公民館のひんやりスポットというものをもう少し研究課題として、私はもっと考えていきたいなと思いますし、ひんやりスポットを開設するに当たり、電気料の補助というのは、町長、考えありますか。これ、再々質問になります。

○議長（南 昭栄議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 ひんやりスポットを開けるに当たって、電気料をどうするかっていうのは、それはもう少し考えてみないと分からないので、多分、どれくらいの、例えば、日中だけとか、電気料は多分、そんなにたくさんかからないと思うので、多分、その辺は、またちょっと執行部で検討してみたいと思います。

○議長（南 昭栄議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） ぜひ検討していただいて、皆さんが集まれるような場所をつくっていただければいいなと思います。

次の質問に入ります。

本町の入札制度の透明性と経済性の確保、そして地域経済の活性化とのバランスに向けた課題について、一般住民の皆様にも分かりやすい視点から質問いたします。

私たちの納める大切な税金は、道路の修繕や公共施設の建設など、多くの公共工事に使われています。これらはあらかじめ町が計算した予定価格を基準に、業者が価格を競う入札によって発注されます。

ここで重要なのは、税金を1円でも有効に使うという経済性と地元業者を健全に育てるという地域経済の視点の二つのバランスです。地元業者が適切な利益を上げ、町民の雇用を守り、法人町民税などをしっかり納めて町に還元してもらうことは、本町の持続可能性に欠かせません。しかし、もし入札において競争が実質的に行われず、予定価格に限り

なく近い不自然な高落札率で特定の工事が落札され続けているとすれば、それは適切な利益を超えた税金の無駄遣いになっているのではないかという疑問が湧いてきます。

本日はこの2点の視点から四つの項目を町長の認識を伺います。

1点目、まず住民の皆様にも直接的にご理解いただけるお財布の視点から伺います。

本町が年間で発注している公共工事の総額は非常に大きな金額です。仮に、徹底した競争原理の導入や制度改革によって、全体の平均落札率を0.1%引き下げることができたとします。億単位での予算が動く公共工事においては、この0.1%が数十万円、数百万円という財源を生み出す原資となります。この財源があれば、子供たちの学校教材の拡充や福祉、また地域の防犯灯の増設など、住民生活に直結する新たな事業に振り分けることが可能です。

一方で、過度な安値受注は地元業者の経営を逼迫し、町民の雇用を脅かし、結果として、町への法人町民税など、税金を減らすことになりかねません。

そこで伺います。本町の公共工事発注総額において、落札率を0.1%引き下げた場合に捻出できる具体的な財源効果をどう試算するか。また、地元業者の適切な利益の確保と雇用維持や納税力を守りつつ、一方で不自然な高止まりによる税金のロスを防ぐという、この相反する課題に町長はどうかじ取りを行っていくのか、見解を伺います。

2点目、町がはじき出す予定価格そのものの正当性について伺います。

公共工事には、道路などを造る土木工事と、学校や公共住宅を建てる建築工事があり、価格の計算方法の仕組みが大きく異なります。

土木工事は国が定めた標準的な作業量や機械コストの基準が明確で、比較的誰が計算しても同じ答えになりやすい性質があります。

一方で、建築工事は資材のバリエーションも非常に多く、内部設備やその時々々の市場流通価格に大きく左右されるため、計算が複雑なオーダーメイドの性質を持っています。

建築工事などは事前の見積りが高めに設定されやすく、結果として落札率が高止まりしやすい傾向があります。

しかし、地元の小規模な事業者にとっては、こうした複雑な積算に対応すること自体が大きな負担であり、大手の参入によって地元の仕事が奪われる懸念があります。

そこで伺います。本町における土木と建築の過去の平均落札率の傾向の差異及び実勢価格の反映状況はどうなっているのか。また、積算の仕組みにおいて、地元業者が不利にならず、かつ適切な競争が行われるための配慮がされているのか、町の分析を求めます。

3点目、それらの複雑な価格計算を行う町側の人の体制について伺います。

公共工事の適切な価格を見極めるには、高度な専門知識と日々変化する資材価格の動向をつかむ情報力が欠かせません。もし、町側にこれらを見極める専門の担当者が不足していれば、設計事務所や民間業者が提示した金額をそのままのみにして、結果として高過ぎる予定価格を設定してしまうリスクが生じます。これは、地元業者のための適切な利益の担保ではなく、単なる町の積算能力不足による税金のロスです。

そこで伺います。現在、本町において、公共工事の積算や価格チェックを専門的に行う技術職員は土木、建築のそれぞれで何名配置されているのか。

また、近年の資材高騰などをはじき出すためのチェック体制はどのように敷いているのか、現状を伺います。

最後に、入札プロセスの透明性について伺います。

町が複雑な工事の予定価格を決める際、事前に民間の専門業者から参考見積りを取るこ

とが多々あります。

そこで、住民が抱く疑問は、事前に見積りを出して、町の予算づくりの内情を知っている業者がそのままの工事の入札に参加して、高い落札率で落札してしまっているのかという点です。

これが特定の業者ばかりになれば、入札のフェアネスが崩れます。

しかし一方で、地方においては、その地域の地理や災害リスクに最も詳しい地元の守り手である業者に事前に見積りを頼まざるを得ないという現実の必要性もあります。

そこで伺います。本町において、事前に参加見積りを出した業者が実際に入札に参加できるルールになっているのか。また、そうした事業者が落札している実績はあるのか。事前情報の漏えいや談合の疑いを持たれないための透明性の確保と地域のインフラ、雇用を支える地元業者の参入機会の確保などをどのように両立させているのか、見解を伺います。

以上を質問として、答弁を求めます。

○議長（南 昭栄議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 当町の入札制度についてのご質問にお答えします。

まず1点目の、当町における年間の公共工事発注総額に対し、落札率を0.1%引き下げることができた場合、金額としてどれだけの財源が捻出できると試算されるのか。

財源捻出に対する町長の意気込みを伺うについてですが、令和7年度の公共工事で一般競争入札及び指名競争入札の件数は93件であります。

93件の契約金額は24億6,499万5,000円で、平均落札率は95.83%であります。

この落札率が0.1%下がったとして計算しますと、契約額合計でおよそ250万円の減額となる試算であります。

また、財源捻出に対する意気込みを伺うとのことですが、入札は行政が関与する

のではありませんので、意気込みを申し上げることはできませんので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、2点目の土木工事と建築工事の過去の平均入札率の傾向はどのような違いがあるのか。また、それぞれの積算において、実勢価格を的確に反映されているのか分析を求めるについてですが、令和5年度から令和7年度までの3か年の土木工事と建築工事の落札率は、令和5年度の土木工事が94.75%、建築工事が92.66%、令和6年度の土木工事が95.35%、建築工事が94.82%、令和7年度の土木工事が96.49%、建築工事が94.31%となっております。

当町では、各年度とも建築工事の落札率が土木工事よりも低い傾向となっております。

また、実勢価格を的確に反映されているのかとの質問ですが、公共事業の工事積算は国や県が定める積算根拠や民間が発行している物価資料を使用し、その積算基準や価格に従った積算を行っております。

公共工事は民間発注の一般的な工事と異なり、積算基準を勝手に変更することはできず、物価資料に掲載されていない特殊な単価については、三者から見積りを徴集し、平均価格を採用しております。

次に、3点目の積算を担う専門職員の配置状況と技術力、チェック体制の確保について現状を伺うのですが、各課それぞれに土木工事や建築工事の発注を行うことがあります、全ての課に積算業務を行うことができる専門職員がいるわけではありません。

この場合、職員は土木建設課職員や、これまで過去に積算業務を行っていた職員に相談し、土木建設課に設置されております積算システム等を活用して工事の積算業務を行っております。

次に、4点目の事前に参加見積りを出した業者が入札に参加できるルールになっているのかについてですが、事前に参加見積りを出

した業者が入札に参加できないというルールは特にございません。また、入札の公平性を担保したルールを設けているかについてですが、行政としては入札を執行することが公平性を担保することにつながると認識しておりますので、ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） ありがとうございます。先ほどの答弁の中で町長もおっしゃってましたが、私も認識が誤っていました。土木工事のほうが落札率が高い、私は全く逆で建設工事のほうが高いものと思っていました。これはどういうことなのか、またちょっと私なりに研究していきたいなと思います。

それと、先ほど一番最初に言われた令和7年度の一般、あるいは指名競争入札において0.1%の減額ができれば250万円の財源が生まれるということを答弁いただきました。250万円あれば、結構な事業ができるんじゃないかなと思います。ましてや、ふるさと納税も今大事ということと言ってましたが、ふるさと納税は1,000万円の、例えばふるさと納税があったとしても、実際使えるのは半分ほどです。そういうことを考えれば、この落札率を0.1%でなく、0.2%下げれば、500万円捻出できます。という考えを持って、何か落札率を下げる方法が、多分、ちょっと難しいんですけど、どういう形に持っていけばいいのかなって思いますのは、私自身もその辺はまたこれから、先ほど言いましたけども、研究課題っていうか、いろんなところに聞いていきながら、そういう落札率を下げることによって、財源の捻出ができないかということを考えていきたいなと思います。

それと、見積業者が入札に参加できないかというルールなんですけど、それについても公平性が担保されておれば、別に問題ないかなと思います。

その質問の中でも言ってますが、地元業者

の参加っていうのが一番大切ですし、地元の業者があるから、町の行政も、税金も増える、雇用も維持されるってことであるので、そこはとっても大切なことなので、大変難しい問題かもしれませんが、今後も引き続きこの落札額に注視して見ていきたいなと思います。

先ほどの答弁の中で出てました三者見積りというのは、全てから三者見積り取るんじゃないくて、土木に関しては大体積算ができるということであれば、建築に関して三者の見積り取るのか、その辺、ちょっと教えていただけますか。

○議長（南 昭榮議員） 田中参事兼生活環境課長

〔田中 智参事兼生活環境課長登壇〕

○田中 智参事兼生活環境課長 合田議員の再質問にお答えをいたします。

土木工事の三者見積りについては、これは県・国が発行しておる単価と物価資料という民間の発行しているものがございます。それはそれで使うんですけれども、そこにはない場合は三者から見積りを取って平均値を取するという、こういう構成になっておりまして、土木工事については、特殊単価ということになります。

建築工事につきましても、やはり国・県等々、それで物価資料になれば、これも三者を取って、平均を取るっていうルールになっておりますので、この辺は公共工事、建築・土木については、同一の考えで執行されておりますので、ということでございます。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 今の答弁で大体分かりました。私ども、先ほどの認識の中では、建築工事というのは、発注の仕方によっては、工事の工法が変わってくるので、いろいろなやり方があって、単価もばらばらになるのかなと思ったので、こういう質問をさせ

てもらいました。その辺については、今後また、分からないことがあったら、また聞きたいなと思います。

それでは最後の質問です。

有償ボランティア制度の導入について質問いたします。

本町では多くの町民の皆様が地域の絆や豊かな暮らしを支えるために、日々汗を流されています。現在、高齢者の生活支援や見守りを行う、なかのと結び隊や、健康な食生活を広める食生活改善推進協議会など、有償ボランティアや、それに準ずる方で活動されている団体があり、大変心強い存在となっています。

一方で、私たちの身の回りを見渡すと、地域の歩道や横断歩道、地下道の清掃、冬場の歩道の除雪、高齢者の健康を守るシルバー体操の指導、そして子供たちの学びを支える地域学校協働活動など、数多くの活動が完全な無償ボランティアとして、住民の皆様という奉仕精神と善意に頼る形で維持されています。

しかし、深刻な少子高齢化と人口減少が進む当町において、善意の無償ボランティアだけに頼り続けることは、特定の個人への負担集中や担い手不足による活動の衰退を招きかねません。

また、能登半島地震の震災を経験した当町において、地域防災の要となる防災士の資格を持つ方々の知識や技能を平時から地域の防災活動や見守りに生かしていく仕組みづくりも急務です。

そこで、これら無償の活動の持続可能性を高め、さらに多くの住民が気軽に参加できる環境をつくるため、町として統一な有償ボランティア制度を導入するべきではないかという視点から、四つの項目について町の認識を伺います。

まず、本町の地域社会を支える無償ボランティアの現状について伺います。

先ほども申し上げたとおり、歩道の清掃や除雪、シルバー体操の指導、学校サポートなど、住民の皆様が手弁当で関わっている活動は、本町の行政サービスを補完する極めて重要なインフラとなっています。

しかし、現場からはメンバーの高齢化が進み、次の担い手が見つけられない。いつも同じ人ばかりに負担がかかっているといった切実な声も聞かれます。

そこで伺います。

町は現在、町内で無償で行われている主要なボランティア活動の団体数や従事者数、そして直面している高齢化などの課題について、どのように現状を把握しているのか。

また、このまま善意だけに頼り続ける場合、地域の維持が困難になるという危機認識はあるのか、見解を伺います。

次に、能登半島地震を経て、その重要性が再認識されている防災士をはじめとした専門性を持った人材のボランティア活動についてお伺いします。

町には高い防災意識を持ち、資格を取得された防災士の方々が数多くいらっしゃいます。しかし、災害時だけでなく、平時における地域のハザードマップの点検や、高齢者世帯の家具固定の支援、地域の防災訓練の指導など、日常的にその力を発揮してもらう仕組みがまだ十分に備わっていないのではないのでしょうか。こうした活動もまた現在是有志の無償活動にとどまっている現状があります。

そこでお伺いします。町の防災士の皆様は平時から地域の防災力向上のために、主体的に活動できるよう、町として活動の機会や場をどのように提供していく方針か。

また、こうした専門的な地域貢献活動に対して、何らかの報償や支援を行う仕組みが必要ではないか、町の認識を伺います。

3点目、既に町内で行われている有償ボランティア活動の評価についてお伺いします。

なかのと結び隊は、ごみ出しや買物支援な

ど、高齢者の困り事を住民同士で支え合う、すばらしい取組であり、一定の成果を上げていると認識しています。このような対価が支払われた仕組みには、参加する側にとっても一歩を踏み出すきっかけになり、または、ありがたいの気持ちが形になっていることで、活動の継続性につながります。

なかのと結び隊や食生活改善推進協議会などの現在の活動実績及び見えてきた課題などを分析しているか。また、これらの有償で支え合う仕組みのノウハウを先述した清掃、除雪、体操指導、防災活動など、他の無償ボランティアの分野にも応用・拡大していくことは可能か、見解を伺います。

最後に、これらを包括した総合的な制度を提案いたします。

全国自治体では、地域の困り事を手伝ったり、清掃や防災活動に参加したりした住民に対し、1時間当たり数百円相当のポイントや地域通貨を付与するボランティアポイント制度などの有償ボランティア制度が導入され、大きな成果を上げています。たまったポイントは町の特産品へ交換や、コミュニティバスの利用券、あるいは自分の介護保険料への充当などに使えます。この制度があれば、これまで無償で頑張ってきた方々の努力に報われることができるだけでなく、退職後のシニア層や現役世代、さらに若者たちが少し地域に貢献してみようかと参加する強力な動機づけになります。

そこでお伺いします。無償ボランティアの負担軽減、防災士の活躍、そして健康づくりや地域コミュニティの活性化を同時に一挙に進めるため、本町独自の統一的な地域貢献有償ボランティア制度を構築し、導入する考えはないか。町長の前向きなご判断を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 有償ボランティア制度の導入についてのご質問にお答えします。

まず1点目の無償ボランティア活動の団体数や人員、直面している高齢化などの課題についてどのように現状を把握しているのかと、4点目の統一的な中能登町地域貢献有償ボランティア制度を構築し、導入する考えはないかについてですが、現在、町内では地域の保健福祉活動、防災や環境美化、学校での支援活動など、様々な分野でボランティア活動が行われております。

個人での取組や団体での活動、無償のものや活動費の助成で運営しているものなど、活動内容は多岐にわたります。そのため、詳細な団体数や人数の把握は難しい状況であります。

ボランティア活動の状況といたしましては、町の人口減少や高齢化率の上昇に伴い、ボランティアの高齢化や活動者数の減少など、担い手不足が見られています。

また、無償でのボランティアは地域を支える大切な活動ではありますが、その一方で、特定の世代であったり、個人に負担が偏りやすいこともあるため、善意だけに依存し続けてはいけないことも十分理解をしております。

議員ご提案の地域貢献、有償ボランティア制度の導入につきましては、地域の支え合いを持続させる上では有効な仕組みの一つとして認識をしております。

しかし、地域には住民同士のつながりが価値となる清掃活動や、高齢者や子供の登下校などの見守り活動、寄り添いながら話を聞くこと自体が支えとなる高齢者の話し相手など、有償化が難しいボランティア活動も数多くあります。

町といたしましては、統一的な形にとらわれず、それぞれのボランティア活動の目的や、本質に応じて多様な仕組みを取り入れ、町全体のボランティア活動を支援していきたいと考えております。

2点目、3点目の質問につきましては、そ

それぞれの担当課長より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 清酒危機管理課長
〔清酒秀樹危機管理課長登壇〕

○清酒秀樹危機管理課長 それでは、2点目の防災士をはじめとする専門人材の地域活動に対して、何らかの報酬や支援を行う仕組みが必要ではないかについてお答えいたします。

防災士につきましては、地域防災力の向上に向け、平時から地域において継続的に活動いただいております。個々の活動を支えるために、中能登町防災士連絡協議会がございす。

この連絡協議会では、防災士同士の情報共有や、知識・技能の向上を目的として活動が行われており、昨年度におきましては、各地区の自主防災組織に積極的に参加すること、町内で実施される防災訓練で防災知識の普及啓発を行うなどの目標を掲げ、積極的な取組が進められております。

防災士は地域に根差した防災活動の担い手として活躍いただく存在であることから、町といたしましては、活動そのものに対する報酬ではなく、防災士が地域で継続して活動しやすい環境づくりや活動の機会、学びの場の提供を通じた支援体制構築を継続的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 田畠長寿福祉課長
〔田畠洋子長寿福祉課長登壇〕

○田畠洋子長寿福祉課長 それでは、3点目の現行のなかのと結び隊等の活動実績と課題をどう分析しているか。また、有償で支え合う仕組みのノウハウを無償ボランティア分野にも応用・拡充していくことは可能かについてお答えいたします。

有償ボランティアなかのと結び隊は、中能登町ボランティアセンターが高齢者等のちょっとした困り事と、それをお手伝いするサポ

ーターをマッチングし、10分の活動に対し100円を支払うという事業であります。

利用者数及びサポーター数は年々増えており、昨年度ではサポーター登録者数は50人と1事業所で、活動実績は延べ411件となっております。

その一方で、利用希望者のお住まいの近くにサポーターがいない、サポーター登録はしているが、実際の活動につながらないなど、利用者とサポーターのマッチングが課題となっております。

なかのと結び隊の活動を通して、ボランティア活動を持続可能な取組とするためには、ボランティアの本質である見返りを求めず、誰かのため、地域のためにという自発性を大切にするとともに、報酬だけではなく、コーディネート機能を高め、参加しやすく続けやすい仕組みづくりを進めていくことが重要だと実感しております。

今後につきましては、現行のなかのと結び隊の活動において、支援内容の拡充や、サポーター数を増やす取組を行ってまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 答弁ありがとうございます。

町長からの1点目と4点目で難しいかなということをおっしゃられました。

それから2点目は、地域防災の支援体制をしていくってということで、これも理解できません。

3点目の結び隊の活動報告については理解しました。ただ、マッチングは難しいと、それからサポーター等の、50人と1企業ということで、まだもう少し必要なかなということとは私自身実感しましたし、このサポーターの募集に対しても、もう少しアピールしていけばいいんじゃないかなということも理解しました。

ですが、やっぱりこのボランティアの方々が無償で歩道や除雪、体操の指導をしているおかげで町が本来発生するはずの外部委託費や行政コストが抑制できていると思います。であれば、ここに少額のポイントや報償を予算化すれば、税金の使い道として極めて有効的であり、将来の介護費や行政コストの増大を未然に防ぐ先行投資になるのではないかと思います。

また、ボランティア活動において、シルバー体操の指導者に対しては、結構、いろんなところへ出かけて指導していますが、以前、ちょっと課のほうでお聞きしたら、指導者にもポイントがついてるよということをお聞きしましたが、指導者はその指導をするに当たって、事前に伝え方の勉強をしたりとか、それから交通費というか、自分の車でそこまで出かけていくということもあるので、やっぱりそこに関しては、やっぱり自腹で来とることじゃなくって、そこにも指導者としての参加ポイントとか、それから指導ポイントみたいな形で、何かポイントを付与できればいいかなと思います。

再質問として、その指導者ポイントを付与できないかということと、ボランティア活動に少額のポイントをつけることは、先行投資になるんじゃないかと思うんですが、その辺の見解をお伺いします。

○議長（南 昭榮議員） 田畠長寿福祉課長

○田畠洋子長寿福祉課長 合田議員の再質問にお答えいたします。

今現在、シルバーリハビリ体操の運動指導士の活動を行っていらっしゃる方がおいでますが、この方の指導ポイントについてのご質問だったかと思いますが、現在、介護予防ポイントの付与はさせていただいておりますので、こちらのほうについては、今後の研究課題とさせていただきたいと思います。

また、ボランティアの少額のポイントということですが、様々なボランティア活

動がある中で、長寿福祉課としましては、介護ボランティア、例えば施設での介護ボランティアに対するポイント付与について、今後検討していきたいと考えております。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 前向きな回答かなと捉えました。ただ、やっぱり清掃とか、学校サポートとかに関しては、やっぱり何らかの報酬があつてしかるべきではないかなと私は思っています。これも研究課題、あるいは研究話題ということであれば、私もこれからいろいろなところで調べて、また質問していきたいなと思います。

これで私の質問は終わります。

◎散 会

○議長（南 昭榮議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後4時25分 散会

令和8年6月5日（金曜日）

○出席議員（11名）

1番	木下智治	議員	7番	尾田良一	議員
2番	三浦克欣	議員	8番	土本稔	議員
3番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
4番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
5番	澤良一	議員	11番	甲部昭夫	議員
6番	古玉いづみ	議員			

○欠席議員（1名）

12番 坂井幸雄 議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金蔵
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田畠洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 邊 浩 久	書	記	石 川 恵梨香
議会事務局長補佐	神 保 悦 子			

○議事日程（第４号）

令和８年６月５日 午後３時００分開議

日程第１ 議案第２号 中能登町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第３号 令和８年度中能登町一般会計補正予算

議案第４号 令和８年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第５号 令和８年度中能登町下水道事業会計補正予算

議案第６号 小字の区域の変更について

議案第７号 公の施設の指定管理者の指定について
(高齢者グループホーム「しあわせの里」)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

(追加日程第1)

議案第8号 物品購入契約の締結について
(令和8年度中能登町高規格救急車・高度救命処置用資機材整備事業)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

同意第1号 教育委員会委員の任命について

(提案理由説明・質疑・討論・採決)

午後 3 時00分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） ご苦労さまです。

12番 坂井幸雄議員から自宅療養のため、欠席届が提出されていますので、報告します。

ただいまの出席議員数は11名です。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（南 昭榮議員） 日程第 1

これより、本定例会議から付託をしておりました議案第 2 号から議案第 7 号までを一括して議題といたします。

以上の案件に関し、各委員会における審査の過程及び結果について各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務建設常任委員会 甲部昭夫委員長。

〔総務建設常任委員会委員長（甲部昭夫議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（甲部昭夫議員） 総務建設常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、議案 2 件であり、説明を求め、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案についての質疑、意見などは、特にございませんでした。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案 2 件については、全会一致で可決いたしました。

なお、今回、報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で、総務建設常任委員会からの審査結

果の報告を終わります。以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、教育民生常任委員会 古玉いづみ委員長、報告願います。

〔教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議員） 教育民生常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、議案 1 件であり、説明を求め、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案についての質疑、意見などは特にございませんでした。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案 1 件については、全会一致で可決いたしました。

今回、報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で、教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 次に、予算決算常任委員会 笹川広美委員長、報告願います。

〔予算決算常任委員会委員長（笹川広美議員）登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（笹川広美議員） 予算決算常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

まず、今定例会議で付託されました補正予算に係る案件は、議案 3 件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

議案第 3 号 令和 8 年度中能登町一般会計補正予算について、歳入、地方債補正で利率を年 4.0%以内から年 6.0%以内に引き上げられるとのことだが、設定が高いのではないかと質疑があり、市中の金利が上昇しているこ

とや、現在も約3%台の借入れもあることから、今後の金利変動に備えて引き上げたものであると回答がありました。

次に歳出、第3款民生費、保育園運営費の工事請負費207万6,000円の増額について、三つの保育園のエアコン及び暖房機の設備更新であると説明を受けたが、故障を把握した時期、修理による対応の検討、同一の地方債を利用するのかと質疑があり、令和7年度末に実施した点検で故障が判明したため、今回の補正予算に計上し、対応を図るもので、地方債は過疎債を使用し、充当率100%、交付税措置率70%と有利な財源措置となっていると回答がありました。

次に、第6款農林水産業費、農業振興費のトキ生息環境整備事業175万6,000円の増額について、この事業は令和7年度から令和8年度の2年間となっているが、事業終了となる令和9年度以降はどのように対応していくのかと質疑があり、県において新たな施策が展開されると予測されるが、仮に実施されない場合であっても、町が主体となって、トキの生息環境を整備していきたいと考えている。また、これに併せて環境に配慮した米作りの取組も同時に推進していきたいと回答がありました。

委員からは、町が主体となって取り組んでいく姿勢を発信してほしいと意見がありました。

次に、第9款消防費、防災対策費346万円の増額について、避難所の管理システムを導入することであるが、災害時における管理システムの実用性について質疑があり、県との実証実験の結果を踏まえ、有効に機能すると判断し、導入することとした。また、高齢者やデジタル弱者への対応について質疑があり、職員が代行で直接入力することも可能と考えている。また、個人情報管理とリスクへの対応についての質疑では、身分が明確な町職員が対応することで適切な管理が可能と

考えている。将来的に契約の業者を変更する必要が生じた場合に、発生し得るリスクについての質疑では、今回の導入は県が主導しており、全国的に展開されていく可能性も踏まえての業者選定であることから、リスクは低いと考えている。導入後のランニングコストについても質疑があり、年間約35万円を見込んでいると回答がありました。

次に、第10款教育費、社会教育施設管理運営費の生涯学習センター管理運営事業1,813万3,000円の増額について、レクトピアパークに遊具を設置することであるが、インクルーシブ遊具の対象者及び復興支援交付金と遊具設置の関連性について質疑があり、障害の有無、年齢などにかかわらず、全ての子供たちが一緒に安全に遊び、学び合えることを目的としており、能登創造的復興支援交付金などを活用し、町の財政負担を少しでも軽減するため活用すると回答がありました。

同じく教育費、体育施設維持管理事業のテニスコート「とりや」人工芝張替え工事4,873万円の増額について、全面更新の必要性と財源、費用対効果とコストの妥当性及び積算根拠について質疑があり、6面のうち2面が使用できない状態で、残り4面も老朽化が著しい状況であるため、全面を更新することとした。財源はt o t oの助成のほか、一般単独施設改修事業債を充てる予定である。利用については、大半が活用され、高い稼働率となっている。積算根拠については、人工芝の張替え工事が特殊であるため、業者からの参考見積りを基に算出したと回答がありました。

同じく教育費、スポーツ振興事業120万4,000円の増額について、総合型地域スポーツクラブの創設を目指すため、先行事業を実施するものと説明を受けました。先行事業のうち、幼児運動教室、ジュニア運動教室、ピククルボール教室の実施内容について質疑があり、幼児運動教室は保育園児を対象に町立

保育園と連携した幼児向け運動教室を各園で年5回実施を予定している。ジュニア運動教室は小中学生を対象に、小中学校体育館での実施を検討しており、基礎体力づくりを目的とした教室を年20回予定している。ピックルボール教室は子供から高齢者までを対象に、昨年度ラピア鹿島で実施し、好評であったことから、ニュースポーツとして、誰もが気軽に楽しめる形式で年20回を予定し、中能登町スポーツ推進委員をメインとして指導していくことを考えていると回答がありました。

委員からは、総合型地域スポーツクラブの意義を町民に広く伝えてほしいと意見がありました。

質疑終了後、討論、採決の結果、付託された補正予算に係る議案3件は全会一致で可決いたしました。

なお、今回報告しました結果は、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で予算決算常任委員会からの報告を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 以上で、各常任委員会の委員長報告が終わりました。

◎質 疑

○議長（南 昭榮議員） これより、各委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

ここで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（南 昭榮議員） これより、議案第2号から議案第7号までについて一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に賛成の発言を許します。

11番 甲部昭夫議員

〔11番（甲部昭夫議員）登壇〕

○11番（甲部昭夫議員） 私は議案第3号令和8年度中能登町一般会計補正予算について賛成の立場から討論いたします。

まず、第3款民生費の保育園運営費に計上されております保育園の冷暖房設備更新費207万6,000円についてであります。

近年の猛暑は、私たちの想像を超える厳しさとなっており、特に子供たちの健康と安全を守るためには、保育環境の整備が急務であります。未来を担う子供たちが安心して過ごせる環境づくりは、行政が果たすべき重要な責務であり、本事業はその一助となるものと高く評価するものであります。

次に、第6款農林水産業費の農業振興費に計上されておりますトキの生息環境整備費175万6,000円についてであります。

本年5月31日に実施されましたトキの放鳥は多くの注目を集めました。そして、本年9月には本州で2回目となる放鳥が当町で予定されております。トキの定着は単なる自然保護にとどまらず、中能登町の豊かな里山環境や農業の価値を全国へ発信する大きな契機となるものであります。その成功に向け、生息環境を着実に整備していく本事業には極めて意義深いものと考えています。

さらに、第9款消防費の防災対策費に計上されております避難所運営のデジタル化を進めるための避難所管理システム導入費346万円についてであります。

災害時における迅速かつ正確な情報共有は、住民の命を守る上で欠かすことができません。町内3か所の防災拠点を整備する本事業は防災力の向上に大きく寄与するものであります。

私自身、防災士として活動してまいりましたが、日頃から備えこそが有事の際の被害軽

減につながるものと確信しており、本事業を高く評価するものであります。

そのほかにも、全ての子供たちが利用できる遊具を備えた公園整備や古墳公園にある川田の大池周辺の階段修繕など、子供から高齢者まで幅広い世代が安心して利用できる施設整備が盛り込まれております。住民生活に寄り添った予算編成であると受け止めております。

さて、私は平成9年の初当選以来、約29年にわたり、議員として町政に携わってまいりました。そして、今議会が私にとって最後の議会となります。この間、多くの皆さんに支えられながら、中能登町の発展と住民の福祉を願い、微力ながら取り組んでまいりました。

現在、中能登町は能登半島地震からの復興・復旧という大きな課題に直面しておりますが、確実に前へ進み始めております。本補正予算は、そうした歩みをさらに後押しし、中能登未来ビジョンに掲げるつながりと、明るい希望を持てるまちづくりの実現につながるものと確信しております。

私も議員の立場は退きますが、これからは一町民として、この愛する中能登町のまちづくりを応援してまいりたいと思っております。

結びに、議員各位のご研さんにご賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。本当にありがとうございました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

7番 尾田良一議員

〔7番（尾田良一議員）登壇〕

○7番（尾田良一議員） 議案第3号 令和8年度中能登町一般会計補正予算について、私は以下の2点でこの議案に反対するものです。

一つ目、トキ生息環境整備事業、これはあくまで本州における繁殖を見据えての対策で

あると理解しております。現時点では、佐渡にも、中国本土にもトキは十分生息しているものであり、またいなくなれば持ってくることも可能でしょう。さらには、トキという鳥は進化の観点からもそういう運命にあるのではと考えたりもします。これだけトキの個体数が減少すると、かつてのニホンオオカミ同様の運命をたどるのではとも思います。

やはり長いスパンで考えれば、これはやむを得ぬ事象であり、無為自然、自然の摂理に従うことが正しいのではないのでしょうか。

次、第2点目です。総合型地域スポーツクラブ活動助成について。

特に、幼児運動教室として、保育園等と連携し、幼児期の運動習慣を定着させる目的のものだと説明されています。そのようなものは必要だとは私個人的には考えません。ただでさえ、温室育ちが問題になっているにもかかわらず、その温室の中に、また冷暖房装置を入れるようなものであります。外気に直接触れさせる、厳しい目に遭わせるといった親の側からの子離れ学習も必要なのではないのでしょうか。

以上、二つの理由から私はこの第3号に反対するものです。

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第2号の条例関係の議案第1件について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第3号令和8年度中能登町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第4号及び議案第5号の補正予算関係の議案2件について一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、議案第4号及び議案第5号は、原

案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第6号小字の区域の変更について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第7号公の施設の指定管理者の指定について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程

○議長（南 昭榮議員） お諮りいたします。

ただいま宮下町長から議案第8号、諮問第1号及び諮問第2号、同意第1号、議案1件、諮問2件及び同意1件がそれぞれ提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 異議なしと認めま

す。

よって、議案第8号、諮問第1号及び諮問第2号、同意第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程表を配付しますので、暫時休憩します。

午後3時27分 休憩

午後3時28分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案の上程

○議長（南 昭榮議員） 追加日程第1

議案第8号、諮問第1号及び諮問第2号、同意第1号を一括して議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日、追加提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

初めに、議案第8号 物品購入契約の締結についてであります。

令和8年度中能登町高規格救急車高度救命処置用資機材整備事業につきましては、令和8年5月19日に6者による指名競争入札を執行した結果、3,423万2,000円で株式会社本田商会に落札を決定し、仮契約を締結したものであります。

次に、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

今回、人権擁護委員候補者に澤 祐紀恵氏、並びに吉野和夫氏の2名を最適者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

任期は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間であります。

次に、同意第1号 教育委員会委員の任命についてであります。

今回、教育委員会委員に澤 祐紀恵氏を最適者として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和8年6月30日から令和12年6月29日までの4年間であります。

以上、本日追加提案いたしました議案につき、ご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎質 疑

○議長（南 昭榮議員） 初めに、議案第8号について質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

ここで質疑を終結します。

お諮りします。

議案第8号については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、委員会付託を省略します。

◎討論、採決

○議長（南 昭榮議員） これより、議案第8号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第8号について採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭栄議員） 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭栄議員） 次に、諮問第1号及び諮問第2号、同意第1号を一括して議題とします。

本件は人事案件でありますので、議会運営に関する申合せ事項第23項の規定により、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決します。

これより、諮問第1号及び諮問第2号を一括して採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり適任であることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号については、原案のとおり適任であることに決定しました。

次に、同意第1号について採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎散 会

○議長（南 昭栄議員） 以上で、本定例会議に付議をされました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和8年度中能登町議会6月定例会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時34分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 南 昭 榮

署 名 議 員 尾 田 良 一

署 名 議 員 土 本 稔